

炉辺談話総集編

No. 2

2001 年－2002 年

目 次

21 世紀の杞憂	3
ロータリアンの職業倫理	6
ロータリーの間管理組織	8
ボランティア活動に関する新しい発想	10
2001 年規定審議会報告	17
例会出席のメリット	22
2001 年規定審議会採択立法案の解説	26
親睦と奉仕	35
会員の条件と入会手続	37
変えてはならないもの	41
第二モットー使用停止復活運動顛末記	44
職業分類制度の崩壊	62
日本におけるインターネットの現状と問題点	65
空港セキュリティ	62
Service not self	66
一人一業種制度の撤廃	70
例会変更	74
2001 年版手続要覧	78
移籍および退職者の会員身分	80
クラブの RI 脱会、除名	83
地区委員会の役割	86
ガバナー月信	89
職場例会と例会変更	91
SAA の役割	94
識字率向上月間にちなんで	97
会費	100
IM とガバナー補佐	102

ロータリー親睦活動とボランティア・グループ	105
ロータリーと IT (RI 編)	110
ロータリーと IT (日本編)	116
ロータリーと IT (私自身編)	123
ロータリーの綱領	128
ロータリーに入会した著名人	136
Profit 考	138
なぜロータリーに入会するのか (1963 年版)	142
なぜロータリーに入会するのか (2001 年版)	146
新しいロータリー財団補助金制度	149
2004 年規定審議会の傾向と対策	151
ロータリー研究会	154
One profits most who serves best	156

21 世紀の杞憂

21 世紀のロータリーがどのような道を歩もうとしているのか気がかりでなりません。

法さえ犯さなければ、たとえどのような手段を使っても、大きな利潤を得たものが成功者として称えられる、資本主義の悪い面が隆盛を極めた 20 世紀の初頭に、科学的な企業経営による事業の継続的發展と高い倫理的な基準を設ける運動として、ロータリーの職業奉仕の概念が生まれました。

ロータリアンが真摯にこの理念を実践に移した結果、資本主義の自由競争の前提として、利潤の適正分配と高い職業倫理の精神を持つことこそ、自らの職業を隆盛に導く前提であることが一般社会に認知されると共に、ロータリアンの企業を繁栄させてきました。

第二次世界大戦を契機に、ロータリーの運動に「世界平和」の考え方が導入され、ロータリアンの強い影響力の下で、国連憲章が生まれました。全世界のロータリアンの友情と理解を前提として、世界の平和を目指そうという国際奉仕の考え方です。

さらに 1960 年代から、世界社会奉仕 WCS を中心とした国際ボランティアの活動が始まり、3・H、ポリオプラスと進展し、昨今では名実ともにボランティア団体と化した感があります。

ロータリーの思考には、**He profits most who serves best** に基づく職業奉仕の理念と、**Service above self** に基づく社会奉仕および国際奉仕のボランティアの理念があり、この両者を以ってロータリー哲学とすることが決議 23-34 に明記されています。

従って、ボランティア活動することがロータリーとして適切な活動であることには異を唱えるつもりはありません。ただし、昨今のロータリーの活動(RI の考え方)は、職業奉仕を忘れ去って、ボランティア活動にのみに狂奔しているように思えてならないのです。

ボランティア活動に専念しようと思えば、大量のマン・パワーと資金が必要になってきます。

今、RI は 2005 年までに 150 万人の会員増強を考えています。これを容易にするために、2001 年の規定審議会には、若くて忙しい世代の入会を容易にするために、会員資格の簡素化や一人一業種制度の撤廃や出席規定の緩和等の定款改正が提案されます。

年末には、デブリン会長を中心とした使節団が中国を訪問して、ロータリーへの加盟を要請しました。ロータリーの思考は資本主義を前提にしたものですから、社会主義とは相容れるものではありません。ソ連にしろ東欧にしろ社会主義が崩壊した後にロータリー・クラブが出来たのですから、中国が加盟することによってボランティア団体として必要なマン・パワーは獲得できたとしても、職業奉仕の思考を伝達することはとうてい不可能でしょう。

名誉会員の入会を積極的に進め、すでにテッド・ターナー(タイム・ワーナー社主、CNN 副社長)やビル・ゲーツ・シニアなどを入会させ、さらに各国の有力者を入会させるように要請しています。テッドはつい先日、国連のアメリカ分担金 3200 万ドルを個人で肩代わりした大資産家です。国際的な富豪を入会させることによって、今後、多額な寄付が期待できるわけです。

他の奉仕団体との連携についても積極的に推し進め、グラスゴー大会では、シビタンやライオンズとの協力を発表しています。

その一方で、ロータリーのロータリーたる所以とも言える職業奉仕に関する関心が希薄になっていることは、RI の職業奉仕委員会が 1947 年に廃止され、40 年後の 1987 年に再設置されたものの、「職業奉仕の実践はロータリアン個人とクラブの責務である」という理解に苦しむ声明を出した後、再び委員会は廃止され、現在に至っていることから明白です。

RI には会員増強・拡大という任務がありますから、これを推し進めよ

うとするのは当然ですが、奉仕理念を鼓吹する義務も併せ持っていることを忘れてはなりません。そしてその奉仕理念は職業奉仕を前提としていることは、ロータリーの綱領からも明らかです。

もし RI が、21 世紀にロータリーが生き延びる道は、ボランティア団体に転換することだと考えているのなら、先ず世界中のロータリー・クラブのコンセンサスを得た上で、ロータリーの綱領を改正しなければなりません。

最近の RI の一連の動きをみていると、綱領を改正することなしに職業奉仕を捨てて、ボランティア団体に移行する道を強引に突き進んでいるように思えてならないのですが、皆さんはどうお考えでしょうか。

2001 年 1 月 9 日

ロータリアンの職業倫理

贈収賄や談合のニュースが毎日のようにマスコミを賑わしています。不祥事を起こした企業の当事者の名前を、全国ロータリークラブ会員名簿で発見するとき、ロータリー運動の無力さをしみじみ痛感するのは、私だけではないと思います。

ロータリー運動の成果が職業倫理高揚につながることは、ロータリーの目的が端的に述べられている「ロータリーの綱領」の主文が、「有益な事業の基礎として奉仕の理念を鼓吹し」という文章に始まり、さらには付帯事項の説明のなかで、「事業および専門職種の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること。ロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。」と書かれていることから明らかです。

従って、これらの事件に関わった当事者を、会員からだすことは、ロータリー運動をロータリーの会員自らが否定することになります。ロータリーの理念を否定してこれらの犯罪を犯すことによって、自らの企業を倒産させ、その結果として、ロータリーの職業奉仕理念の正当性を証明するのは、極めて情けないことではありませんか。

現在では、脱税、贈収賄、不公正取引、市場買占め、おとり商法、契約不履行、商標侵害等、そのほとんどが立法化されていますが、これらの不合理な商取引が公然とまかり通っていた時代に、これに敢然と立ち向かって、ついに立法化にまでこぎつけたのは、ロータリーの職業奉仕理念に従って、これを実践に移したロータリーの先達の努力の結果だということを忘れてはなりません。

しかし、いくら職業倫理が立法化されたとしても、それを守るのは人間であり、人間はえてして自分の都合のいい方に解釈するものです。従って毎週の例会を人生の道場と考えて、ロータリーの職業奉仕を学ぶ努力は未来永劫に必要なのです。

もし、彼らがロータリーの提唱する職業奉仕理念の片鱗でも理解していれば、こんな不祥事は起こさなかったはずです。このような人に対しては、綱領違反によって即刻エンブレムを外していただくのは当然ですが、このような人を出したクラブは、教育的機能とロータリーに於ける真の親睦が欠如していたことを大いに反省する必要があります。

クラブの評価は、どんな素晴らしい奉仕活動をしたかではなく、どんな素晴らしい人を育てたかによって決まるという言葉を、改めて思い起こす必要があります。

2001 年 1 月 24 日

ロータリーの間管理組織

ロータリー思想の一元化を図り、拡大を容易にし、更に数多くのクラブの管理を容易にするために国際ロータリーが 1922 年に設立され、新しい定款・細則が制定されました。これ以降に創立されるクラブには、この定款・細則が適応されることとなりますが、それ以前にできていたクラブは特権保有クラブとして独自の定款を持つことが許されています。

イギリスとアイルランドのクラブ群は、地域の特性に適応した管理が必要という理由から、1913 年にイギリス・ロータリークラブ連合会 **BARC** という中間管理組織(現在の **RIBI**)を作り、独自の定款・細則のを制定して、クラブ群の管理を行っています。

パスコール会長の片腕として活躍した、ロンドンのロータリアン、ビアン・カーターは、自らの著書 **The meaning of Rotary** の中で、その理由について次のように述べています。

「アメリカから離れている地域では、自らの連合会による管理を行うべきである。国際ロータリーの理事会は、殆どの場合アメリカ人である会長を含んで 6 名のアメリカ人と、その他の国の理事 5 名で構成されている。しかし、殆どの理事会は必要最低限にしか開催されず、殆どの話し合いは、北アメリカ選出の理事が行っている。

地域のニーズを満たすためには、理事会運営の権限をもっと分散し、さらに、イギリスやヨーロッパだけではなく、もっと多くの地域で、地域管理の形が取られるべきである。」

日本はこれに倣って(もっとも、軍部の圧力に耐えかねてという別の理由もあるのですが)、日満ロータリー連合会を作りましたが、その直後に **RI** から離脱する結果となりましたし、南アメリカで起こった同様な動きも、強い反対を受けて潰されたという経緯があります。

さて **RI** 理事会の運営は、現在もあまり変わらず、理事会に提出され

る議案の殆どは、アメリカに常住している一部の理事と事務局を中心に、事前に作られており、理事会はそれを承認するだけというのが現状のようです。

これではアメリカ人の思考に基づいた RI の運営や奉仕活動の提唱となり、日本のロータリアンとの温度差が開いてくるのは当然であります。

ロータリーの奉仕哲学といった思想の一元性を保つことは当然としても、アジア、ヨーロッパ、南アメリカなどの思考を尊重するためには中間管理組織を作って、緩やかな連邦制を敷き、地域や民族のニーズに応えた運営を委任することも一考に値すると思います。

2001 年 1 月 31 日

ボランティア活動に関する新しい発想

最近の RI のボランティア活動に対する取り組み方に疑問を抱く人が多いようです。その論点は、「ロータリーの綱領」からも職業奉仕を目的とした組織であるにもかかわらず、職業奉仕を省みず、ボランティア活動に狂奔している。奉仕活動の実践はクラブの自由裁量件に委ねられているにもかかわらず、半ば強制的とも思われる手法で、奉仕活動や財団寄付が要請される。と、いったことに集約されるのではないのでしょうか。

ロータリーの目的が端的に述べられている「ロータリーの綱領」の本文には、「有益な事業の基礎として奉仕の理念を鼓吹し」と書かれており、さらには付帯事項の第 2 項の中で、「事業および専門職種の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること。ロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。」と書かれています。

社会奉仕に関しては、その第 3 項に「奉仕の理想を社会生活に適応する」と抽象的に述べられているだけですから、ロータリーの綱領から判断する限りでは、ロータリー運動は職業奉仕運動が主たる目的であることに疑問をはさむ余地はありません。

その一方で、ロータリーには、“He profits most who serves best”と“Service above self”の二つのモットーとがあり、前者は職業奉仕の理念であり、後者はボランティア活動の理念となっています。

ロータリーではこの二つのモットーをロータリー哲学と位置付けていることは、決議 23-34 の第 1 条に「ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕“Service above self”の哲学であり、“He profits most who serves best”という実践理論の原理に基づくも

のである。」と書かれていることから明白です。

当初は、職業奉仕の実践によって得られたプロフィットを原資として、個人奉仕としてボランティア活動を行うことが前提となっており、まず職業奉仕次いでボランティア活動という順位であったものが、1962年にWCSの考え方が導入されて以来、急速にボランティア活動に関するニーズが高まり、ついに、1990年の規定審議会で、Service above selfが第一モットーに昇格されて、He profits most who serves bestと立場を入れ変えるに至りました。それ以来、綱領上は職業奉仕団体を標榜しながら、現実には、ボランティア活動にシフトを替えるという矛盾を孕んだまま今日に至っているのが現実の姿です。

従って、ロータリー活動を21世紀に向けて発展させるためには、ボランティア団体に移行する以外の道はないと考えるのならば、規定審議会に諮って綱領を変更することから始めなければなりません。

現在のRIに対する不満は、その大切な問題を協議することなく、実質的にボランティア団体への移行を図っていることに対してではないでしょうか。

さらに、綱領を遵守し、ロータリーの本質を変えずにボランティア活動を活発に行いたいと願うのならば(私はその立場ですが)、ロータリーの理念や規約と、ボランティア活動との間に整合性を持たせるような発想の転換が是非とも必要になってきます。

ボランティア活動に対するロータリアンの関心も高いし、国際社会からのニーズも高いことは事実です。そうかといって、現行の規約の下では、奉仕活動の実践母体ではないRIやその末端組織である地区が直接活動することは出来ませんし、クラブに命令することも自治権の侵害となって不可能です。

RIがロータリークラブの上部機関だという考えは間違いであり、ロータリークラブ創立の歴史を紐解けば、それぞれのクラブは最高の自治権

を持った対等の立場にあることが判ります。RIはクラブの親睦を守るために後から作られた組織であって、当初与えられた役割は、奉仕理念の提唱と拡大であり、その後連絡調整権が与えられ、1922年になって、やっと直接監督権が与えられるという経過をたどっています。

直接監督権の範疇にある定款・細則以外に、理事会の強い意思表示である理事会決議や理事会決定がありますが、これらの要請事項が、あたかも、クラブの行動を規制するかのような誤解を生んでいるのです。

毎年、会長から発表されるRIのテーマ、会長賞への挑戦、数多くの奉仕活動に対する要望、ロータリー財団へ寄付、会員増強等が要請されますが、これらの殆どは理事会決定であり、それに従うか否かは、クラブの自由です。

奉仕活動の実践はクラブ自治権の範疇にあるわけですから、RIから示された奉仕活動の実践を拒否することはクラブの自由です。しかし、これらの要望事項は、全世界のニーズやロータリー活動を詳細に調査した結果、必要と認めて要望しているわけですから、自分のクラブの活動にふさわしくないとして採用しないのならば、自分のクラブにふさわしい活動を新たに見つけて、それを実施する義務があるのです。

RIからの要請は断る。クラブ・レベルの奉仕活動もしない、即ち自治権を主張してそれに伴う義務を果たさないでは、ロータリークラブとしての存在価値はありません。

ロータリー運動は実践哲学であることを忘れてはなりません。

さて、この原則からは、どんなに素晴らしいボランティア活動であろうとも、RIからクラブやロータリアンにその活動をするように命令することができない理由が判りになったと思います。

積極的にボランティア活動することを望むロータリアンは多いし、ロータリーのボランティア活動に対するニーズも多い、しかし、現在のロータリーの規約では、理念上からも組織上からも、それを拒んでいる

ところに、RI のジレンマがあるのではないのでしょうか。

そこで、ロータリーの綱領に抵触することなしに、またクラブの自治権を侵すことなく、ボランティア活動をしたいという目的意識を持ったロータリアンが、積極的にボランティア活動に取り組むための新しい発想を提案したいと思います。

市民や国際社会のニーズに応えるために、人道主義に基づいた積極的なボランティア活動をすることは大切なことです。しかしながら、RI は、これらのボランティア活動を、クラブやロータリアン個人に強制することはできません。何故ならば、奉仕活動の実践はクラブの自治権の範疇に入っており、さらに、RI の権限はクラブに及んだとしてもロータリアン個人には及ばないからです。従って、RI が本来の目的である職業奉仕をないがしろにしているとか、クラブの自治権を無視して、ボランティア活動を押し付けているといった誤解を与えない方法で、ボランティア活動を積極的に推し進める方法を開発する必要があります。

デブリン会長は主要な実践活動に対して 20 のタスク・フォースを作り、そのスタッフを任命しました。しかしながらこの集団は 1000 名ほどの指導者集団として、問題意識の提起はできたとしても、実際に活動するマンパワーを確保する力を持っていません。指導者層のマンパワーだけで実行できる活動はいいとしても、一般会員の協力が必要なボランティア活動については RI 会長、コーディネーター、ガバナーとその要請が順送りに伝えられたとしても、ガバナーがクラブに対して強制することが出来ないという、クラブの自治権がネックになって、どんなに素晴らしい発想であっても、そのアイディアが指導者の間を空回りするだけで、現実の活動にはつながってきません。

さらに、地区が重点を置くタスク・フォースは、せいぜい二つか三つ

ですから、自分の地区が関心を示さない活動に関しては、ロータリアン個人がこれに参加する道は、事実上閉ざされているわけです。

一方、ロータリーの正式にプログラムの中に **RRVF** 趣味職業別親睦活動があります。その名の通り、ロータリアンが趣味や職業を通じて親睦を図る同好会組織であり、誰でも任意に加入することができます。

しかし現状では同好会という性格が強いことと、会の運営はすべてを会費でまかなうように定められている関係上、**RRVF** が対外的なボランティア活動をすることは困難です。

私の提案は、この両者の特徴を生かした新しいボランティア組織 **Rotary Volunteer Fellowship RVF** が出来ないかということです。**Task Force** は特定の目的を持って任命された指導者集団であり、**RRVF** は趣味職業別の一般会員が自発的に参加できる親睦組織です。

これに対して **RVF** は特定の分野のボランティア活動をしたいというロータリアンが自発的に集まった組織ですから、**Collectively Individual Service** 集团的個人奉仕というロータリーの原則に合致し、さらに全世界から、ボランティア活動に関心のある会員を目的別に集めることができます。

RVF は、**RRVF** と同様に **RI** のプログラムとして設立した組織で、すべてのボランティア活動は、この **RVF** を通じて行いますから、**RI** や地区そのものがボランティア実践活動の母体になるという非難を回避できると共に、クラブの自治権を侵すことはありません。

その詳細は次の通りです。

1. 会員・・・特定のボランティア活動に関連した全職種およびその活動に関心を抱く全てのロータリアン。たとえば **Eye Care Volunteer Fellowship** ならば、眼科医、眼鏡、コンタクトレンズ、パラメディカル、

薬剤師、ケア・マネージャー、医療器具に関連する職種は当然として、介護補助、輸送、通訳等のボランティアとして参加する意思のある者全ての者が参加することができます。

2. 募集方法・・・決して強制であってはならず、あくまで個人の自発的登録としますが、目的意識を持ってロータリアンになったからには、どれか一つの **Volunteer Fellowship** に入ってもらう位のつもりで、数多くの **Volunteer Fellowship** を設立して、あらゆる手段を使って積極的に会員を募集すべきでしょう。**RI** や地区やクラブが会員募集に積極的に関与することは問題ないと思います。

3. 組織・・・**RI** の正式なプログラムとしてそれぞれの **RVF** を認定します。各 **RVF** について、委員長・副委員長・エリア **manager**・国別の **Branch manager** が必要でしょう。幾つかのボランティア活動については、現在のタスク・フォースや **RRVF** から再編成することも可能です。

4. 費用・・・国際的活動についてはロータリー財団からの支出、国内活動については **CAP** のようなシステムを開発する必要があります。それぞれの **RVF** の趣旨に賛同した、全世界のロータリアンからの寄付 **RVF Fund** をこれに加えることもできます。また、実際に出務するロータリアンに関しては、ロータリー・ボランティアスのような実費支給を考える必要があるかも知れません。

5. 適用・・・現在ロータリーが行っているあらゆる分野のボランティア活動に適用でき、実戦部隊としての活動が可能となります。**RVF** として一元化するのも一つの方法ですが、細分化した組織の方が、会員の負担を軽減でき、より専門化でき、小回りが効くのではないかと思います。**Eye Care**、**Relief Rescue (Earthquake, Fire, Flood damage, Traffic, etc.)**、**Literacy** 等あらゆる職業別、機能別の **RVF** を編成することができます。

効果

1. ボランティア専門集団としての広範囲かつ専門的な活動が期待できる。
2. 広く全世界のローリアンの参加が可能になる。
3. 目的意識を持ったロータリアンが直接参加するので、奉仕活動を強制することにはならない。
4. RI、クラブ共にこの活動の母体ではないので、規約に抵触したりクラブの自治権を犯すことがない。
5. ロータリーの職業分類制度を、ボランティア活動に有効利用することができる。
6. 既存のタスク・フォースおよび RRVF の幾つかを、直ちにこの RVF に再編成することができる。

2001 年 2 月 16 日

2001 年規定審議会報告

4 月 21 日土曜日から 27 日金曜日までの 7 日間、シカゴ・マリオット・ホテルに、世界各地からの代表議員 530 人(内 17 名欠席)、投票権を持たない特別議員、法律顧問、理事会のメンバー、定款細則委員、SAA 等約 600 人が集まって、2001 年度規定審議会が開催されました。

この審議会には 1,350 を超える立法案が提案され、果たしてこの期間内に、全てを審議することが可能かどうか危ぶまれましたが、クリフ・ドクターマン委員長とビル・ハントレー副委員長の素晴らしいリーダーシップと、全代表議員の協力によって、27 日金曜日の午後 2 時に無事終了することができました。

ホテル到着直後の午後 7 時 30 分から開会式に引き続いて、約 1 時間、オリエンテーションが開催されて、全般的な説明がありました。1,350 件の提案のうち、正しく提案された案件 300 件、不備があったため受理しなかったもの 200 件、当初欠陥があったが本日の時点で修正されたものの 100 件、修正されていないもの 100 件、同一とみなされる提案 250 件であり、そのうち不備のある提案と修正されなかった欠陥提案を除外した 650 件について審議することが決定しました。

規定審議会番号順に審議すると、重要な提案が後回しになる可能性があるため、事前に重要なものから審議順序番号(Order of consideration)をつけて、その順に並べ替えられ、同一とみなされる提案については、先に審議された提案が採択または否決された時点で、Withdraw するように要請されました。

さらに、発言者の冒頭論述は従来の 3 分間から 2 分間に、賛成および反対の論述は従来の 2 分間が 1 分間に制限されました。

今回の規定審議会からキー・パットによる投票と大型スクリーンによ

る結果発表が採用され、大幅な時間の節約が図られました。時には機械の機嫌が悪くなって作動しなくなったり、配線を皆が踏むために、突然特定の一列だけが投票不能になって、カラー・ボードによる投票に切り替えられたこともありましたが、2・3 票差や同数の表決も再々ありましたので、その成果は高かったと思います。

本会議は 4 月 22 日日曜日、朝 8 時 30 分から議事が始まりました。

08:30－10:00 本会議

10:00－10:30 コーヒー・ブレイク

10:30－12:30 本会議

12:30－14:00 昼休み

14:00－16:00 本会議

16:00－16:30 コーヒー・ブレイク

16:30－18:00 本会議

というタイトなスケジュールが金曜日まで続きました。

個々の案件については、後日触れるとして、今回は全般的な話題をお知らせしたいと思います。

日本語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、ドイツ語の同時通訳がついていて、イヤホンから聞くことができますが、80% までが英語で話されるため、英語圏の人たちは殆どイヤホンをつけようとはしません。従って、提案や賛否の討論は、どんなに素晴らしい意見を述べても誰も聞いていないと言う結果になります。特に今回のように発言時間が 1・2 分と制限されていると、おもむろにイヤホンを取り出して、チャンネルを合わせていると、発言の殆どが済んでいると言う状況になります。

提案を採択させようと思ったら、グローバルな提案、時代の流れにあった提案を出すことと、自分の国だけではなく、外国の代表議員をまきこんだ、十分な応援体勢を作っておくことが肝要です。

クラブから出た提案だから仕方が無いといって、何でも出せば、それこそ皆の笑いものになる場合もあります。地区レベルで充分調整をした上で提案を作るべきでしょう。

今回は過去3回の審議会の提案の合計とほぼ同数の提案が審議されました。既に採択されたか否決された提案は、時間の関係で全て **withdraw** して貰いたいと、再三の要請があったにもかかわらず、日本を含めて数件の重複提案があり、ブーイングが聞かれました。

非常に体力を消耗する会議です。年功序列ではなく、なるべく若くて元気のいいパスト・ガバナーを出すようにしないと、地区のため日本のためは当然として、本人のためにならないと痛感しました。今年は特に長丁場のハード・スケジュールが続いたため、現実には何人もの代表議員や配偶者が、ドクター・ストップを受けました。

毎日緊張しながら(私など6回も英語で演説をしましたので、緊張の連続でした)、硬い椅子に座り続けなければなりませんから、体調を崩すのも当然です。

私がトップ・バッターで、しかも、情報伝達的手段として、インターネットを見ることを義務付ける規約を RI 細則に新設しようという提案をしましたので、非常に緊張しました。テクノロジー・タスク・フォース委員長の Tom Todd や黒田 RJW 副委員長の応援演説もあって、圧倒的多数の支持をいただき、無事採択されました。その後、その余勢を駆って IT に関連した案件が雪崩のごとき勢いで採択されました。

デブリン会長が、わざわざ私の席まできて、「Takeshi ! You did great job.」と言ってくれました。

時間制限が厳しく、意見陳述も思うに任せないために、皆のフラストレーションが高まると、ドクターマン委員長が軽妙なジョークで皆の心を和ませたのが印象的でした。

以下、ドクターマン語録から。

- 虫垂炎のため急遽入院手術をした、ビル特別議員に触れて「サンフランシスコに思い出を残して去る人は多いが、彼はシカゴに盲腸を残して去った」
- 同じく、「彼に審議会全員からお見舞いの言葉を送ろう」と提案して投票の結果、482 対 6 で可決され、その結果をそのまま彼に告げ、「全員一致でなくてご免」と謝っておいた。
- 「××語の同時通訳が、どうも意味不明だというクレームがあったのでよく調べてみたら、どうやら PETS のことを、"ペットの犬" と訳していたらしい。」

それに比べるとハントレーは、非常にテキパキと案件をこなしていきますが、クリフほどの余裕はなく、冗談の一つも言いません。案件処理の数は圧倒的に多いのですが、どうしても通したい案件や難しい案件になるとクリフと交代して、法律顧問や特別議員や理事会のメンバーの助けを借りて、窮地を脱するなど、将に老獪なテクニックを駆使したのが印象的でした。

賛成意見の陳述者は緑の札、反対は赤の札、手続上の提案者は黄色の札を持って、5 本のマイクの前に並んで、1 分間以内で自分の意見を述べます。賛否分かれて難しい提案には、長い行列ができます。前半は賛成、反対 4-5 人の意見を聞いていましたが、後半になると、それぞれ 2 人の意見を聞くと、それで討論終了になるようになりました。途中で討論を打ち切るためには、黄色の札を持った人が、「討論終了」の動議をだして、代表議員の 2/3 以上の賛同を得なければなりません。面白いことには、いつも「討論終了」の動議だけを出す人が決まっていて、彼が黄色の札を持って列に並ぶと、皆がゲラゲラ笑いだす始末でした。

私も 3 回列に並びましたが、内 2 回は、彼のためにすごすご次席に戻る結果になりました。

座席は2日ごとに交代になります。自分で引いた札で座席が決まりますが、広い会場ですので自分の席が判らずに、うろうろする人も沢山かけました。会場の出入りは後ろの席が断然有利です。前の席に座ることになった後半は、エレベーターもトイレも、また、コーヒーも食事も、長い列の最後尾になって難儀をしました。

いつもお馴染みの板橋理事エレクトに代わって、藤川パスト・ガバナー(2800地区)がSAAとして大活躍されていました。

食事には非常に気を使っていたようです。朝と昼のみが振舞われ、晩は各自が勝手に撮ることになっています。もちろんビュッフェ・スタイルですが、昼食のメニューはローテーションを組んで、各国の料理が(といっても簡単なものですが)出されました。日本料理は、味噌汁と外米の赤飯と干し鰯と餃子でした。多分、餃子は日本料理だと思ったのでしょう。

晩飯は、友人たちとベトナム料理やプライム・リブを食べたり、そうでない日は、黒田パスト・ガバナーと近所の日本料理屋へ行って、小鉢物と焼酎を飲みながら、大いに語り合いました。

2001年5月1日

例会出席のメリット

2001年規定審議会に、例会を1ヶ月に2回、年間24回開催してもよいという選択権をクラブ理事会に任せるという提案がRIから出されましたが、日本を中心とした良識あるロータリアンの大きな反対の声に驚いたのか、事前に撤回するという出来事がありました。もっともこの提案は、RIのダミーとなった幾つかのクラブから出されましたが、結果的に否決されました。

近年、ロータリー運動を成立させる必要条件とも言える、一人一業種による職業分類と毎週の例会を緩和しようという動きが強く、今回の規定審議会でも、毎週一回の例会こそ守り通せたものの、なし崩しに緩和されていた一人一業種制度は完全に崩壊し、今後は10%の同業者が同一クラブ内にひしめくことになります。

さてここで、我々は、何のために例会に出席しているのかを思い起こしてみたいと思います。

ロータリーの職業奉仕は、例会に於ける会員の事業上の発想の交換によって行われてきました。更に、例会を通じた会員同士の切磋琢磨によって、真の親睦が形成されてきました。従って、例会出席はロータリー運動を形成するための必要条件であり、更に、密度の高い事業上の発想の交換をしたり、親睦を深めるためには、頻繁に例会を持つことが必要になります。

米山梅吉が述べた「ロータリーの例会は人生の道場である」という言葉を、今一度思い起こす必要があります。

職業奉仕の理念が忘れ去られ、ボランティア活動一辺倒となった昨今は、当然の結果として例会が軽視される傾向が強まっています。ボランティア活動を実践するだけならば、例会などしてもしなくても一緒ですし、形式的な例会に参加して昼飯を食べるよりも、ボランティア活動を

する方がよっぽど増しだという解釈がまかり通ります。

こういった現実が、理事会が認めた委員会活動を例会出席の補填として認めようという考え方を生みます。ロータリー運動の必要条件である例会出席と、数ある奉仕活動の一形態に過ぎないボランティア活動が同列に、いや逆転して考えられる悲しい現実です。

RI や一部の国のクラブが職業奉仕を忘れ去って、ボランティア活動にうつつを抜かすと非難することは簡単ですが、その一方で私たちが、職業奉仕の理念形成や人格形成の場として、有意義な例会を開いているかどうかを反省する必要があります。

僅か一時間の例会で、それも、会長の時間や幹事や委員会の報告で 15 分、卓話で 30 分、肝心の会員同士が事業上の発想の交換をする時間は、食事時間を含めて 15 分しかなく、例会は完全に形式的なものになっています。その卓話すらも部外者を呼んで、余りロータリーとは関連のない話を聞くのでは、何のための例会かということになります。

クラブの会員は、事業に従事すべき大切な時間を割いて例会に出席しているのです。事業で得られる profits をはるかに超える profits が、例会出席で得られてこそ、例会に出席する意味があるのです。果たして皆さま方のクラブは、こういったメリットを例会参加者に与えているでしょうか。

例会出席によって大きなメリットを得るという、ロータリアンの特権を享受するために例会に出席するか、それとも義務としていやいや例会に出席するかによって、会員の態度に大きな差が現れてきます。積極的に例会を楽しむのか、それとも必要最低限にしか出席しないかの差でしょう。そして常に物議をかもすのが後者の立場の人たちであることは、論を待ちません。

毎回、ホームクラブの例会にでることが原則ですが、仕事や健康上の理由でそれが不可能な場合のために、メイクアップの規定があります。

会員には世界中のどこのクラブでもメイクアップをする権利があります。これは、全てのクラブは、定められた場所、曜日、時間に、必ず例会を開かなければならないことを義務付けられていることを意味します。

従って、万止むを得ない事態以外は、みだりに例会変更や休会をすべきではありませんし、近隣クラブに例会変更の通知をだしたからと言って、済む問題ではないのです。このあたりのことがルーズになって、例会変更をして親睦会をすることが日常化したり、今回の定款改正で、年4回まで休会が認められたことには、大きな問題があります。

毎週1回の例会を大切にし、それに加えて、奉仕活動の実践やレクリエーションを楽しんでこそ、ロータリー・ライフを真にエンジョイできるのではないのでしょうか。

クラブがこういった状況ですから、メイクアップをする会員も、「メイクアップをしたら、たまたま例会をしていなかった場合は、メイクアップをしたものと認める」という規約を逆手にとって、わざわざ休会のクラブをめざして、サインだけして帰るという、恥ずべき行為が日常的に行われているようです。

中には、代返ならぬ、メイクアップを人に頼むとか、電話によるメイクアップとか、あらゆる手を使って例会出席を免れようと努力する様は、異様としか言いようがありません。

また、卓話の時間が始まるや否や、ビジターがゾロゾロと席を立つという異様な光景もしばしば目にします。確かに、例会時間の60%参加すれば出席とみなされます。大切な会議があったり、急患の往診ならばいざ知らず、ビジターの全員が、毎回、そういった特殊の条件下にあることなど到底考えられません。

都市部では、毎日、どこかのクラブが例会を開いているのですから、途中退席をしなければならない日を選んで、わざわざメイクアップをする必要はないはずです。ロータリアンでなくとも人間の常識として、他

のクラブを訪問した時は、最期までいるのが当然ではないでしょうか。

休まずに例会に出席するに越したことはありません。しかし、まやかしのメイクアップをしたり、途中退席をするくらいならば、潔く欠席する決断も必要です。

定款によって、メイクアップを含めて 60%出席することが義務付けられているのですから、あまりにも出席率にこだわり過ぎるのも問題です。

外国のクラブの出席率は 60%、70%が普通であり、地区内クラブの平均出席率が 90%以上というのは、日本だけに見られる特殊現象です。先ほど述べた「休会と知りつつのサイン・メイクアップ」や「食い逃げ」現象は、日本特有な現象であり、外国のクラブでは途中退席者は殆どみかけません。実質的に例会に参加しないで、高い出席率を誇ったとしても、何の意味もありません。

クラブは会員にメリットを与えるように例会運営を抜本的に見直し、会員は自らのクラブでも、他クラブのメイクアップでも、真摯な態度で例会に参加するように努力する必要があることを痛感します。

2001 年 6 月 7 日

2001 年規定審議会採択立法案の解説

代表議員として規定審議会に参加したせいで、各種のセミナーや説明会に駆り出されて、いろいろな質問を受ける機会が多い。多くの質問の中から代表的なものを選んで、その解説をしてみたいと思う。

立法案のタイトルだけが一人歩きをして、いろいろな人がいろいろな解説を試みるが、大切なことは、提案者が如何なる意図を持って提案したかを、規定審議会の提案趣旨説明にさかのぼって考えることである。なお、解説に当たって、当然のことながら、私個人の主観が入っていることを、前もってお断りしておく。

制定案と決議案の違い。

制定案と決議案の双方を合わせて、立法案という。制定案は、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款の改正につながる立法案のことをいい、強い強制力を持ったものである。規定審議会で採択された制定案に基づく、新しい RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款の改正は完了し、既に RI ウェブ・サイトに発表されているので、その日本語訳もまもなく発表されるものと思われる。

現在我々の手元に、これらの定款細則類は手渡されていないが、手渡されている、いないにかかわらず、7 月 1 日から発効するので注意を要する。

それに比して、決議案は、理事会に対して考慮を促すものが殆どで、強制力を持っていない。規定審議会で決議されたとしても、理事会がそれを実行する意思がなければ、事実上棚上げとなっているケースが多い。ヒンズー語を公式言語として採用する決議案が再三採択されながら、未だに公式言語になっていないことが良い例である。

○01-148 職業分類の原則を保持して、クラブ会員の種類を正会員と名誉会員に簡素化する件

従来のシニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員、アディショナル正会員(3 カテゴリー)がすべて正会員に統合されて、名誉会員との二本立てとなるので、クラブ会員名簿、会員バッジ、充填・未充填職業分類表の改正が必要となる。

シニア・アクティブ会員は以前の職業分類に戻るなので、正会員、アディショナル正会員を含めて、充填職業分類表に、複数の会員名が並ぶことになる。パスト・サービス会員は職業を持っていないので、当然のことながら、職業分類表からは除外される。

50 名以下のクラブは 5 名以内、51 名以上のクラブは 10%以内の同一職業分類の会員が入会できるようになったが、これは、クラブの会員も本人も入会を望んでいるにもかかわらず、一人一業種の壁が災いして、入会不可能な場合にのみ適用されるべきであって、現実にはライバル関係にある同業者を入れて、クラブ会員の親睦を阻害するようなことがあってはならない(ドクターマン委員長の解説より)。

入会手続きはクラブ細則で定めるようになっているので、入会を巡って親睦を阻害しないような入会手続きを定めておく配慮が必要である。

名誉会員はロータリアンのゲストとして、他のクラブに行く権利が与えられたのみで、その他の権利は従来のままであって、いかなる役職にも就くことができない。

○01-04 理事会はその裁量で、1 ロータリー年度に 4 回まで例会を取りやめることができる。但し、クラブが 4 回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

年 4 回例会を取りやめなければならないと誤解している人が多いが、最大限 4 回であり、もちろん 1 回も取りやめないことも可能である。

今回の改正の大きな特徴は、こういった規約を緩めるか否かの決定権が、クラブ理事会に委ねられたことであり、この案件もその代表的なものの一つである。月曜日が例会日に当たるクラブは、月曜日に振替休日

が集中するために、この特例を採用すれば休会が年 10 回を超えることにもなる。クラブ理事会のコンセンサスが、毎週の例会を大切なものとするのなら、この特例を敢えて採用しないことも可能である。

またその一方で、本来、国民の祝日ではない 1 月 2 日 3 日を、習慣上休会にしているクラブは、この特例を適用して、合法的に休会にすることも可能になる。

○クラブ会員が死亡した場合、理事会は、例会を取りやめることができる。

従来、「クラブ会長が死亡した場合・・・」が「クラブ会員」に訂正されて、その適用がクラブ会員全体に広がったものである。残念ながら、生前の会員の威徳を偲んで、1 週間の喪に服すといった習慣は、わが国にはないから、死亡した会員のお葬式と例会時間とが、偶々一致した場合に限って適用するのが妥当ではないだろうか。

○01-26 各半期に於けるメイクアップを含むクラブ例会出席率が 60%、所属クラブの例会総数の 30%に達していない場合、連続 4 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分が終結する。

従来は上記の理由によって、自動的に会員身分が終結することになっていたが、「理事会が正当かつ十分な理由があると認めた場合」には、会員身分が保持できるようになった。「正当かつ十分な理由」について、理事会の「四つのテスト」に基づいた公平な判断が必要となる。

○01-38 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認めた場合は、会合充当時間の 60%出席していなくても、出席扱いとする。

理事会の裁量による、出席の 60%ルールに関する例外規定であり、こ

れも理事会の公正な判断が必要な案件である。途中退席に関しては特別な理由が必要であり、これは当然のことながらビジターにも当てはまることである。例会時間の 60%在席せずに、卓話になったとたんに退席するビジターにもこの規定を厳重に適用すべきである。

○01-39 クラブ理事会が承認したクラブの奉仕プロジェクト、クラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に参加した場合。本クラブ理事会の会合、または理事会が承認した、指定された奉仕委員会の会合に出席した場合は、例会に出席したものとみなす。

最初の部分すなわち「クラブ理事会が承認したクラブの奉仕プロジェクト出席した場合は、例会に出席したものとみなす」の部分は 98 年の規定審議会で改正された部分である。この「クラブの奉仕プロジェクト」を「クラブ奉仕プロジェクト」と間違った解釈をして、親睦活動にこの規定を適用するクラブがあり批判をあげたが、今回の改定では、理事会の考え方一つで、それも可能になったわけである。

1. クラブの奉仕プロジェクト

- 国際奉仕活動への参加・・・WCS、GSE、ポリオー斉投与、姉妹都市訪問
- 職業奉仕活動への参加・・・職場訪問、国際ボランティア活動
- 社会奉仕活動への参加・・・2.の項目に移動

2. クラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に参加

- クラブがスポンサーした新世代、高齢者、福祉関係、行政や地域社会の催し物への参加
- ロータリー用語としての「スポンサー」は「提唱」を意味するので、単なる「協賛」や「寄付」を行った催し物は、これに該当しない。

3. 本クラブの理事会

- 理事会の会合そのものへの参加

4. 指定された奉仕委員会の会合

○ クラブ理事会が承認し、指定したあらゆる奉仕委員会への参加

すなわちクラブの委員会活動ならば、クラブ理事会が承認さえすれば、殆どの会合は例会出席とみなされることになったので、理事会の慎重な判断が必要となってくる。

日本では、例会出席を、職業上の発想の交換と奉仕の心を磨くための人生の道場と考えて、最も重要なロータリー活動と位置付けてきたが、世界の趨勢は、ボランティア活動の実践をロータリー活動の中心と考えるようになってきた。ロータリー運動の必要条件である例会出席と、充分条件の一分野に過ぎないボランティア活動の実践とが、その立場を逆転した結果と考えられる。

○01-76 正当かつ十分な理由による欠席とクラブ理事会が認めた場合は、出席規定の適用は免除される。

長期疾病やロータリーのない国への長期旅行以外にも、理事会の承認があれば、出席規定が免除される。なお、この規定は在席年数と年齢の和が 85 以上の正会員にも適用される。ただし、この規約は、欠席による退会処分を避けるために、出席規定が免除されるだけであって、出席したものとみなすという規定ではない。

○01-456 ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランに参加するように奨励すべきである

従来、RI 理事会決定によって試行されていた地区リーダーシップ・プラン(DLP)が、正式に決定されたことによって、ガバナーの任務が改定された。本来ならば来年度から正式採用されることになっていたものが、一年間前倒しになったと理解すべきであろう。

新しく改定されたガバナーの任務の主なものは次の通りである。

1. 従来の分区代理を廃止して、ガバナー補佐を置く。

2. ガバナー公式訪問は各クラブ別、合同で行い、上半期にこだわらず、最も効果的な次期に行う。
3. なお、ガバナー補佐の選出方法、研修、役割等については、既に RI 理事会がその細目を決定している。

○01-494 01-507 01-522 規定審議会関連規約

1. 止むを得ない事情がない限り、規定審議会は RI 世界本部周辺で開催する。
2. 各地区の代表議員は 2 年前の地区大会で選出する。
3. 規定審議会の開催費用として、毎年 1 ドル徴収する

○01-186 全世界で 200 を上限として、5 年間のパイロット・プログラムとして、RI 定款・細則・標準クラブ定款に合しない独自のクラブ定款を持ったクラブの加盟を承認する。

1. 将来のロータリー活動を模索するために、現行の規定に拘束されない新クラブを、RI 理事会の裁量権で認めて、それを RI に加盟させようという実験的なプログラムである。
2. 新クラブの定款は RI 理事会が認可し、その運営および成果を監視する。
3. その結果を反映させた立法案を策定して、2004 年の規定審議会に提案する。
4. 既に 190 クラブが参加して、プロジェクトが進行中なので、これ以上の追加は認めない。

○01-215 区域限界(Territory)という概念が廃止され、周辺地域(Locality)に変更された。

1. 従来は、区域限界内または隣接区域限界内に事業所または住居があることが、入会の条件であったものが、周辺地域に改正された。

2. 周辺地域に関する具体的な定義は出ていないが、毎週の例会出席が可能な地域と解釈すべきであろう。
3. 新クラブ設立に際して、親クラブとの区域境界の共有とか分割が必要なくなった。すなわち、親クラブの承諾なしに新クラブの設立が可能になった。

○01-423、01-427、01-430、01-431、01-434

これらは何れも、IT に関する立法案であり、IT 推進に関する提案が大多数の代表議員の賛同を受けて、これらの殆ど採択されてことは、今回の規定審議会の大きな特長ともいえる。

従来、ロータリー情報を提供する義務が「機関雑誌」および理事会が承認した言語別「公式雑誌」に与えることが RI 細則で定められていたが、この義務が「RI ウェブ・サイト」および理事会が承認した「言語別ウェブ・サイト」にも与えられることになった。現時点では、情報を発信する側の責任と義務が定められたわけであるが、受け手側の環境が整備され次第、機関雑誌購読の義務と同様に、ウェブ・サイト閲覧の義務を課す提案が、次回の規定審議会に提案されるものと思われる。

同時に RI およびクラブの業務をコンピューター化するように推奨すること、および、今後 RI に対する会務処理(入退会報告、出席報告、人頭分担金納入、財団寄付、各種申請書)や財務報告等全てを、ウェブ・サイトまたは E-メールを使って行うように推奨すること、RI 理事会をテレビ電話やインターネットを使って開催するように推奨すること、郵便投票に E-メールを使用すること、サイバー・クラブの設立を考慮するといった立法案が採択された。なお、今年中に RI とのすべての事務処理がコンピューターを通じて可能となる旨の報告があった。)

○01-548 ロータリーの会合や行事において、会員や来賓が喫煙を控えることを奨励する。

「喫煙を控えることを奨励する」という強制力を持たない制定案であり、「喫煙を控えること」という禁煙命令ではないことが、愛煙家にとっては救いかもしれない。ただし、今後のロータリーの会合には、灰皿を置かない習慣が定着することだけは間違いないだろう。

○01-584 クラブ機能を停止させる前に、理事会はガバナーの報告書を検討する。

現在は RI 細則によって「会費不払」「機能喪失」「その他の然るべき理由」によって、理事会はクラブを懲戒または除名することができる。今後は、理事会がその決定をするに当たって、事前にガバナーの報告書を検討することを付け加えたものである。

○01-658、01-659

2005 年までにロータリアンを 150 万人に増強し、ロータリー100 年を祝う包括行事を支援しようという決議案が採択された。

もっともこの 2 提案は、キーパッドによる投票ではなく、ドクターマン議長の「まさかこの提案に意義を唱える代議員はいないと思う。賛成の人は拍手を……。全員の拍手によって本案は採択されました。」という具合に採択されたことを申し添えておきたい。

○01-678 ロータリー用語から性に関する表現を削除することを理事会に要請する。

今回の規定審議会の特徴として、性に関する差別禁止の案件が数多く提案されたことが挙げられる。次々に女性の代表議員が立ち上がって「女性差別論廃止論」を叫び、これに男性の代表議員がすりよっていく様子は、1990 年以前の規定審議会にはなかった光景であろう。

「He profits most who serves best」のモットーは女性軽視の最たるものである。「They profit……」に変更せよ、といった提案が真剣に

討論される様は、まさに異様としか言いようがない。

その他、「ユースアクト・クラブ創立」「RYPEN」「第 5 奉仕部門に青少年奉仕を追加する」「全クラブがポリオ傷害活動を実施する」「植樹」「ヒンズー語を公用語として承認」「良い地区大会の 12 の要素の改定」等の決議案が採択されたが、これらは全て理事会が将来前向きに検討することを要請するものであって、制定案として採択されない限り、何ら強制力を持つものではない。

2001 年 7 月 23 日

親睦と奉仕

ロータリー活動は、よく「親睦と奉仕の両輪」に例えられます。また、新年度になると、多くのクラブの会長さんは、クラブ運営の方針として「親睦と奉仕」を掲げられます。

今回は、なぜ、ロータリー活動には「親睦と奉仕」が必要なのかを考えてみたいと思います。

ロータリー活動を「親睦と奉仕」に分ける考え方は、別な言い方をすれば、クラブ内の活動とクラブ外の活動、例会活動と例会外の活動と言い直すことができます。

一人一業種で選ばれた、世に有用な職業に従事する職業人が、毎週の例会に集まって、何でも語り合える友情あふれた雰囲気の中で、お互いの事業上の発想の交換や、職業倫理の高揚や、人のため世のため何をすべきかを腹藏なく語り合って、お互いの自己改善を図ります。

利害関係によって自由な発言ができなくなることを防ぐためのルールが、一人一業種制度なのです。

一般の学校ならば、教師と生徒が別れていますが、ロータリーの学問の場合は違います。ロータリアンには卓越した事業の専門家がいますし、豊かな人生経験を持った人や高い倫理観を持った人がいますので、教師には事欠きません。討議する内容に従って、ある時は師となり、ある時は徒となって、クラブ例会を通じて、団体で人生を学びます。

それを可能にする前提として、ロータリアンはすべて平等でなければなりません。社会に出れば元請と下請の関係にあらうとも、医師と患者の関係にあらうとも、また大会社の社長と零細商店の店主であらうとも、ロータリーの発想交換の場では、まったく平等でなければなりません。

そのような雰囲気の中で行われる、会員交互の切磋琢磨によって、奉仕の心が育てられていきます。ロータリーではこの一連の作業のことを「親睦」乃至は「純粹親睦」と呼んでいます。いや、この一連の作業の

中から「純粹親睦」が生まれるといった方が適切かもしれません。

「親睦」はしばしば「親睦会」や「同好会活動」と混同されますが、これらは「親睦」を深める手段であって、ここで言う「親睦」そのものではありません。これらの諸活動は「レクリエーション」として別に定義すべきです。これが「親睦」すなわち、クラブ内の活動または例会活動です。

例会によって高められた奉仕の心を持って、私たちは、家庭、職場、地域社会、ある人は国際社会に赴き、奉仕の心を実践に移します。これを「奉仕」すなわちクラブ外の活動または例会外活動と呼んでいます。

この分類法の特徴は、奉仕活動を実践する前提として、奉仕の心を研鑽する例会を重要視していることです。

1927年にオステンドで開催された国際大会で、理事会の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の4部門を置くことが決定されました。これによって、クラブ管理が組織化されて、奉仕活動の実践が楽になった一方で、ロータリーの奉仕の心を磨く場が特定されなくなったことから、例会が軽視される結果になりました。

委員会構成上「親睦」はクラブ奉仕に含まれていますが、奉仕の心を研鑽する重要な活動が、その他のクラブ管理のための委員会と同列に格下げされたことは、その後のロータリーに大きな影響を与えることになります。

ロータリーから職業奉仕の理念が希薄になり、人道主義に基づくボランティア活動一辺倒に傾きつつある昨今、例会出席よりもむしろ奉仕活動実践が強調される傾向が高まっています。奉仕活動の実践が例会出席の補填と認められる98年度の定款改正がそのいい例です。

奉仕の理念を研鑽する例会を軽視して、果たしてロータリーの理念を込めた奉仕活動の実践が可能かどうか、真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。

2001年8月1日

会員の条件と入会手続

2001 年の規定審議会による定款改正によって、会員の条件に関連する改正は次の 3 点です。

1. 会員の種類が正会員と名誉会員の二種類になりました。
2. 従来の一入会者種制による職業分類が、50 名以下のクラブは 5 名、それ以上のクラブは 10%まで緩和されました。
3. テリトリーがロカリティーに改正され、広く周辺部からの会員増強が可能になりました。

会員資格については、RI 定款第 5 条第 2 節(a)および、標準ロータリクラブ定款の第 6 条第 1 節の全般的資格条件「本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。」および「事業主、役員、裁量権のある管理職」は従来のままなので

1. 善良な成人
2. 職業上良い世評を受けている者
3. 事業主、役員、裁量権のある管理職

という条件には変化はありません。

テリトリーという概念がなくなり、従来はテリトリー内または隣接テリトリーに事業所または住居がある場合に入会が許されていましたが、今回の改正によって、その範囲が「周辺」という漠然とした範囲に広げられました。現実には、毎週の例会に参加可能な場所と考えればよいと思います。

具体的な会員の条件として、次のようなことがあげられます。

- 20 才以上の成人なら、国籍や性別による制限をつけてはならない。
- 裁量権を持っていないといけない
- なるべく若い人が望ましい。
- 他の奉仕クラブに、重複して所属してはならない。他の奉仕団体に

在籍していた場合、その団体を退会して1年以上経過していなければ推薦することはできない。

- 同一職業分類の会員の入会を認める真意は、クラブ内の同業者も候補者本人も入会を希望しているにも関わらず、一人一業種制度のために入会の機会を逸している人に門戸を開くことを意図するものであって、決して対立関係にある同業者を入れて、クラブの親睦を乱すようなことがあってはならない。
- 他のロータリークラブから移籍する会員は、すでに同業者がいても入会が可能になる。当然のことながら、ロータリアンとしての個人記録や資格、たとえばポール・ハリス・フェローや在籍年数や連続出席記録等は、そのまま引き継がれる。
- 住居や事業所の変更で退会する場合は、元クラブは転出先のクラブに、その人を推薦することができる。

会員選挙の方法

会員選挙の方法は、クラブ・レベルで自由に決定することができますから、定款に違反しない範囲で、クラブの親睦を阻害せず、優秀な会員を増強できるように、クラブの実情に合わせた細則を制定する必要があります。

- 会員としてふさわしい候補者がいれば、本クラブ会員 2 名または会員増強委員会が推薦者になって、所定の会員推薦用紙に記入の上、幹事を經由して理事会に提出します。

会員推薦の権利は、本クラブの会員のみが持っています。入会手続きは、会員が特定の候補者を、ロータリアンとしてふさわしいと思って推薦することから始まります。ロータリアンになりたいと思った者が、会員に働きかけて行うものではありません。

- 理事会はそれを総合的見地から審査し、職業分類委員会と会員選考委員会に審査を要請します。

- この段階で、理事会は理由なしにその書類を保留するようなことがあってはなりません。
- 職業分類委員会は会員候補者の資格要件を、職業分類上の見地から審査して、その承認、不承認を理事会に報告します。
- 会員選考委員会は会員候補者の資格要件を、会員選考上の見地から審査して、その承認、不承認を理事会に報告します。
- 理事会は両委員会の勧告を審査して、承認、不承認を決定し、幹事を通じて、推薦者に通知します。
- 承認の場合は、推薦者とロータリー情報委員会が、入会候補者にロータリー情報の伝達を行います。但しこの段階でロータリー情報の伝達を行うことは困難に場合が多く、通常は、7 Days Notice 終了後に行われることが多いようです。

ただし、①ロータリーの綱領を遵守すること②各年度の半期に、マークアップを含めて 60%以上出席すること。各年度の半期に、ホームクラブに 30%以上出席することは、なるべく早い時期に伝えておくことが望ましいと思います。

- 入会候補者が所定の様式による入会申込書を提出します。
- 幹事は入会候補者の氏名、職業分類その他の情報を、全会員に告知します。
- 入会候補者の入会に異議のある会員は、7 日以内にその理由を付した文書で、理事会に異議を申立てることができます。

入会に対する異議申立ては、7 Days Notice において文書で行う方法のみが許され、他の方法による意思表示は不適当です。入会に対する異議申立ては、必ずしも記名で行う必要はありません。無記名のほうが自由闊達に意見がだせ、入会をめぐって会員間の親睦を乱す恐れが少ない場合もあります。

- 異議申立てがない場合、または異議申立てがあっても、理事会で審議して、その反対票が 1 票を越えない場合は、入会が承認されます。

クラブの親睦や現会員の意思を尊重して、会員から異議申立てがあった場合や、理事会の反対票が 1 票でもあった場合に、入会を認めないという細則を制定しても、それは定款違反とはなりません。

- 入会候補者は入会金を払込み、会員になります。
- 入会式を行い、直ちにロータリー情報を提供します。

推薦者の義務

- 推薦者は入会候補者に、十分なロータリー情報を提供する義務があります。主たる推薦者が入会 3 年未満の新入会員である場合は、ロータリーの経験が深い会員を共同推薦者を選ぶと共に、事前に十分に知遇を得た上で推薦しなければなりません。
- 入会前の適当な時期に、ゲストとして例会に参加してもらい、会員と知遇を得ておくことは、非常に効果的な方法です。
- 推薦者は特に定めたロータリー情報提供者とともに、新入会員にロータリー情報を提供する義務があります。
- 入会后 1 年間は推薦者の責任として、ロータリーのあらゆる会合に、推薦者共々出席する義務があります。
- 入会后 3 年間は新入会員として、ロータリーのあらゆる会合に出席することが奨励されています。

2001 年 8 月 7 日

変えてはならないもの

ここ何年か前から、「ロータリーは変わらなくてはならない」という声が出始め、その声はだんだん大きくなって、遂には、「改革だ」「革命だ」という声にまで高まりました。ロータリーを改革するために、新しい提案をしようというラビッツ元会長に声に応じて、2001年規定審議会には1200件にもものぼる立法案が提案されて、大混乱に陥ったことは記憶に新しいことです。

この「改革」の声の震源地を探っていくと、どうやらRI本部の方から聞こえてくるらしく、その本意は、職業奉仕団体からボランティア団体に変えようという意図のようです。普通、「改革」は現況に不満を抱いた末端の方から出るのが普通ですが、最近の「改革の掛け声は」そうではないようです。

「ロータリーは変わらなければならない」とポール・ハリスは言っていると、ラビッツ元会長が述べ、その後多くの人がその言葉を引用するようになりました。人の言葉を引用するのは実は大変危険なことでありまして、伝言ゲームと同じように、語り継がれていくうちに、本来の趣旨とは全く違うものになる危険性があります。

ポール・ハリスは、*This Rotarian Age* の中と、1930年の国際大会のスピーチの中で、「進歩」「改革」「革命」という言葉を述べています。しかしその文章の前後を含めて熟読すると、前者は時代の流れの中でロータリーの物語は何回も書き換えられるだろうという記述であり、後者はロータリーの奉仕活動の実践分野や組織管理について革命的な改革が必要であると言っているのであって、奉仕理念の改革については言及していません。

「改革」を述べる人のほとんどは、ポール・ハリスのオリジナルの文章を読まないで、単なる人の受け売りで述べおり、語り継がれていく途中

で意味が変わって、何でもかんでも「改革」という、危険な結果につながる可能性があります。

ロータリーの実態を分析すると、①理念、②奉仕活動の実践、③組織管理に分けることができます。

時代のニーズに従って奉仕活動の実践分野を変えなければ、誰からも感謝されないばかりでなく、地域社会、国際社会のニーズに従った奉仕活動をするというロータリーの趣旨から外れてしまいます。

また、組織管理の方法は、常に能率や経済効率を考えながら改善を加えていかなければ、たちまち制度疲労を起こしてしまいます。

然しながら、理念はそうはいきません。理念とはすなわち哲学であり、哲学とは万古不変のものでなければなりません。

ロータリーの綱領が「有益な事業の基礎として・・・」で始まっていることから、ロータリーの本来の目的は職業奉仕にあることは明らかであります。

さらに、決議 23-34 によって、**He profits most who serves best** と **Service above self** の二つモットーをロータリーの奉仕哲学と位置付けています。前者は利益の適正配分によって事業を繁栄させ、その結果として職業倫理高揚を図ろうという職業奉仕のモットーであり、後者は弱者に涙する人道主義に基づいたボランティア活動、すなわち社会奉仕と国際奉仕の奉仕活動実践のモットーです。

私が今一番心配していることは、**He profits most who serves best** の使用停止に便乗して、RI 理事会が決議 23-34 をも使用停止にしないかということです。決議 23-34 には、**He profits most who serves best** の言葉がそのまま使用されています。従って、同じ運命をたどる可能性は極めて高いと言わざるを得ません。もし決議 23-34 が使用停止になれば、

個人奉仕の原則は完全にその根拠を失います。

職業奉仕が否定され、さらに個人奉仕の原則がくずれた組織を、果たしてロータリーと呼べるでしょうか。

絶対に変えてはならないものは理念です。ふらふらと理念が変わるような組織には存在価値がありませんし、その将来には限りがあります。ロータリーの理念にはロータリー100年の歴史の重みがあるのであって、奉仕活動の実践や組織管理の方法はどんどん変えるべきであったとしても、理念は絶対に変えてはならないものです。

2001年10月14日

第二モットー使用停止復活運動顛末記

RI 理事会が決定したロータリーの第二モットー「He profits most who serves best」の使用停止が撤回されました。

日本のロータリアンの熱き思いが、RI 理事会の考え方を変えさせたこの一件は、静かに財団寄付と会員増強に励んでいた過去の日本ロータリーから、財団寄付や会員増強に励むと共に、はっきり意見も主張するという、21 世紀の日本のロータリーの方向性を示す、いい機会になったと思います。

この事件は、RI から私に送られてきた「RI 議事録抄録」のメールで幕を開け、板橋理事から送られてきた「第二モットー復活成功」のメールによって幕を閉じました。モットー復活を目指した情報提供も、ほとんどメールとウェブ・サイトを使って行いました。従ってこの運動は、IT を駆使した運動とも言えるでしょう。

第二モットー使用停止を伝える「採択決議案に対する RI 理事会の決定」は、代表議員だけに英文のものが送られてきただけなので、代表議員以外のロータリアンは、まったくくつんぼ状態に置かれる結果となりました。たまたま、私は RJW のウェブ・マスターであったため、誰よりも早く情報を入手できる立場にあり、さらに規定審議会の代表議員でもあったので、この件に関するすべての情報を入手できるという幸運に恵まれたわけです。

この双方の立場を通じて得られた情報に基づいて、この事件の顛末を振り返ってみたいと思います。

4 月 26 日

01-391 「He profits most who serves best というモットーを改正する件」提案されました。この案件の論点は、女性会員に配慮して、"He" をやめて "They" にしようというものであり、アメリカの女性代表議

員が趣旨説明をした後に、賛成反対の議論がありました、220 対 256 で否決されました。

4 月 27 日

これに不満を抱いたアメリカの女性代表議員が、急遽新しい提案 01-678 を作って、規定審議会の最終日の最終議案として提案しました。当日急遽、「すべてのロータリー用語から性に関する表現を削除することを理事会に要請する件」という議案が提案されて、審議の上、276 対 58 で採択されました。

この 01-678 の表題は、私たちにこの議案が配られた時点では、「To ask Board to bring to the COL to remove all references of gender in Rotary materials. ロータリーの用語から性に関する表現を削除することを、規定審議会から理事会に要請する件」となっておりました。

しかし、8 月 8 日に我々の手元に送付されてきた公式報告書を見ると、表題が「To request the RI Board to consider examining all Rotary mottos and statements and submitting legislation to future Council to remove gender-specific terminology from such mottos and statements. すべてのロータリーの標語や記述を検討し、標語や声明文から性別限定用語を削除するよう、将来の規定審議会に提出することを RI 理事会に考慮するように要請する件」と変更されております。

規定審議会終了後に現場で配布された審議結果報告書を見ると、単に「A:採択」と記載されており、「AA:修正採択」とは記載されておられませんから、当初の表題に「標語や声明文」という具体的な言葉が挿入されて変更されたこと自体が、規定審議会の審議結果を尊重していないことになります。

5 月 5 日

私が個人的に作成した採択立法案一覧表を速報として、メールにて全ガバナー事務所に送付すると共に、RJW に掲載しました。

5月17日

RI ウェブ・サイトで発表された採択立法案の一覧表(公式)を、RJW に掲載しました。

7月5日

規定審議会で採択された制定案の詳細が、RI からメールで届きましたので、RJW に掲載しました。

7月下旬

印刷された制定案の詳細が、代表議員、ガバナー事務所、各クラブに郵送されました。

4月末に決定した立法案が文書として渡されるまでに、何と3ヶ月もかかっているわけで、ITを駆使しているロータリアンとそうでないロータリアンの情報収集能力の差に、改めて驚かされました。

8月6日

RI 日本語課から、6月に開催されたRI 理事会議事録抄録がメールで届けられました。

このメールによって、初めて、ロータリーの第二モットーである "He profits most who serves best"の使用を停止する「Discontinues use of secondary motto: "He profits most who serves best"」という決定を知りました。

抄録にはこの文章が掲載されているだけで、この理由や説明はまったく付けられていませんでした。

8月8日

全代表議員に、RI から英文の「採択決議案に関する理事会決定」とい

う文書が送付されてきました。その内容を読むと、「規定審議会で採択された決議案 01-678 に基づいて、ロータリーの第二モットーである "He profits most who serves best" の使用を停止する」と記載されていたので、これは大変なことだと気づきました。

規定審議会が採択した決議案 01-678 は、性に関する表現を削除することであり、モットーそのものを使用停止することではありません。この案件に関する討議は、終始、性を表す言葉の是非についてのみが議論の対象となり、"He profits most who serves best" というモットーそのものを削除しようという意見はまったくでなかったにもかかわらず、性に関する表現を削除することを表向きの理由にして、"He profits most who serves best" という大切なモットーそのものを使用停止してしまったのです。

なお、この案件を審議した理事会では、この提案に反対する理事は一人もなく、すんなりと決まったと聞いています。

直ちに、RI に正式な日本語訳および審議経過を送るように要請いたしましたが、RI 定款細則委員会の見解として、この文書は、英語のみで発表し、他国語に翻訳する予定はないという回答が返ってきました。なお、審議経過については、何の回答もありませんでした。

私と共に規定審議会の代表議員を勤めた、黒田正宏アクティング・ガバナーから、この情報の詳細を全ガバナーに伝えてもらいたいという要請が、メールで届きました。

8月9日

事の重要性を考えて、第二モットー使用停止に関する詳細な経緯を記載した文書を作成し、RI 理事、全ガバナー事務所および関係者にメールで伝達し、RJW にも掲載しました。

8月10日

さらに詳細な文書を作成し、規定審議会代表議員の世話役坂巻幸二 PDG に、全代表議員に発送していただくように依頼しました。私の個人的なウェブ・サイト「ロータリーの源流」を通じて、詳細な情報の第 1 報を流しました。

8 月 14 日

RJW が独自に翻訳した「採択決議案に関する理事会決定」を、RJW を通じて発信しました。

8 月 16 日

千宗室、竹山涼一、小谷隆一元 RI 理事、中島治一郎 PDG は、RI に対して、第二モットー復活に関する要望書を提出しました。私も RI 会長宛に要望書を提出しました。

8 月 19 日

坂巻幸二 PDG から、第二モットー復活要望書が、全代表議員に送付されました。

「ロータリーの源流」を通じて、詳細な情報の第 2 報を流しました。

8 月 30 日

板橋敏雄理事に、11 月理事会にて、第二モットー復活の提案をしていただくようお願いしました。

9 月 7 日

坂巻 PDG から、復活要望書に添付する署名記入文書が、全ガバナー事務所、代表議員に送付されました。

その後、いろいろなルートを通じてこの情報が流れ、日本全国から数多くの意見が寄せられました。

関係各位のご努力のおかげで、パスト・ガバナー234名、代表議員32名、クラブ会長77名の署名を頂き、これを板橋理事に託して、理事会で第二モットー復活を提案していただくことになりました。

9月28日

「ロータリーの源流」を通じて、詳細な情報の第3報を流しました。

RI 公式文献「PETS 指導者用手引き」には、「ロータリーのモットー Service above self」と記載されており、He profits most who serves best が削除されました。

10月30日

「2001 年度手続要覧」に収録されている決議 23-34 から、He profits most who serves best のモットーが削除されました。

11月7日

RI 理事会において、板橋敏雄理事が、第二モットー復活について提案され、これが承認されました。

板橋理事のご報告の要旨は次の通りです。

本日5日目の午前11時の FULL BOARD で B-24 項「Reconsideration of use of Motto “ He Profits Most Who Serves Best”」が議題となりました。出発前に、ED FUTA 事務総長に議題にして戴く様お願いはして置きましたが、彼は今日の議題に入れて呉れませんでした。

管理運営委員会の Jerry Meig 理事の提案で始まりました。キング会長の発言を求められた第1号として、私は早速発言を求めました。ビチャイ・ラタクル会長エレクトがすぐセカンドを支持してくれて、私は次ぎの様に日本を代表しての発言をしました。

「前略・・・今、ロータリーが21世紀生き残る為には、若い会員を

迎え入れなければ成りません。その時私達は、その若い世代のボランティアに対する考え方が大きく変わって来ている事に気づかなければなりません。昔の奉仕—自己犠牲とか、与えるものといった考えから、自己開発のための奉仕であり、その達成感を重視する変化です。このようなボランティアの人達に、ロータリアンとして、確りと伝えていかなければならないのが、職業人としての奉仕のあり方ではないでしょうか。此れは決して古臭いものでは無く、彼らにも共感できるものなのです。この事を最も端的に表現しているのが、「**He Profits Most Who Serves Best**」と言う第2モットーです。

今、ここに日本の35地区のガバナー、パストガバナーの存続願いの署名簿を持参しました。これらの人達は、皆新しいロータリーを創っていかうと言う私の同志です。

もしも御賛同が戴けなければ、9日に理事会が終わっても私は日本に帰ることが出来ません。是非とも皆様のご賛同を戴いて、このモットーの復活をお願い致します。そうでないと、日本における会員増強と引いては財団寄付にも影響が出ることも考えられます。また、此れが出来ましたなら、冒頭に申し上げた、各クラブ年度末5名の増員、日本全体として約1万1千人の増強を私は各地区をお願いして行こうと決意しています。」と締めくくりました。

私のこの意見発表に対して、アメリカの理事から、**Profit** と言う言葉が、企業の利益と解される点で、問題があるという意見が出ましたが、キング会長はロータリーに入って、多くの異業種のロータリアンと知り合い、親睦を通じて職業人として学ぶ事ができるのも大きな**Profit**ではないか。単なる利益ではない。と主張してくれました。また、ビチャイ会長エレクトは、同じ仏教国の考え方として、現世において人々の幸せを願う事を強調してくださいました。

続いて、**He** が問題に成りましたが、**Mankind is our Business** の **Man** も同じではないか。**He** は既に50年使われてきた事実に鑑み、原

語の通り復活をさせる事で全員の賛成が得られました。そして 2004 年の規定審議会で、ジェンダーの問題として、He に置きかえる言葉を Who にするか、They にするか、One にするかを提案する事になりました。」

11 月 8 日

第二モットー復活の情報を、メールを通じて全地区のガバナーにお伝えしました。

11 月 9 日

第二モットー復活の情報を、RJW に掲載しました。

2001 年 11 月 17 日

職業分類制度の崩壊

2001 年規定審議会に提案された 01-148「職業分類の原則を保持して、クラブ会員の種類を正会員と名誉会員に簡素化する件」が 404 対 76 の評決によって採択された結果、会員種類の簡素化と共に、一人一業種による職業分類制度が緩和され、50 人未満のクラブは一業種 5 名まで、50 人以上のクラブは 10%までの入会が可能となりました。

一人一業種を緩和しようという提案が、毎回のように規定審議会に出されてきた経緯から考えて、終に来るべきものが来たという感じです。

ロータリーのロータリーたる所以と言われてきた、職業分類制度と毎週 1 回の例会開催という二つの牙城の一角が崩れた現在、なんとか毎週 1 回の例会開催だけは守り抜きたいと念じております。

一人一業種の職業分類制度が考え出された本来の理由は、クラブの親睦を保つためであり、どんなことでも腹藏なく話し合える雰囲気を作るためには、利害関係のある同業者を排除すべきだという考え方からです。

しかし、ロータリーが閉鎖的、特権的であるという世間一般からの非難に対抗するために、現在では、ロータリーの奉仕理念を地域社会全体に広げるために、地域社会のあらゆる職種にロータリーの代表を送り込む必要があり、そのためには一人一業種でなるべく多くの職種を網羅する方が効率的であるという考え方に変化しています。

さて、クラブ親睦を守るために同業者を排除するのならば、すでに会員になっている人が同じクラブに入ることを同意した同業者の場合はどうかという疑問が浮かんできます。これに応えるために作られた規約が、1915 年に採用されたアディショナル会員制度です。日本人ロータリアン第一号である福島喜三次が、すでにロータリアンであった現地会社の社長のアディショナル正会員として、ダラス・クラブに所属していたことは有名な話です。厳密に考えれば、1915 年、すなわちロータリーが出来て僅か 10 年で、一人一業種制度は崩れたことになります。

1930年にはパスト・サービス会員が生まれました。現役を離れたとはいえ、全く関係がなくなったわけではありません。自分の事業の後継者が会員になっているのならばともかく、全く関係のない同業者が会員になれば、クラブの親睦を保つことが出来るでしょうか。

次いで 1939 年にはシニア・アクチブ会員制度が採用されました。入会年齢によって差があるものの、5 年から 15 年の在籍で、ロータリーの世界では現役をリタイアしたものとみなされて、同業者の入会が許されるわけです。

当初は、シニア・アクチブ会員への移行は、本人の同意が必要でしたが、1970 年からは自動的移行となり、いまだ現役で事業に携わっているにもかかわらず、一方的に職業分類を剥奪されたシニア・アクチブ会員と、同業者の正会員が、一つクラブに存在するという奇妙な現実が生じてきました。

さて、旧定款の下で、一業種に何人の会員が在籍可能だったのでしょうか。

正会員、シニア・アクチブ会員、パスト・サービス会員、アディショナル正会員(3 カテゴリーからそれぞれ 1 名、合計 3 名)、名誉会員。旧定款の下でも、一業種について 7 名の会員の在籍が認められていたわけで、ロータリーの一人一業種の原則は、制度上からもすでに崩壊していたわけです。

さらに職業分類そのものもあいまいなものになってきました。

従来は、RI が大分類、中分類、小分類からなる標準職業分類表を作って、各クラブはそれに従って、会員に職業分類を貸与していました。しかし RI は、1963 年の「職業分類の概要」の発行を最後に、標準職業分類表の発行を含めたあらゆる作業を中止したままで、現在に至っています。

従ってそれ以降は、職業分類の決定は各クラブに任されたため、勝手気ままな職業分類の細分化が行われるようになりました。一般弁護士、

民事弁護士、刑事弁護士、国際弁護士、また、商業銀行、工業銀行、外為銀行、こんな小手先の職業分類の細分化と、本来の目的であるクラブ内の親睦を深めるための一人一業種制度と一体どんな関係があるのでしょうか。

このようにして、運営上からも職業分類制度は崩壊していったわけです。

2001 年 11 月 28 日

日本におけるインターネットの現状と問題点

ロータリー研究会における発言要旨（12月2日、新高輪プリンス・ホテル）

ちょうど1年前のロータリー研究会で、私は、日本のロータリーにおけるITの現状と今後の課題についてお話をさせていただきました。その際、リーダーシップ発揮するためには、インターネットやメールを避けて通るわけにはいかないし、これを拒否し続ければ、情報音痴になることは必定であるという警鐘を発したつもりです。

現実にはまさしくその通りとなり、僅か1年の間に、情報伝達の方法は大きく変わって、ほとんどの情報はこれらのITを通じて伝えられるようになってしまいました。

情報発信側、すなわちRJWから見た、この一年間の変化は次の通りです。

- ☆ 今年の2月23日から、言語別ウェブ・コミュニティのネット・ワークが現実動き出しました。これは、RIのウェブ・サイトに連動して世界9ヶ国語の公認ウェブ・サイトが、それぞれの言語で情報提供をするというもので、現在、実働しているのが、日本語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、ドイツ語であり、日本語のRJWがもっとも内容の充実したウェブ・サイトとして、RIから大きな評価をいただいております。
- ☆ 4月末に開催された規定審議会において、ITに関する幾つかの立法案が採択されました。制定案01-423によって改正されたRI細則21条は、ロータリー公式雑誌「The Rotarian」が地域雑誌と共に、ロータリーの綱領を推進する義務を持っているのと同様に、RIウェブ・サイトと言語別ウェブ・サイトにも同様な義務を持たせようという立法案であり、すなわち、ウェブ・サイトによる情報発信の

義務を制定したものであります。実はこの提案は 2680 地区からの提案であり、趣旨説明は私が行ったものであり、圧倒的多数の代表議員の賛同を得て採択されました。

- ☆ 次に、これも私が提案して採択された立法案 01-424 は、RI はすべての事務処理(入退会、出席率報告、送金業務、財団寄付)をインターネット、またはメールを使って処理するというものであります。これについては、RI においては着々と環境整備を進めており、すでに会長と幹事に特別の ID を与えて会員動静をインターネットによって報告するシステムが、ビジネス・ポータルという名称で日本語においても稼動しております。ほとんどの申請書は「RI 公式文献」のダウンロードによって入手することが可能になっており、さらに国際大会の登録や宿泊もそれぞれのページから申請することができます。
- ☆ 制定案 01-427 は、RI およびクラブは業務をコンピューター化するというもので、これが RI 定款で成文化されたことは、地区やクラブがコンピューターを導入することを拒否できなくなったことを意味するものであります。
- ☆ RI 公式文献については、従来は RI 日本事務局を経て、冊子として印刷されたものを請求していましたが、現在はほとんどのものが、RJW を通じて無償で入手可能です。早く見たい場合には RJW で、PETS、地区協、セミナー等で大量の部数が必要な場合には日本事務局への注文と、使い分けていただければいいと思います。ただし、ウェブ・オンリーの文献もかなりありますので、それは RJW を通じてしか入手できません。
- ☆ RI から寄せられる緊急災害救援要請も、即日、RJW に掲載するようにしています。
- ☆ 現在、日本語ベースで RI から提供される情報は、RI 公式文献、各種申請書、緊急災害援助要請、理事会議事録抄録、財団管理委員会

議事録抄録、ロータリー・ワールドその他 RI 理事会や財団管理委員会や RI 日本語セクションからの連絡事項です。

- ☆ 英語ベースで提供されるものは、ニュース・バスケットで、これは東京クラブの松岡氏が翻訳したものを掲載しております。なお、日本から記事が少なく、なんとかこれを増やそうということで、私がリエゾンを勤めておりますので、記事提供を宜しくお願いいたします。
- ☆ 毎月の会長メッセージは、「ロータリーの友」からの提供を受けています。
- ☆ その他、タスク・フォース関係の記事は、RI ウェブ・サイトに掲載されているものを、RJW が独自に翻訳しています。
- ☆ 米山奨学会からは、「ハイライト米山」の記事提供を受けています。
- ☆ 「ロータリーの友」の記事紹介のページを設けています。
- ☆ 「ロータリーの友」が DICO を対象に「インターネット情報」を毎週発行しています。これは、「ロータリーの友」が直接 RI から得た情報、RI ウェブサイトから得た情報、RJW に掲載されている情報のうち、特に重要な情報を、直接 DICO のメーリング・リストを経て、ガバナーに伝えていただくという試みです。
- ☆ 会員同士の意見交換の場として「ディスカッション・フォーラム」設けていますし、タスク・フォースの活動に関しては、専用のページと TF 毎の「ディスカッション・フォーラム」を設けています。
- ☆ その他、国内の情報や歴史、理念に関する情報は RJW 独自で作成しています。

最近のトピックスとして、もし、ウェブ・サイトがなければ、情報伝達が行えなかった例を二、三ご紹介してみたいと思います。

まず、先般の規定審議会に際して、邦訳された立法案のファイルを受け取ったのがシカゴ出発直前であったことから、すべての立法案のご紹介や結果報告が RJW を介して行われたことは、代表議員の方はご存知

だと思えます。

さらに、このたびの第二モットーの使用停止の情報提供も、理事会における板橋理事のご奮闘によって使用停止が撤回された情報も **RJW** を通じて、いち早く提供されたことは、皆様ご承知の通りです。

また、標準ロータリークラブ定款、推奨細則の提供も、ウェブ・サイトならでの速報性が発揮できたと思えます。

このように、ほとんどの情報は、**RJW** を見れば得られるという条件がそろい、我々が情報を発信するという義務はほぼ果たしている現状ですが、問題は、それを受け取るロータリアン側の条件がどの程度整備されたかということになります。

RJW では **RI** から得た情報を、ガバナーに真っ先に知っていただくという配慮から、ガバナー事務所に対して **RJW** の更新を知らせるメーリング・リストを作りました。さらに、忙しいガバナーに代わって情報を収集して、それをガバナーの伝える **DICO** を復活して、ガバナーと **DICO** の双方に情報をお伝えするようにしています。

10 月からは、「ロータリーの友」のお骨折りで「ウイークリー・ニュース インターネット情報」を作っていただき、きめの細かい情報を **DICO** にお知らせするようにしています。

さらに、各クラブに **CICO** を設置して、ガバナー事務所からの情報はたちどころに全クラブに伝達する体制を整えるようにお願いしています。

従って、**RJW** から発信した情報は、ガバナー事務所を通じて、日本中の全クラブに伝えられるはずですが、現実にはそうはっていないところに問題があるわけです。

今後の問題点

- ☆ 情報の一元化 **RI** 事務局では、**RJW** に情報提供する選任職員を決めて、その職員からの Eメールを通じてすべての情報を送るシス

テムを作っていますが、現時点では必ずしも知るそのルールが守られているとはいえません。RI 事務局日本語課で邦訳されたドキュメントを、直接日本事務局や、ガバナーに送って、RJW 担当職員に渡すのを忘れていたり、日本語訳が完了しているにもかかわらず、それを RJW に送る許可が得られないというケースがかなり頻繁にみられます。

RI 公式文献のほとんどが、ウェブ・サイトを通じて提供されるようになりましたが、古い情報のままで放置されているものが再々みられます。これも RI における情報提供の一元化が不十分なためと思われる。

- ☆ 地区における対応の温度差　せっかくガバナー事務所にコンピューターを導入し、メール・アドレスを設定しているのに、毎日アクセスしない地区がかなりあります。事務職員が情報の重要性を認識していないため、その内容をガバナーに伝えていないケースも多いようです。ガバナーが多忙ならば、必ず DICO がこの役割をこなし、かつ重要な情報は CICO を通じて各クラブに流すというシステムをつくる必要があります。
- ☆ ウイルス予防対策の遅れ　つい数日前、ある DICO から発信されたウイルス付のメールが、たちまちのうちに、ロータリーの友や 2,3 のガバナー事務所のメーリング・リストに侵入して、被害が発生しました。ウイルス付のメールを発信した方に大きな責任があることは当然ですが、ウイルスが頻繁に届けられる今日、この予防策なり回避方法を知らなかった側にも責任があります。メールやインターネットをあつかう場合には、アンチ・ウイルスのプログラムを導入し、さらに常に最新のものに更新しておくことが、現在の常識であることを徹底することが必要です。

この 1 年間で、日本のロータリーの IT に関する関心は大いに高まり

ました。35 地区の内、地区独自のウェブ・サイトを開いているのは 30 地区であり、すべてのガバナー事務所はメール・アドレスを取得しています。さらにホーム・ページを開設しているクラブは 330 クラブに達しています。このホームページはロータリーの広報の面からも重要であり、キング会長のグローバル・クエストを達成する一つ的手段ともなります。

RJW にアクセスするロータリアンも開設以来 1 年半で 12 万人を超え、最近では 1 日平均 600 名のアクセスがあります。

RJW の運営は、コンピューターを趣味とする会員の同好会として出発した経緯から、サーバの維持とプログラム作成の専門的作業の一部を除いて、すべてロータリアンのボランティア活動によって支えられています。しかしながら、情報発信の中核としての義務を課され、膨大な仕事量をこなすためには、どうしてもそれなりの費用が必要となります。

現在は、4,500 ページを越える内容にまで拡大し、これを安全な状態で運営するためには、1,000 万円クラスの設備と専用回線が必要なのに、これをほとんど会員のボランティアに頼っている状態です。毎年、ガバナー会から経費を予算化していただいておりますが、これでは専従職員を雇用することはもちろん、サーバの買い替えやセキュリティの費用をまかなうこともできず、ボランティア活動としての限界をはるかに超えた、危険な綱渡りを続けている現況です。この分野で先発の状態にある日本でこのような問題が起こっているということは、将来、他の言語別ウェブ・サイトも同じような問題が起こる可能性がありますので、公式雑誌と同様に、ロータリアン全員に受益者負担をお願いしてウェブ・サイトを支えていくシステムを早急に整えることが不可欠です。

「ロータリー友」の費用 200 円に 15 円か 20 円上乗せして、それを RJW の運営費用に当てるように、この場を借りてお願いしたいと思います。

RJW の現況を数字で示せばかなり普及しているように見えますが、その実態を調べると、これらの IT を積極的に活用しているのは、圧倒的

に若い会員であることが判ります。私が再三述べている、リーダーが知らない情報を若い会員が知っているという逆転現象は相変わらず続いているわけであります。

RJW はロータリー情報の宝庫です。ロータリーのリーダーである皆様方が積極的に IT を駆使して、これらの貴重な情報を活用されますことをお願いして、私の話をおわります。

2001 年 12 月 4 日

空港セキュリティ

年末年始に掛けてニューヨーク、ブリュッセル(ベルギー)、シカゴを回りました。

今回の旅行の最大の目的は、シカゴのロータリー本部を訪れて、歴史的資料を持ち帰ることなので、小型アルミ・トランクにノート・パソコンとイメージ・スキャナーを入れて、携行品として機内に持ち込みました。

12月26日

JALで伊丹、成田を経由してニューヨークへ。

検査に時間がかかることを覚悟して早めに伊丹空港に到着しましたが、検査は至って簡単、トランクの中身を聞かれることもなく機内に。成田では、機内に入る直前に、警官に「トランクの中身は」と質問を受けましたが、「コンピューター」と応えると、そのままチェックも無しにOK。

年末の旅行シーズンというのに、機内は乗客も少なく、客室乗務員のサービスもこの上なく(おつまみを頼むと山ほど持ってくるし、JALのプラモデルも貰いました)、快適な空の旅でした。

12月28日

ブリティッシュ・エアラインBAでニューヨークJFKよりロンドン・ヒースロー空港経由、ブリュッセルへ。

JFK空港内は小銃を肩から下げた兵士が至るところで目を光らせ、全くの戦時体制。身体検査の列が延々と続き、果たして搭乗が間に合うのか心配になりました。

金属探知機のレベルを最高に上げているので、僅かな金属、例えば財布の留め金にも反応します。反応したら徹底的に調べられますから、小

銭、時計、財布、コートはもちろんのこと、ズボンのベルトもはずして、かごの中にいれて X 線検査をしなければなりません。同行した娘は踵の大きい靴をはいていたので、靴まで脱がされて検査をされました。コンピューターは持参しませんでしたので、荷物の方はフリーパスでした。

12 月 31 日

帰路のブリュッセル空港では、JFK の学習効果を発揮して、スムーズに機内に入ることができました。

1 月 3 日

アメリカン・エアライン AA で、ニューヨーク・ニューアーク空港からシカゴ・オヘア空港へ向かいました。今回の一連のテロ騒ぎで話題の中心になっている AA なので、異常とも言えるようなチェックでした。

コンピューターもスキャナーもトランクから出して動作テストを受けなければなりません。ノート・パソコンの中身を改造して、プラスチック爆弾を詰め込む可能性があるとのこと。無事に Window の画面がでて OK となっても、電源を OFF にするまでには、それ相当の時間がかかりますので、コンピューター持参者が 2-3 人続くと、たちまち 20-30 分がかかります。

その上、ズボンのベルトを外され、靴まで脱がされて散々でした。国内線だというのに、チェックインしてから機内に入るまでに 2 時間かかりました。

シカゴのワン・ロータリー・センターにおける一部始終については、後日ご報告いたします。

1 月 5 日

オヘア空港からニューアークへ。

タクシーでオヘア空港に着くと、建物の外に臨時の野外チェックイ

ン・カウンターができていました。聞けば、身体検査に長い列ができていたので、チェックインの制限をしているため、建物内部のカウンターでチェックインすれば2時間以上かかるとのこと。やむなく、零下5度の寒風の中、ラインに並びましたが、結局これが正解で、僅か20分位で手続きが済みました。

身体検査と携行品検査の列に1時間ほど並び、再び、コンピューターを徹底的に調べられた上、再度、搭乗ゲートで、コンピューターの再検査を受けました。これだけ検査をするのだから、先ず、テロリストが同乗することはないだろうと、自分に言い聞かせて、憤懣やるかたなき気持ちで紛らわせました。

1月7日

JFK 空港から日本へ。

チェックイン・カウンターも身体検査場も人気がなく、閑古鳥が鳴いていました。携行品検査では、再びコンピューターが標的になり、係員に「コンピューターのメーカー名」を聞かれました。ダイナ・ブックは判っているものの、三菱か東芝かと考えているうちにタイム・オーバー、それでも何とか動作チェックだけは免れました。バイオはソニー、シンク・パットはIBM、ダイナ・ブックは東芝と、ちゃんと覚えておきましょう。

時差の関係で1月8日、成田着、羽田経由で伊丹に向かいました。折からの冬の嵐のせいで、大幅なダイヤの乱れと欠航便続出の中を幸いにも予定通りの便(本当は6時間前の出発が遅れた便)に乗ることができました。この混雑のためか、携行品検査もなく、全くの期待はずれでした。

アメリカでは空港のチェックの厳しさを除いては、全く正常な状態に戻っています。ニューヨークの街も普段どおりの活気に満ちています。しかし、「他国からの観光客は正常に回復しているのに、日本からの観光客だけがまったく行かない。」というのが実情のようです。それにつ

けても、日本の空港のチェックの甘さをしみじみ感じた、今回の旅行でした。

2002 年 1 月 10 日

Service, not self

私は、2002年の正月に One Rotary Center の資料室を訪れて、B.F. コリンズのスピーチ原稿を入手して、その内容を熟読したところ、この「Service, not self」という言葉そのものに、現在の解釈との大きな差があることを発見して、愕然としました。

「Service, not self」は、現在、第一モットーとして皆さまおなじみの「Service above self」の原型となったもので、このモットーが採択された過程について、次ような説明がされてきました。

1911年、ポートランドで行われた第二回全米ロータリークラブ連合会大会のエキスカーションとして、コロンビア川を遡るクルージングが行われました。その船上で、創立まもないミネアポリス・ロータリークラブ会長のベンジャミン・フランクリン・コリンズが語った言葉が「Service, not self」でした。

前日のアーサー・フレデリック・シェルドンの書簡に感激して、「He profits most who serves best」をモットーとして採択した直後でしたが、この「Service, not self」もこれに劣らずすばらしいものだということで、モットーに採択されました。

しかし、後日、この「Service, not self」は、自己を滅却して、他人に奉仕するという極めて宗教色の強いものなので、自己の存在を認めた上で他人に奉仕するという意味から「Service above self」に変更されました。云々・・・というものでした。

1911年のポートランド大会議事録を見ると、シェルドンの”He profits most who serves best”については、シェルドンのスピーチ全文の紹介と共に、その文章はチェスレー・ペリー事務総長が代読したこと、このモットーが大会で採択されたこと、大会宣言の最後がこのモットーで締めくくられたことが記載されています。

しかしながら、”Service, not self”については、一言も触れておらず、単に、「船上で、ミネアポリス・クラブ会長のベンジャミン・フランリン・コリンズが、ミネアポリス・クラブ運営方針に関する短い演説を行った」とのみ記載されており、この言葉がモットーとして採択されたという記述は勿論、そのスピーチ原稿や”Service, not self”という言葉すらも、見つけることは出来ません。

すなわち、1900年のポートランド大会で、ロータリー・モットーとして”He profits most who serves best”と”Service, not self”が採択されたという、今までの説明は誤りであり、この大会で採択されたのは”He profits most who serves best”だけであると訂正する必要があります。

さて、この度私が発見したコリンズのスピーチ原稿は、その全文を翻訳したものを、「炉辺談話」で発表いたしましたので、すでにお読みになったことと思います。

「ロータリークラブの組織では、なすべきことはただ一つであり、それを正しく始めなければなりません。正しく始めるためには、ただ一つの方法しかありません。

自らの利益が得られるかもしれないと思ってロータリーに入ってくる人たちは、間違った部類の人たちです。それはロータリーではありません。

ミネアポリス・クラブによって採用され、当初から定着している原則は、”Service, not self”です。」

という記述には拍手を送るとしても、スピーチ全体から受ける感じは、「会員同士が相互取引によって大きな利益をあげてきたが、これには物理的な限界がある。従って今後はその対象をロータリアン以外にも広げる必要がある」ということではないでしょうか。

「“Service, not self”は自己を犠牲にして他人に奉仕することを強いるものである。自己を二の次にするのはいいとしても、自己を否定して

しまつては、奉仕活動はできないという反論ができたので、誰言うことなく、自己の存在を認めた上で、他人に対して奉仕をしようという意味から、“Service above self”が使われるようになり、1950年のデトロイト大会で、これらの二つのスローガンがロータリー・モットーとして正式に認められた。」というのが従来解釈でしたが、これにも修正を加える必要があります。

“Service, not self”は“Service above self”より精神性が高いという考え方は間違いであり、この二つのスローガンは、全く別次元の独立したスローガンと考えた方が理解しやすいのではないのでしょうか。

前者の“Service”は単なる取引を表す言葉であり、「自分一人で商取引を独占するのではなく、他の人たちにも分け与える必要がある」という、“He profits most who serves best”に極めて近いスローガンだと考えるべきでしょう。

1911年に発行された全米ロータリークラブ連合会の会員名簿を見ても、加盟各クラブの会長、幹事の名前以外は、それぞれのクラブ・テリトリーにおける著名な事業所の会社名、所在、電話のみが記載されている広告帳であり、もっぱら他の会員との取引に使用されていたものと思われる。

また同じく1911年の全米ロータリークラブ連合会の委員会構成には、Local Trading; Inter-city Trading; National Trading という名前の委員会があり、それぞれ地域内、近隣都市間、全国レベルでの会員の相互取引を推奨していたことが伺えます。

ロータリーは、合理的な取引をすれば、結果として継続的な profits が得られることを説くためにシェルドンの理論を採用したわけです、profits を得られる具体的な事例を表に出さない限り、誰もロータリー運動に参画しなかった時代とも言えるでしょう。従って、コリンズのスローガンが、物質的相互扶助に関連しているとしても、至極当然といえます。

従って、この“Service, not self”は、元来、会員同士に限定されていた物質的相互扶助を、他の人たちにも開放しようという、現在の我々から見れば極めて次元の低い現実的なスローガンであったにもかかわらず、これを宗教的または人類愛に基づいた高次元のスローガンと誤解した後の人たちが、「自己犠牲に基づく他人への奉仕」という勝手な解釈をつけ、更にそれを聞いた人たちが、それでは困る、「自己の存在を認めた上で、他人のために奉仕する」に変えてもらいたいということで、現在我々が慣れ親しんでいる全く別なスローガン”Service above self”を作り、それがロータリー・モットーとして、1950年のデトロイト大会で承認されたと考える方が自然です。

なお、”Service above self”というスローガンを誰が何時作ったかについては不明です。一部にはシェルドンの作だという人もいます。ちなみに、コリンズの職業分類は定説となっていた弁護士ではなく果物仲買人であり、文章の表現力は、シェルドンのものに比べると格段に単純であることを付け加えておきます。

2002年2月4日

一人一業種制度の撤廃

2001 年規定審議会において、制定案 01-148「同一職業分類の会員を 5 名とし、51 名以上のクラブは 10%を超えてはならない」と改定されました。この結果を捉えて、一人一業種制度の崩壊を意味するものとして、批判の声が高まっています。

規定審議会における提案理由説明の中で、クリフ・ドクターマン委員長は次のように語っています。

「この提案は、決して一人一業種制度を否定するものではない。すでに同一職業分類を持ってクラブ会員になっている同業者の人も、彼の資質を高く評価しており、かつ彼とならうまくやっていると考えている。本人もロータリアンになることを希望している。ただ、一人一業種制度の壁があるために入会できない人を、ロータリー運動に参加してもらうためである。だから、一人一業種制度の本質(会員の親睦)を堅持しながら、会員制度を改善する必要がある。」

私たちがロータリー運動の基本と考えている「一人一業種制度」と「毎週 1 回の定例の会合」も、実は、運用面ですでに崩壊しています。

「毎週 1 回の定例の会合」は、シカゴ・クラブの創立当初は 2 週間に 1 回でしたし、東京クラブは 1 ケ月に 1 回でした。1922 年の改正で、1 週間に 1 回と定められ、それ以降にできたクラブはそれを守っていますが、それ以前にできたいわゆる特権保有クラブの中には、現在でも 2 週間に 1 回しか例会を開いていないクラブがあります。

なぜ、「毎週 1 回の定例の会合」を定めたかについても、いろいろな考え方があります。ロータリーの例会を、会員の事業上の発想の交換の場と位置付け、奉仕の心を学ぶ人生の道場と考えるのなら、なるべく多くの例会を開く方が良いでしょう。しかし、1 週間に 1 回ならばいいが、2 週間に 1 回では駄目だという理屈づけにはなりません。

さらに、最近では、例会を「奉仕の心を研鑽する場」という位置付け

をする人が減り、ロータリー運動そのものを、弱者に涙する人道的ボランティア活動だと考える人が多くなれば、例会で昼飯を食べている時間があるのなら、額に汗をして奉仕活動の実践をすべきだという理屈もまかり通るわけです。

毎回のように提案される「2週間に1回の例会」も、この度の規定審議会では否決されたものの、まさに風前の灯火であることは間違いなく、2004年の規定審議会ではどうなるか心配されます。

「一人一業種制度」は、すでに運用面で崩壊しています。1915年にアディショナル正会員制度ができて、正会員の了解が得られれば、同業者が入会することが可能となりました。1939年にはシニア・アクティブ会員制度が導入されて、一定の条件をクリアし本人が同意すれば、シニア・アクティブ会員に移行でき、その後に同業者が正会員として入会できるようになり、更に、1970年には、シニア・アクティブ会員への移動が強制的となり、本人の意図とは関係なく同業者が入会できるようになって、ここで、「一人一業種制度」は実質的に崩壊したわけです。

その後、アディショナル正会員の枠が拡大されて、「一人一業種制度」は形骸化し、計算上は、一職業分類で、正会員、シニア・アクティブ会員、3名のアディショナル正会員の5名が存在することが可能となりました。すなわち、今回の規定審議会でも可決された「五人一業種制度」の下地が出来上がったわけです。

なぜ、「一人一業種制度」がロータリー運動の必要条件と言われてきたかを考えてみましょう。

ロータリー創立の動機は「親睦」にあります。もし、同業者が同じクラブ内にいれば、真底心を開いて語り合うことはできません。事業上のトップ・シークレットを語り合う発想の交換も、同業者がいては満足にできません。従って、クラブ内におけるゆるぎなき純粹親睦を守るための方策として「一人一業種制度」が生まれたのだと考えるべきでしょう。

もっとも、ロータリーにおける純粹親睦に対するロータリアン外からの批判をかわすために、「あらゆる業種にロータリーの奉仕の理念を広げるために、地域社会の横断面を捉えた全ての職種の人を入会させる必要がある。そのためには、クラブのキャパシティからも一人一業種を守る必要がある」と軌道修正をしています・・・

何はともあれ、クラブの親睦を守るために「一人一業種制度」が生まれたことは間違いありませんから、規約がどのように変わろうとも、「一人一業種制度」の精神だけは守る必要があります。

さて今回の規約改正は、RI 定款、RI 細則、標準クラブ定款の改正ですから、我々はこれを遵守する義務があります。これらの上部規約に違反した規約をクラブ細則や内規に定めることはできませんから、わがクラブは「一人一業種制度」を維持すると明記することもできません。

幸い、会員選考の方法はクラブ細則で定めますから、クラブの親睦を阻害しない会員選考の方法を規定して、運用面からトラブルを解決する方法はあります。ドクターマン委員長が言っているように、この規約改定は、「近所で張り合っている利害関係のある同業者を入れるため」ではありませんから、そのようなことが起こらないように、クラブ細則で規制すればいいのです。

たとえば、7 Days Notice で入会の是非を問うときに、一人でも反対の会員がいれば入会を認めないとか、理事会の最終決定の時に、全員一致を原則とするように細則を定めておけば、不満のある会員の意見を反映できることになります。

もちろん反対の意見は、恣意あるものであってはならないことは当然ですが、すでに会員であるロータリアンの当然の権利を守ることも大切です。

私は「一人一業種制度」がロータリーの必要条件であるという考えは変わりませんが、これが変更された現在、クラブ親睦の前提として、お

互いが仲良く共存できる同業者に限って入会を認めるというように、細則を運用すべきであると思いますし、細則をそのように改正することは可能です。

2002年3月1日

例会変更

例会の中止や取りやめについては、標準ロータリークラブ定款第5条で、次のように定められています。

第5条 会合

第1節 例会

(a) 日および時間. 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) 会合の変更. 但し、正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) 取消. また、例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

すなわち、正当な理由があれば、クラブ理事会の裁量によって、同一週内の別の日、別の時間、別な場所に変更することが可能です。従って、問題は何をもって「正当な理由」とするかということになります。

取消の項目には、例会取消の具体例として

- ① 例会日が法定休日に当たる場合
- ② クラブ会員が死亡した場合
- ③ 地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合
- ④ 域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合

と記載されていますから、これに準じた事態が起こった場合を正当な理由と考えると、理事会が例会を変更することができます。

③項の規定は、かつて第一次世界大戦の末期、スペイン熱が流行した際に、シカゴ・クラブが採用した項目であり、阪神大震災に当たって、自宅も事業所も例会場も被害を受けた際、この規定を適用したクラブがありますし、北アイルランドやイスラエルでは④を適用しているクラブもあると思います。

地区大会や IM の前後の週に開かれる例会を、「1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる」という規定を適用して、休会にすることは可能ですが、例会を地区大会や IM に変更することは、ここで言う「正当な理由」に該当するとは思われません。

例会の形式は、クラブ細則で定めることになっています。

第 13 条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告(もしあれば)

審議未終議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

これは、一つの例に過ぎませんが、クラブ細則で定めた以上、この例会プログラムはすべての例会に適用されなければなりません。他のクラブから大勢のロータリアンが参加する地区大会や IM の場で、この例会プログラムを実施することは、まず不可能でしょう。

現実の問題として、地区大会や IM の前に別室に集まって、形式的な

がらも例会を開いているのならいざ知らず、もし、地区大会や IM に出席すること自体を、例会変更だと考えているのなら、これは重大なるクラブ定款・細則違反と言わざるを得ません。

例会出席は会員の義務ですが、地区大会や IM への出席は、その参加が強く要請されたとしても義務ではありません。主催者側の希望として、当然、全員登録、全員参加が要請され、できればそうあるべきであるとしても、強制することはできないのです。

これらの会合の終了間際、登録だけして出席していない会員の名札が、数多く残されている現実を見るにつけ、登録料さえ払ってくればいいという主催者の思惑と、登録だけしてメイクアップの権利を得ればそれでいいという会員の思惑と、一堂に会して学び、かつ親睦を深めるという本来の目的との大きな乖離があることは、残念なことです。

それよりも、問題になるのは、親睦会を例会変更の場とする風潮です。案外、当たり前のこととして、やっているクラブが多いのではないのでしょうか。親睦会を地震やテロ事件と同等に論じること自身がおかしなことであり、到底、非常の場合、正当な理由に該当するとは思われません。親睦会は親睦会としてレクリエーションを楽しみ、例会は例会として純粋親睦を楽しむ。こんな簡単なことが何故判らないのか、不思議でなりません。

今回の定款変更で、規則が緩められたと嘆く人がいます。しかし、その条文をよく読むと、その決定のほとんどが、理事会の裁量に委ねられるようになったに過ぎず、これはむしろ、クラブ自治権の拡大として、喜ばしいことかも知れません。

年間 4 回認められる例会取りやめも、最高 4 回の範囲内で理事会が決定するわけであって、1 回も認めない決定をすることだって可能なのです。

理事会が、ロータリー精神の原点を考えて結論をださないと、とんでもない方向にクラブを向けることになります。ゴルフ・コンペはクラ

ブ奉仕に属する親睦活動だから、例会出席とみなす。こんなに馬鹿げた決定をしたクラブ理事会が、実際にあるのです。何とかして、例会を減らそうと猿知恵をしぼるのではなく、今週もまた仲間に会えた、という喜びをかみしめながら、毎週の例会を楽しみたいものです。

2002 年 3 月 11 日

2001 年版 手続要覧

2001 年版の手続要覧の邦訳がやっと完成し、ウェブ上で提供されましたが、冊子として手渡されるまでには、まだ 1 ヶ月ほどかかりそうです。

手続要覧とは、規定審議会で改正された制定案、理事会決議および、これらの改定によって新たに付け加えられた理事会決定の中から、必要と思われるものを選んで、それを纏めたものです。

2001 年規定審議会が開催されたのは 2001 年 4 月でした。手続要覧の英語版がウェブ上で発表されたのが 2001 年 10 月ですから、さらにそれから遅れること 5 ヶ月、何と一年近くかかって日本語訳が提供されたことになります。

実は、日本語版はかなり早くから出来上がっていたのですが、日本語版だけを先に出すと、他の国に不公平になるという理由で、今まで、発表を差し止めていたというのが真相です。RI 本部においては日本はメジャーな存在で、多数の職員を抱えていますが、職員が一人しかいないといった国もあるわけで、このような国の言葉に翻訳するには、かなりの時間がかかります。しかし、これは英語圏の人たちの屁理屈であり、各国の公平性を保つためならば、全ての公用語の翻訳が完成するまでは、英語版の発行も差し止めるべきだと思います。

前回の規定審議会で、直前になって提案を中止した案件に「規定審議会を毎年開催する件」があります。もし、この案件が採択されていたとしたら、私たちに手続要覧が渡されるときには、既にそれは新しいものに改正されていて、使い物にならないということになったはずです。

さて、規定審議会で改正された制定案は、RI 定款・細則、標準クラブ定款の改正として、手続要覧第 6 部に収録されています。

決議案は理事会決議となって (01-678) のようにハイフォンがつけられて、本文中の該当場所に掲載されます。これは、2001 年の規定審議会において 678 号議案として決定されたことを表しています。

その他、RI の理事会で決定した事項は、(99)(01)のように表示されて、それぞれ 1999 年、2001 年の理事会で決定されたことを意味します。

但し、今回の手続要覧から、理事会決議や理事会決定を取りまとめて、ロータリー章典の決定番号に統一しているようです。

手続要覧こそがロータリアンのバイブルであると信じ、ロータリー活動の座右の銘だと考えている人も多いようですが、手続要覧は決してそのようなものではありません。過去のロータリーの規約や決定事項の中で、現在の RI 理事会乃至は RI 事務局が必要だと考えるものが、ごく一部、収録されている冊子に過ぎません。

従って、現在有効な過去の決定を調べるためには、過去に発行された手続要覧を全てチェックする必要があり、現実には、古い手続要覧を見ると、現在では忘れ去られてしまっている重要な決定事項を、数多く発見することができます。

新しく理事会で決定された規約に加えて、こういった現在でも有効であるにもかかわらず、日常我々が目にすることのない規約を全て纏めたものが「ロータリー章典(Rotary Code of Policy)」です。理事会の度に加筆修正されたものが、ウェブ上で発表されています。冊子および CR-ROM 化されたものも発行されていますが、邦訳される動きはありません。ロータリーの規約を詳しく調べになりたい方は、手続要覧に加えて、ロータリー章典を活用されるようにお勧めいたします。

2002 年 3 月 19 日

移籍および退職者の会員身分

移籍およびリタイアした会員の取り扱いに関する質問をよく受けますが、これは、標準ロータリークラブ定款第 6 条だけ見ても理解しにくいようです。RI 定款第 5 条と併せて、総合的に判断する必要があります。

① クラブの会員であった者がリタイアした場合

RI 定款第 5 条第 2 節の後半の規定、「会員が引退した場合は同会員の会員身分をそのままの職業分類で維持することができます。」によって、リタイア前の職業分類の下で会員身分を保持できます。

② すでに、リタイアしている者が入会する場合

RI 定款第 5 条第 2 節(a)(iii)の規定によって、リタイア前の状況が(i)(ii)に該当する者は入会することができます。

③ クラブの Locality 外に移転する会員(入会 3 年未満の場合)

RI 定款第 5 条第 2 節の後半の規定によって、理事会の承認によって会員身分を保持できます。

④ クラブの Locality 外に移転する会員(入会 3 年以上の場合)

RI 定款第 5 条第 2 節の後半の規定によって、理事会の承認なしで会員身分を保持できます。

⑤ 移籍する会員

標準ロータリークラブ定款第 6 条第 4 節によって、元在籍していたクラブおよび新しく移籍しようとするクラブの会員が推薦することができます。なお、標準ロータリークラブ定款第 10 条によって、入会金は免除されます。

⑥ 元クラブ会員

標準ロータリークラブ定款第 6 条第 4 節によって、元在籍していたクラブおよび新しく入会しようとするクラブの会員が推薦することができます。なお、標準ロータリークラブ定款第 10 条によって、入会金は免除されます。

参考規約

RI 定款

第 5 条

第 2 節 クラブの構成

(a) クラブは善良な成人であって、職業上良い世評を受けている正会員によって構成されるものとする。

(i) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員または支配人であるか；または

(ii) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること；または

(iii) 本サブセクションのサブサブセクション (i) または (ii) に挙げたいかなる地位からも退職していること

そして

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあることを要する。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員が同一の職業分類において依然として活動している場合、その会員身分を保持できる。会員が引退した場合、または 3 年もしくはそれ以上奉仕した会員が住居または事業場を移転したため、上述の地域に関する必要条件を満たすことができない場合、クラブは、同会員の会員身分をそのままの職業分類で維持することができる。

標準ロータリークラブ定款

第 6 条 会員身分

第 4 節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者が

かつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということ でなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。

第 10 条 入会金および会費

会員は、すべて入会金および年会費として、細則の定める金額を納入しなければならない。但し、第 6 条第 4 節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2 度目の入会金の納入を要しないものとする。

2002 年 3 月 23 日

クラブの RI 脱会、除名

RI 脱会

クラブ自身の意思によって、RI から脱会することができます。その場合は RI に対する金銭上その他の義務を完済している必要があります。戦前、日本の全ロータリークラブが RI から脱退した場合がこれに当たります。

RI 理事会は、以下の理由によって、クラブを除名または懲戒処分することができます。クラブを除名または懲戒処分は RI 理事会の権限であって、ガバナーにはその権限はありません。

RI 除名

a. 会費不払

RI に対する人頭分担金、the Rotarian 購読料、地区資金、地区活動資金、ロータリーの友購読料を支払わないクラブは、RI 理事会において RI から除名することができます。最近、人頭分担金未払いによって、RI から除名処分を受けるクラブが続出しているようです。

b. 機能喪失

事実上、クラブが解体したり、定期的に例会を開催することができなくなったり、その他の理由でクラブ機能を遂行することができなくなった場合は、RI 理事会において、そのクラブの加盟を終結させることができます。退会者が続出して会員が数名となり、クラブを維持できなくなった場合等がこれに該当します。

その場合、ガバナーは、事前に、RI 理事会に終結に関する報告書を提出しなければなりません。

c. その他の理由

クラブが不祥事を起こしたり、著しくロータリーの名誉を損ねた場合、RI 理事会はクラブを懲戒処分することができます。クラブには聴聞の機会が与えられ、RI 理事会の決定は全員一致でなければなりません。

なお、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款に違反した場合は、本項が適用されるものと思われます。

関連規約 (RI 細則)

3.010. クラブの RI 脱会

いずれのクラブも、RI に対する金銭上その他の義務を完済している限り、加盟から離脱することができる。理事会が離脱通告を受理したときは、その離脱は直ちに効力を生ずるものとし、そのクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。

3.020. クラブの再結成

加盟を終結させられたクラブが再結成を求めた場合、または同じ土地に新クラブが結成される場合、理事会は、加盟の条件として、このような元クラブに加盟金の支払いを求めるか否か、または、RI に対する元のクラブの負債の支払を求めるか否かを、決定することができる。

3.030. クラブを懲戒または除名する理事会の権限

3.030.1. 不払による終結

会費または RI に対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金負担金の支払を怠るクラブの加盟は、理事会においてこれを終結させることができる。

3.030.2. 機能の喪失による終結

何らかの理由により、クラブが解体し、または例会を定期的にかかず、その他機能を遂行することができなくなった場合は、理事会が、そのクラブの加盟を終結させることができる。機能を遂行することができなくなったことを理由として終結に踏み切る前に、理事会は、ガバナーに終結の事情に関する報告書の提出を要請するものとする。

3.030.3. 然るべき理由による懲戒

理事会は、然るべき理由がある場合には、クラブを懲戒処分にすることができる。但し、問責書およびこれに関する聴聞の時と場所の通知が、かかる聴聞の行われる少なくとも 30 日前に、そのクラブの会長および幹事に郵送されていなければならない。そのクラブには、弁護士をその聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるものとする。聴聞を行った後、理事会全員の多数決をもって、クラブを懲戒もしくは会員資格停止処分に付し、または、全会一致をもって、クラブを除名することができる。

3.040. 加盟が終結したクラブの権利の引き渡し

RI の名称、徽章その他の記章を使用する特典は、そのクラブの加盟会員籍が終結したときに消滅するものとする。加盟が終結したときは、そのクラブは、RI の財産に対する所有権を失うものとする。事務総長は、このような元クラブの加盟認証状を回収するための措置を取るものとする。

2002 年 4 月 3 日

地区委員会の役割

そろそろ、次年度の地区委員の顔ぶれがでそろった頃と思います
地区委員の指名を受けた方は、インカミング・ガバナーの実質的ブレインとして、1 年間、地区委員会のお世話をするわけです。頑張ってください。

地区委員の選考

1. 個人指名の原則

地区委員として地区委員会の仕事をするのを、「出向」と表現する人がいますが、それは間違いです。「出向」とはクラブから選出されて(現実にはクラブから放り出される場合も含めて)地区に行くわけですが、ロータリーでは、地区委員は、あくまでガバナーのブレインとして、ガバナーが特定の個人を指名するものであって、クラブの意向とは全く関係ありません。「クラブに相談なしに決めた」と怒るクラブ会長やクラブ理事会がありますが、これは筋違いというものです。

2. 委員の継続性と単年度性

地区管理や特定の奉仕活動実践分野を担当するわけですから、それぞれの分野の知識や経験が豊富でなければなりません。特に実際活動の伴う、国際奉仕、財団、新世代関係の委員会では過去の実績と経験が問われます。

しかし、そうだからといって、同じような顔ぶれが続くのも考えものです。任期最高 3 年の範囲内で、毎年新しい委員を入れて新陳代謝を図り、特定分野における地区内のスペシャリストの絶対数を増やしていかなければなりません。

3. DLP との関連性

ガバナー補佐の就任条件の一つに、「地区の委員会活動で著名な実績をあげていること」という記載があります。従って、有能なクラブ会長

経験者はなるべく早い時期に、地区委員に指名する必要があります。

なお、この逆、すなわち、地区委員として著名な活動をした人を、なるべく早く、クラブ会長に就任させる努力も、クラブ側で考慮する必要があります。

地区委員会の役割

1. ガバナーの諮問に答申する

RI 細則によって「ガバナーは地区唯一の RI 役員である」と定められていますが、ガバナー自身が、地区管理や奉仕活動実践分野の全てに通じているわけではありません。それぞれの分野のスペシャリストとして、またガバナーのブレインとして、ガバナーから出される具体的な諮問事項を検討して、適切な答申をしなければなりません。

2. 奉仕活動実践に必要な情報の提供

奉仕活動実践の母体は各クラブとロータリアン個人であって、地区ではありません。しかしながらクラブやロータリアンが十分な情報を持っているとは限りませんから、地区委員会が具体的な情報を収集して、それを提供する必要があります。

具体的な WCS の情報を得るために、WCS 委員が現地の状況を事前調査をしなければならない場合もありますが、これはあくまで、情報収集のためであって、実際の WCS 活動はクラブが行わなければなりません。

具体的な奉仕活動の実践例をあげて、なるべく多くのクラブが参加するように要請することは可能です。また、たまたま、クラブの価値観が一致すれば、複数のクラブが共同で、一つのプロジェクトを行うことも可能ですが、地区が特定の奉仕活動をクラブに強制することはできません。

地区が一人頭××円と決めて、WCS をはじめその他の奉仕活動実践の費用を徴収するのは大きな間違いです。WCS や特定のプロジェクトが如何に素晴らしい奉仕活動の実践であったとしても、それ以外にも素晴

らしい奉仕活動は数多く存在し、どの奉仕活動を実践するかはクラブの自治権の範疇にあるからです。

情報収集の手段として行われる各種アンケート調査や、情報提供の手段として行われる各種セミナーの開催は、地区委員会の重要な役割の一つでしょう。また、地区やクラブのウェブ・サイトを利用した情報提供も大切です。

3. 選考とオリエンテーション

各クラブから推薦された、各種のロータリー財団奨学生、米山奨学生、国際青少年交換学生を公平な立場から選考しなければなりません。

なおこれらの学生にたいするオリエンテーションや各種トラブル解決も、地区委員会の重要な役割の一つです。

4. 友好諸組織への支援

インターアクト、ローターアクト、R C C（ロータリー地域社会共同隊）への支援・協力はスポンサー・クラブの役割ですが、これらの組織の地区大会やローテックスへの支援や、ライラの実施は、地区委員会が協力する必要があります。

2002年4月8日

ガバナー月信

ガバナー月信は、ガバナーが会長と幹事宛に毎月出ことが定められている私信です。

ロータリー章典には、ガバナーに任務として、「地区内各クラブ会長および幹事に対して月信を発行すること」という明確な記載があります。

RI の会員はロータリアン個人ではなくクラブですから、RI の役員であるガバナーの管轄下にあるのはクラブであり、その代表者である会長と幹事に、ロータリーの理念や RI からの要望や伝達事項を伝えるために考え出されたのがガバナー月信です。

日本のロータリーの創生期に発行された、米山ガバナー(期首 7 クラブ、期末 11 クラブ)や井坂ガバナー(期首 11 クラブ、期末 14 クラブ)の月信が、一部欠落した状態でしか残っていないのは、当時設立されていた僅かなクラブの会長・幹事にしか配られていなかったため、発行部数が極端に少なく、RI 脱退や第二次世界大戦の影響で、そのほとんどが散逸してしまったためと思われます。

クラブ会長は、例会を通じて、ガバナー月信の内容をクラブ会員に伝えるのが本来の方法ですが、ガバナー月信の全文を直接伝えてもらいたいという会員の要望に答えて、「Copy」という形で配布するケースが日本では定着しているようです。ガバナー月信の「Copy」を全会員に配布するのは、言わば親切心からであって、ガバナーの義務ではありません。

しかし、その親切心が仇となって、会長は例会における月信の紹介を怠り、会員は当然読むべき月信を読まないため、「ロータリーの友」と「ガバナー月信」は共に「読まれざるベスト・セラー」の烙印を押されているのが現状です。

さて、最近のガバナー月信は本来の目的が忘れ去られて、肝心のガバナーのコメントは 1、2 ページしかなく、残りのほとんどは地区の行事報告や委員会報告で埋め尽くされているようです。ガバナー月信の必須

項目は、ガバナーのコメントとクラブ出席率ですから、それ以外の部分は「地区だより」か何かの名称で別に発行するのが本来の方法でしょう。

さて、インターネットの普及によって、ガバナー月信のインターネットによる配信が、話題に上るようになりました。地区内全クラブの会長・幹事がインターネットにアクセスすることが可能ならば問題はないのですが、必ずしも現状はそうではありませんから、やはり、会長・幹事には印刷したものを渡す必要があると思います。

RI もインターネットやメールによる情報伝達を標準方式としながらも、それが不可能な人には、従来の方法を併用すると発表していますので、もう少しの間は仕方がないと思います。

ただし、100%のクラブが、インターネット閲覧が可能になっている地区では、一般会員向けのガバナー月信 **Copy** を、インターネットによって配信するのは、ガバナー事務所の費用の削減の意味からも非常にいいことだと思います。

クラブ・レベルでは、インターネットを閲覧できる会員はインターネットで、そうでない会員には、プリントして渡せば事足りるわけです。クラブはコピー代の負担が増えますから、現在徴収している地区資金の中のガバナー月信代を徴収しないことにすればいいと思います。近い将来、クラブ会員全員がインターネットにアクセスできるようになれば、コピー代も不要になりますし、クラブ週報もインターネットのみで配信することが可能になります。

2002 年 5 月 16 日

職場例会と例会変更

「職業奉仕活動の一環として、例会変更して職場訪問を行った。事務職員の都合で、本来の例会場には誰も配置していなかった。めったに訪れたことのないビジターがたまたま来訪し、誰もいないことに立腹して、メイク・アップ・カードを貰いに訪問先の職場まできた。」

このような場合の対処法について質問が寄せられました。
このケースには幾つかの問題が含まれていますので、それぞれについて解説してみたいと思います。

☆ 職場例会の是非

ロータリーの歴史を振り返ってみると、第一回の例会はガスターバス・ロアの事務所、二回目はポール・ハリスの弁護士事務所、三回目はシルベスター・シールの事務所、その後は、ハイラム・ショーレーの洋服屋、ロジェリン・ジェンセン不動産会社の事務室、ラグルスの印刷所と、職場を回り持ちして例会を開いていました。従って職場例会は、ロータリーにおける例会の原点ともいえます。

しかしこの背景にあるものは、当時はロータリアン同士がそれぞれの職業を通じて物質的相互援助をしていたために、会員の事業内容を熟知する必要があったことが挙げられます。しかし、この物質的相互援助の風潮は、内外からの強い批判を受けたため、1912 年以降は禁止され、精神的な相互援助に変化していきます。

この段階から職場例会の必要性は希薄になっていきます。もちろん会員の事業を理解し、親睦を深めるための職場訪問を否定するわけではありませんが、それは単なる職場訪問で事足りるわけであり、例会変更をする必然性はないと思います。

☆ 例会変更の是非

例会は定款第 5 条で厳しく規定されており、徒に変更や取り消しを行

うことはできません。ただ、「正当な理由」を巡る理事会の解釈のずさんさから、いとも簡単に例会の変更が行われるケースが多いようです。

オフィシャル・ダイレクトリー(会員名簿)には、全世界のクラブの例会場と日時が公開されており、全世界のロータリアンはすべてのクラブの例会に出席する権利を持っています。従って、例会変更はよほどのことがない限り行わないのが原則であり、近隣クラブに例会変更の案内を出したから、それでいいという筋合いのものではありません。バスの中の例会とか、船上の例会が認められないのも、事実上、来訪者が参加できないという理由によるものです。

親睦会や職場訪問が果たして、例会変更の「正当な理由」になるのかどうか、よく考えるべきです。私個人の意見は、これらの会合はクラブ例会とは切り離して行うべきだと考えています。

☆ 職業奉仕活動としての職場訪問

職業奉仕とは、単に一生懸命に事業に専念することではなく、適正な利益の配分によって、結果的に事業の継続的發展を導く事業態度のことであり、高い倫理基準で事業を営んでいくことでもあります。

こういった経営方針を実践している職場を訪問して、そのノウハウを学ぶのならば、それは立派な職業奉仕活動といえるでしょう。

しかし、一般に行われている職場訪問は、会員が経営する酒蔵やビール工場に行って、施設の見学や試飲をするといったケースが殆どではないでしょうか。このような職場訪問は、職業奉仕活動とは言いがたく、あえて当てはめるとすれば親睦活動と考えられますし、こういった行事を例会変更をしてまで行うべきではないことは言うまでもありません。

☆ メークアップ・カードの発行

メークアップの申告は、本人の自主的申告が原則であることは、案外知られていないようです。

旧定款第7条第2節「メイクアップの通知」には、訪問先のクラブ幹事が通知を送ることができるという記載がありました。これは、本人の申告を前提としながらも、幹事の裁量でメイクアップ・カードを送ってもよいということであって、必ずしも義務ではなかったわけです。

新定款ではこの記述も抹消されていますので、本人の申告だけで事足りるわけです。なお、例会変更時の留守番については、特別の規定もなく、本人がその旨申し出れば済むことだと思いますが、今までの慣習ともなっているようですし、本来あるべき例会を変更したことを考えれば、留守番をおいて鄭重に謝罪する方が無難でしょう。

2002年6月4日

SAA の役割

会場監督・SAA・Sergeant at Arms は中世ヨーロッパの宮廷で、外国の賓客を招いたレセプションが開かれる場合、その会場をとりしきる役職を模したもので、ロータリーのあらゆる会合において、会場の秩序を保つための最高の権限を持った役員です。SAAが正式な役職として定められたのは1906年であり、ポール・ハリス、マックス・ウオルフ、チャールス・ニュートンがシカゴ・クラブの最初のSAAに就任しています。

審議機関としての権限しか持っていない理事会メンバーを超越した、例会場における最高の権限を持つ執行機関の役員であり、その役割の重要性を考慮して、会長経験者が就任するのが普通です。

具体的な職務内容は、議事の進行、会場への入場や退場、会場の開門や閉門、早退、遅刻の承認や拒否、私語に対する警告、会合プログラムの時間管理、例会場の秩序管理、例会場の設営、座席の指定、食事の手配等があげられます。この会合とは例会だけではなく、アッセンブリーやフォーラムを含みます。ただ、これだけ多くの職務をSAAひとりでこなすには無理があるので、補助役として副SAAを置くのが普通です。SAAと副SAAとの数は、クラブ会員数の10%が必要だといわれています。

SAAは執行系列に含まれる役員ですから、理事会に出席する義務はありませんが、もし必要があれば、理事会に出席して発言することができます。なお、理事会の支配下には置かれませんが、当然のことながら委員会ではありません。よくSAA委員会という表現をする人がいますが、これは間違いです。

会議の進行と時間管理の権限を持っているため、SAAが例会の司会をしているクラブも多いようですが、SAAが司会役を勤めなければならないという規約はありません。日本では例会におけるニコニコ箱の管理が

SAA の主な役割になっていますが、これは本来の業務ではありません。

米山梅吉翁のガバナー月信には、SAA の役割について次のように述べられています。

「終りに、サージャント・アット・アームスに就て一言。此役目中々御苦勞に有之、會則にも其職責一定せず、會長または理事會の定むる所に従ふ次第に候が、東京クラブにては戯れに警視總監など呼び候こともあり、御目付とも可申、世話人とも可申、或は又大きく言へば議會の院内総務にも當り、集會中は司會者に次ぎ會の規律を保つためには重大なる権能を附與され居るもの、其中特に希望され候は欠席者遅刻者等に注意してセクレタリーの仕事も助くると共に、何處にもある、會員中別懇の連中にて或るテーブルを占領するとき弊を矯め、或テーブルに常連の一村が出来る様なことのなきよう致すことに候。

因に、華府のハリス氏、米國第一の寫眞業者として有名と聞及び候が、毎年大會毎に必ず出席してサージャント・アット・アームスとなり、大會後の國際役員會議に於ても一週間ブツ通しにて議場を整理し、議案の配布其他些細のことまで世話を焼き又八釜しく小言も申し、何れも謹んで其言に従へるには敬服に候。」

國際大会の SAA は、大会の規模によっても違いますが、30-50 名の SAA と 200-300 名の副 SAA が、各部署に張り付きます。SAA のほとんどはパスト・ガバナーが勤めているようですが、副 SAA は一般の會員がボランティアとして登録します。それ以外に数百名のボランティアが SAA の補助を勤めて、会場の案内、會議の管理、会場移動の案内や誘導等を行います。

國際協議会の SAA はベテランのパスト・ガバナーが任命されているようです。5-6 回の本會議と、500 名以上のガバナー・エレクトを 15-6

名づつグループ分けして、それぞれが 20 回近いセッションをこなしますので、その誘導は大変な仕事です。参加者にはすべての会合への出席が義務付けられていますので、毎回のセッションの出席を確認するのも SAA の仕事です。私の同期のガバナーがうっかり寝過ごしたらしく、SAA にたたき起こされるという珍事もありました。

地区内では名士になったつもりのガバナー・エレクトも、国際協議会では新入生の一団に過ぎません。ほとんどのエレクトは、こういった大規模な国際的会合に出席するのは始めてですから、ちよっとモタモタしようものなら、SAA に追い立てられます。わが身の哀れさと、SAA の権限の強さをしみじみ感じたエレクトも多いと思います。

規定審議会では 2 名の SAA が、議場の横の特別席に座ってにらみを利かしています。2001 年の規定審議会では板橋理事がその役を勤められました。代表議員の発言時間をコントロールし、議論が白熱する会場を管理するのが SAA の主な任務です。それ以外に 20 名くらいの副 SAA が会場全体の管理をします。ほとんど全員がパスト・ガバナーです。

地区レベルでも、地区大会、地区協議会、PETS、各種セミナーで SAA が重要な役割をこなしているのは、皆さまご承知の通りです。それにもかかわらず、例会において、ニコニコ箱の集金と報告だけをさせている、日本のクラブ運営は、ちょっとおかしいのではないのでしょうか。

1999 年 12 月 6 日、2002 年 6 月 19 日

識字率向上月間にちなんで

RI から次々に送られてくる英語の情報を、RJW のホームページを通じて日本語でお伝えする役目を仰せつかってから 2 年を超えました。娘二人がアメリカに嫁んでいる関係上、英語とは無縁ではないのですが、いくら努力しても上達しません。それでも英文和訳は大好きで、何冊かの文献の翻訳出版もしているのですが、和文英訳と英会話はからきし駄目で、自分の言いたいことの 1/10 も言えません。

語学は道具に過ぎないのに、たまたま世界標準の道具を使っていない国に生まれたばかりに、自分の意見を自由に述べられないもどかしさを痛感しているのは、私一人ではないと思います。識字率、すなわち「読み、書き、ソロバン」のうちの英語による「書き」が十分できないだけでも、こんなに大きなハンディキャップがあるのです。

IT が発達し、ロータリーでもすべての情報がインターネットやメールで伝えられるようになりました。若い人たちは順応力が高いので、IT に積極的に取り組み、それなりの成果を上げることができますが、いわゆるリーダー格にある年配の人たちは、それに順応できず、情報非識字 Media Literacy の状態に置かれています。これらの人たちの苛立ちや疎外感はかなりのものだと思います。

英語や IT の世界における別の意味での非識字者の悩みを述べましたが、このような状況が、自分の国の言語全てに当てはまるとしたらどうでしょうか。

環境や貧困のせいで、幼いときからまったく教育を受ける機会がないまままで育ったため、自分の国の言葉による「読み、書き、ソロバン」ができない、いわゆる非識字者は、世界中で 10 億人存在し、その数は成人の 25% に当たり、その 75% はアジア人であり、非識字者全体の 2/3 は女性です。

非識字者は就職の機会に恵まれず、それがさらに貧困を招きます。貧

困であるが故に、1億3千万に上る子供たちは就学の機会が与えられず、非識字と貧困は悲惨な悪循環を繰り返しているのです。

カンボジア国境地帯の地雷原に立てられている立看板の文字が読めないばかりに、毎日数十人の子供たちが足を失っています。

非識字者が女性に多いことも、数々の問題を生みます。教育が受けられないことや正しい知識が得られないために、計画出産や性病予防がままならず、これが人口問題やエイズ阻止の大きな障害になっています。

今ポリオが最終の追い込み段階に入っていますが、ここでも大きな問題となっているのが非識字者の存在です。先進国ならば、葉書一枚で、集団接種の会場に皆を集めることが可能ですが、字の読めない母親に葉書を送っても何の効果もありません。識字率向上運動は、ポリオ・プラス以前の重要なプログラムだと言えるのです。

RIは、非識字者の存在こそ、貧困をはじめとする諸問題の源であると考え、1997-98年度のキンロス会長年度から、7月を識字率向上月間に指定しましたが、デブリン会長、キング会長の年度は、他の多くのプロジェクトの影にかすんで積極的な活動はありませんでした。

皆様ご存知のように、ビチャイ・ラタクル会長は、奉仕活動の実践はクラブが選択して行うべき、すなわち、**Top down**ではなく**Bottom up**であることを強調されていますが、その一方で、どうしても継続して実施しなければならないプロジェクトとして、グローバル・クエストの継続、ポリオ根絶運動の総仕上げ、識字率向上、職業倫理の高揚をあげており、さらにその強調事項の筆頭に挙げているのが識字問題です。識字率向上のプロジェクトが進展しなければ、南北間の貧富の差は益々広がり、地球規模の社会不安は一層増大するでしょう。私たちは強い危機感を抱かなければなりません。

現在、RIが積極的に推し進め、効果をあげている識字率向上プロジェクトは、後から来る人々のための道を照らす意味を込めて、ライトハウス・プロジェクトと呼ばれています。このプログラムの中心になるのは、

リチャード・ウオーカー氏が開発した語学力集中研修講座 CLE であり、グループ単位で、簡単なストーリーを喋り、それを書き、だんだん難しいものに発展していく方法です。児童、初心者、上級者向けにその内容を変えながら、話し言葉、書き言葉さらには文法にまで発展していきます。

この CLE は 1987 年から、ロータリー財団の人道的補助金を受けてタイで行われ、大きな成功を収めたので、その後、世界各地の小学校、非公式教育現場、ストリート・チルドレン対策等で、識字率向上プロジェクトの中心として採用されています。

現在、RI の識字委員会は、各途上国の委員からの情報に基づく個々の援助プロジェクトを検討している最中なので、そのリストの中から最適のものを選んで、協力することが可能です。

02-03 年度地区ガバナーに要請されている事項は

- 地区識字率向上委員会を任命する。
- 地元の識字率向上プロジェクトを開発するか、海外クラブからのマッチング・グラントの申請を支援する。

日本の場合は、海外クラブから寄せられる個々のプロジェクトに対して、マッチング・グラントの申請を支援する活動が主になると思いますが、このプロジェクトの必要性を認識して、今年度の WCS 活動の最優先順位として積極的に採用すべきだと思います。

2002 年 7 月 12 日

会費

会費一般について考えてみたいと思います。

いわゆる会費は次の4種類に分類されます。

RI や地区へ支払う分担金

RI への人頭分担金は RI 定款・細則によって定められており、クラブで年度始めの会員数に従って一括して支払う義務があります。

地区への分担金は、地区資金および地区活動資金の名目で、地区内の会長幹事会に諮って定められます。いかなる理由があってもこれを免除することはできません。

それ以外に会員の義務として支払わなければならないものに雑誌購読料があります。

クラブ管理運営のための資金(純粋な意味での会費)

クラブ事務局を維持したり、会報を出したり、クラブを維持管理する活動、すなわちクラブ奉仕関連の委員会活動をおこなうための、いわゆる純粋な会費の部分です。

ロータリーの会員制度は、すべての会員を平等に扱いますから、会費負担平等の原則から、この会費は平等に負担しなければなりません。たとえ高齢の年金生活者であっても、会費減免制度をとることはできません。これは入会金にも当てはまります。

ニコニコ箱資金

ニコニコ箱は任意の寄付であり、当然のことながら金額や頻度に関する制限は一切ありません。個人によってその金額に差がありますから、これを、いわゆる一般会費に流用すると、会費負担の平等性が崩れることになります。任意の寄付によって成り立っている三大奉仕部

門にしか使うことができない理由はここに 있습니다。

ニコニコ箱制度のない外国では、この三大奉仕部門の資金をどのようにして集めているのでしょうか。

ロータリーの歴史を調べると、ロータリークラブが奉仕活動をするときには、目的別募金活動をしていたことが判ります。**Golden Strand** には、愛馬を亡くした農夫に新しい馬を買い与えようという動議がだされ、その動議がクラブ理事会で採択されると、その目的のための募金活動が始まったという記述があります。

現在でも、個々の WCS や社会奉仕活動について、それぞれ目的別の募金活動を行い、その集まった資金の範囲内で奉仕活動が行われています。

目的もなしに、ニコニコ箱のお金を集め、使わないままに翌年に繰り越したり、何とか消化しようと無理をして、くだらない社交的な寄付をするよりも、よっぽど合理的だと思うのですが、皆様はいかがお考えですか。

食費

食費を会費に含めて徴収しているのは日本だけの特徴です。外国のクラブではその都度食費を別に支払ったり、めいめいが好きな食事のクーポンを買ったりします。

食費は日本と比べると桁違いに安く、アメリカの場合は、大都市のクラブで 15\$ くらい、地方では 5-10\$ といったところです。

2002 年 7 月 19 日

IMとガバナー補佐

古い手続要覧を見ると、ガバナーの義務の一つとして、グループ毎に、分区代理が主催して都市連合会 IM [Intercity Meeting]を開かなければならないことが明記されています。私が持っている 1926 年版手続要覧にはこの記載がなく、1950 年版にはこのことが明記されていますが、いつからこの制度ができたのかは判りません。

この IM は、もっぱらフォーラム形式が取られていたため、最初は、ICGF [Inter-City General Forum]都市連合会フォーラムと呼ばれていましたが、後に IGF [Intercity General Forum] と名称が変更され、RI から費用が支払われる、分区単位で行う勉強と親睦を深める会合として定着していました。しかし、経済的理由から、1969 年の RI 理事会で RI はその費用を支払わないことを定め、それ以降は、IM を実施するか否かはガバナーの裁量に委ねられることになりました。

その後の手続要覧には、1995 年版までは、分区代理が IM を主催するという表現が依然として残されたままでしたが、これはあくまでもガバナーの判断で IM を開催してもかまわないという意味です。

1969 年を境に、世界中のほとんどの地区では IM を中止しましたが、日本では、ガバナーが分区代理に依頼する形で IM を続行しました。

しかし、RI もこの種のフォーラムの必要性を考えていたらしく、一時期、一日情報研究会 One day Training Seminar を推奨したことがありましたが、これも短期間で立ち消えになってしまいました。この時期、日本では、IM と一日情報研究会を共に開催する地区が多かったように記憶しています。

1989 年に、一般的に使われていた IGF の表現が、IM に統一されました。これに対していろいろと異論がでましたが、正式呼称は元来 IM

であり、IGF というのは IM の形式を表す言葉だと思います。現実には日本では、IM の名前の下で、実質的には IGF が開かれていました。

1997 年からの DLP の採用によって、1998 年版手続要覧から、都市連合会と分区代理の文字が消えたことを受けて、IM に関する記載も抹消されて現在に至っています。

IM という言葉はいろいろな意味で使われ、かつてポール・ハリスが名誉会長としてイギリスを訪れた際、地本のクラブが開催した歓迎会のことを IM と表現しています。ただし、この IM は [Informed Meeting] 情報提供集会の略であり、その他非公式会合 [Informal Meeting] の意味でも使われます。

近隣クラブが共通のテーマで語り合い、知己の輪を広げる意義は大きく、殆どの IM はフォーラムと懇親会がセットになった IGF 形式がとられています。これにこだわる必要はなく、セミナーの形式がとられることもたびたびあります。ただし、ロータリーの会合として常軌を逸しないようにという配慮から、パスト・ガバナーがゼネラル・リーダーを務めるという習慣が定着しているようです。

さて、DLP の採用によって、分区代理が廃止され、ガバナー補佐が置かれたことによって、IM の主催者とホスト・クラブの關係に混乱が起こってきました。従来は分区内の暗黙の了解によって、輪番制で分区代理が就任するケースが多く、分区代理の指名を受けたクラブが順番に IM のホストをすれば良かったわけです。しかし、DLP に基づくガバナー補佐の任命は、ガバナーがグループ内で最も相応しい人を直接指名するのが原則であり、必ずしもグループ内クラブから輪番制で指名されるわけではありません。さらに、3 回まで再任される可能性があるため、ガバナー補佐のホーム・クラブが、IM のホストをするという従来の方法では、突然スキップしたり、連続して IM のホストをしなければならない

場合が生じます。外国では、IM を開催する地区はほとんどありませんから、ガバナー補佐の任命と IM のホスト・クラブを関連づけて考える必要はありませんが、日本ではそうはいかないのが現状です。

IM は RI の正式行事ではありませんから、IM を開催するか否か、誰が主催するかについては、従来通り、全てカバナーの自由裁量件の下にあると解釈すべきでしょう。これを機会に IM を止めてしまえという意見もありますが、日本では完全に定着した素晴らしい会合ですから、継続すべきであるというのが私の個人的意見です。

ただし、ガバナー補佐の選任と IM のホストとは分離して考える必要があります。

ガバナー補佐は、DLP の趣旨を尊重して、グループの輪番制ではなく、グループ内から最適の人を選任する必要があります。IM のホストは、グループ内の情報交換と親睦を深めるという意味から、従来通りグループ内の輪番制で行うという方式が、無難な方法ではないかと思います。

なお、IM の主催者は、ガバナー補佐が勤めるべきでしょう。主催者とホスト・クラブが異なるケースもでてきますが、地区大会のホスト・クラブが必ずしもガバナーの所属クラブでない場合もありますので、これと同様に考えるべきでしょう。

2002 年 7 月 27 日

ロータリー親睦活動とボランティア・グループ

8月9-11日に、マレーシアのクアラルンプールで、RI 会長会議が開催されました。私は10日午後および11日午前中に開催されたパネル・ディスカッションのパネリストを仰せつかりました。

今回は、10日のパネル・ディスカッション「世界は良き隣人となれるか」において、私が述べた「ロータリー親睦活動とボランティア・グループ」のスピーチ原稿前文をご紹介します。

今回のテーマは「どのようにすれば、ロータリアン同士が良き隣人関係を保てるか。さら良き隣人関係を保ちながら、どのような奉仕活動がアジア、太平洋地域でできるか」であります。

国際奉仕活動の究極の目標は「世界平和の達成」です。貧困、飢餓が原因になって地域紛争が起こり、それが戦争に拡大します。それを防ぐために、ロータリーは、平和を阻害する可能性のある、貧困、飢餓、疾病、経済格差をなくそうとして、多くのプロジェクトを実践しているのです。

今日明日討論される議題の内容の殆どは、人道的奉仕活動としてのWCSを中心にした奉仕活動の実践と、その費用を捻出するためのロータリー財団の話になると思います。

そこで、私は、皆様方とは異なったテーマ、すなわち、ロータリアン同士がどのようにして、親睦と相互理解を深め、それによって平和をもたらすかという内面的な問題について話を進めてみたいと思います。

ロータリーの綱領を思い起こしてください。ロータリーの綱領第4項には「奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること」という国際奉仕に関するドキュメントが書かれています。1921年、ロータリーの国際大会が始めてアメリカを離れて、スコットランドのエジンバラで開催され

たことを記念して制定され、翌 22 年にロスアンゼルス大会で、ロータリーの綱領として明文化されました。その後度重なる綱領改正にも変更削除されることなく現在に至っていることは、皆様ご承知の通りであります。

綱領を厳密に解釈すれば、国際奉仕の目的は、現在我々が行っている、WCS に代表されるような人道主義に基づく援助活動ではなく、ロータリアン同士の親睦と国際理解を戦争抑止力として活用しようということであります。すなわちロータリーの国際奉仕の基幹となる思想は、国家、思想、宗教などの要素が複雑に入り交じって、現実には一つとはいえない世界を、ロータリアンの 親睦と相互理解によって一つのものにして、恒久の世界平和を目指そうとするところにあるのです。

ロータリーが国際理解と親善のために努力しようとする前提条件として、ロータリアン各自の愛国心があります。全世界のロータリアンがそれぞれの祖国を深く愛するが故、自分の愛する国や国民を戦争の惨禍に巻き込まないために、何をなすべきかを考えて努力しなければならないのです。一国の政治にロータリーがどれほどの影響力を与えることができるかについて、疑問を抱く人もいるかも知れませんが、国連設立と国連憲章の原案作製に当って、ロータリーが大きく関与したことを忘れてはなりません。ロータリアンの親睦と相互理解によって平和な社会を作ることがロータリーの夢なのです

私たちは、地域社会のニーズに従って、人道主義に基づいたボランティア活動をする社会奉仕というプログラムを持っています。この **Community** を最小単位で定義すれば家庭であり、それを最大に定義すれば地球全体になります。21 世紀はボーダーレス社会ですから、当然のことながら、地球全体を **Community** と考えなければなりません。従って、現在は国際奉仕の分野に入っている **WCS** や **3-H**、ポリオ・プラス、識字率向上、環境保全等の諸活動は全て、本来は社会奉仕のカテゴリーに入れるべきであろうと考えます。

以上の考え方を前提にして国際奉仕活動を見直せば、現在の国際奉仕のプログラムの中で最も大切なものは、ロータリー友情交換、ロータリー親睦活動(RF)であり、その他親善を深める機会を広げる意味から、地域大会・国際大会参加、外国クラブの例会参加、友好・姉妹クラブ締結等があげられます。この対象をロータリアン以外に広げれば、これに国際親善奨学生、国際平和奨学生、国際青少年交換、GSE が加わってきます。

個々のプログラムについては、時間の関係上省略しますが、本日はその中のロータリー親睦活動 **Rotary Fellowship** について触れてみたいと思います。

かつて、同じ趣味をもったロータリアンが親睦を深める同好会活動と、共通の職業を持つグループが統合して、ロータリー趣味職業別親睦活動 **Rotary Recreational Vocational Fellowship** が結成されました。更に2002年1月より、ボランティア活動に関心を持つグループが加わって、ロータリー親睦活動 **Rotary Fellowship(RF)**と改正されました。

人道主義に基づくボランティア活動が主流となっている現在のロータリー活動の中で、いささか場違いな活動に見えるかもしれませんが、国際奉仕活動の本来の目標は、綱領に明記されているように、ロータリアン同士の友情を通じて世界の平和を目指すことにあるわけであり、趣味と職業とボランティア活動を通じて全世界のロータリアンが親睦を深めるこの RFこそ、最もロータリーの国際奉仕の発想に適合した活動とも言えましょう。

この RF には、現在 80 ほどのグループがあり、積極的に日常活動をしており、特に国際大会では友愛の広場の中心的な存在として、各国のロータリアンが親睦を深めております。ただ残念なことには、日本を始めとした東洋のロータリアンの入会者が極めて少ないのが現状です。手続要覧には、地区レベルの RF 委員会を設置するように推奨していますが、日本ではこの委員会を設置している地区は 6 地区だけしかありません。

ん。また、一昨年からは毎年 6 月が RF 月間になりましたが、この月間行事をしている地区やクラブはほとんどないのが現実です。国内だけの活動に留めずに、積極的に世界中のロータリアンと親睦を深めるためには、この RF への参加が非常に効果的な手段であることをご理解いただき、積極的に参加するように要請していただきたいと思います。

この 2 年来、WCS やボランティアに関連した数多くのタスクフォースが作られました。しかし、このタスクフォースの仕組みは、資金援助や奉仕活動実践の要請が、コーディネーターを通じて、ガバナーに伝えられるだけであり、それから先はガバナーの考え方如何にかかっていたわけです。それぞれのタスク・フォースから、プロジェクト採用の要請がガバナーの下に殺到します。しかし、それらのすべてを採用するわけにもいきませんから、自分の地区のクラブに要請するプロジェクトは 2・3 に限定されます。強く要請すれば上意下達と誤解を受ける一方で、情報不足から、自らボランティア活動をする意思を持っている会員がそのチャンスを見つけられない結果になります。現実にはボランティア活動に従事するマン・パワーを持っていないという欠陥があったわけです。

そこで私は、目的別のボランティア活動をするマン・パワーを組織化するために、RF の中にボランティアをする意思のある人を集めた第 3 のグループを作ること、2001 年 3 月にデブリン会長に提案しました。デブリン会長からは、WCS とのからめて、前向きに考えるというお返事を頂きました。

私の提案のせいか、たまたまデブリン会長が失明回避のボランティア・グループの組織化を考えていた時期と合致したのかは判りませんが、2002 年 1 月から、私の提案どおりに、従来の RRVF にボランティア・グループが加えられて、ロータリー親睦活動 Rotary Fellowship(RF)が作られ、手続要覧にも「各種の保健、医療問題に関心を持つグループ」と、その具体例が明記されました。更にこのボランティア・グループに

対して、今年度よりロータリー財団からの補助金がつくように改正されました。

現在既に、失明回避タスク・フォースが RI ウェブを通じて、ボランティアを募集しています。ロータリアン以外の人も参加することができますし、眼科医やネガネ屋さんやコンタクトレンズ、看護婦、視機能検査技師等の職業記入欄もありますから、それぞれの役割に応じた実践活動を行うことができます。

同じような考え方で、災害救援、識字率向上などのいろいろなプロジェクトに携わる専門集団が作れるわけです。

発足まもない活動であり、情報不足もあって、現在このボランティア・グループには、失明回避以外はほとんど関心が集まっていないのが現状です。

今回の会長会議を通じて、アジアの地における各種の人道的奉仕活動の必要性が討論されました。ロータリアンは、自らの得意とする、また関心を持っている分野で、世のため人のために尽くそうという目的意識を持って入会したはずです。I serve の原則を守りつつ、同じ目的意識を持ったロータリアンが、それぞれの分野のボランティア・グループに参加して、世界中のロータリアンが共通のボランティア活動を通じて親睦と国際理解を深めつつ、自ら実践活動に加われるような組織作りをしたいものです。

将来の全てのボランティア活動が、この RF を通じたボランティア・グループに代わる日も近いと思います。

なお、従来の趣味別、職業別の同好会活動もぜひ積極的に結成および参加していただきますようお願い申し上げます。私たちが 2000 年に創立したロータリー囲碁同好会は、日本、韓国、台湾と回りもちで毎年国際大会を開催して、お互いの趣味を通じて、近隣の国のロータリアン同士が親睦と相互理解の輪を広げています。

2002 年 8 月 15 日

ロータリーと IT (RI 編)

RI のウェブ・サイト <http://www.totary.org> が開設されたのは 1996 年の始めです。もともと、ワシントン州のあるクラブが持っていたドメインを RI が譲り受けて開設したもので、RI のウェブ・サイトの歴史はそんなに古いものではありません。現在と比べるとその内容も簡素なもので、利用できるのは RI 会長のメッセージくらいのものでした。1996 年 7 月、ジアイ会長のメッセージが始めて音声入りで掲載され、ダウンロードに長時間かかったことを記憶しています。

RI の IT 化の推進役は、何といてもデブリン会長の功績によるところが大了。エレクト就任直後から、RI 事務局の Communication 部門を充実すると共に、Frank Devlyn のウェブ・サイトを立ち上げたり、Technology Task Force を新設して、ロータリーの IT 化に取り組みました。

委員長に任命された Tom Todd は私と同期のガバナーで、現在も私と親しい間柄ですが、非常に積極的に実務をこなし、デブリン・ウェブ・サイトの目玉となった、Rotary leaning Center (ロータリー研修のためのパワー・ポイント・シリーズ) は、ほとんど彼の手によるものです。なお、このシリーズは RI Online University と名を変えて、現在も掲載されていますから、興味のある方は <http://www.riuniversity.org/> にアクセスしてみてください。

1999 年 2 月の RI 理事は、2000 年 7 月から RI 事務局と理事、管理委員会委員、委員会委員、実行グループ委員、および地区ガバナーは、E-メールを通常の連絡手段として使うことと、RI からの情報や出版物をウェブ・サイトで提供することを決定しました。それまでは、電子コミュニケーションの信頼性が低かったり、アクセス料金が高すぎる地域に対しては、引き続き印刷物として人手可能という例外規定もありましたが、2000 年 7 月から、全ての情報が e メールとウェブ・サイトを通じ

て発信されるように、抜本的に変化してしまいました。

2000 年 2 月の RI 理事会は、公式機関雑誌に倣ってインターネットの多国語化を決定しました。言語別ウェブ・コミュニティを作り、当面、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語、スウェデン語のウェブ・サイトから、条件を満たしたものから認定しようというもので、R JW は公式サイトの第一号として認定を受けました。ちなみに、私が Webmaster に任命されました。

2000 年 7 月、デブリン会長の就任と共に、RI の IT 化は一気に加速しました。従来からあった RI のウェブ・サイトの内容が大幅に充実されて、ロータリーおよびロータリー財団の奉仕プログラムや、理事会決定事項、RI の各種出版物（公式文献、ニュース・バスケット、ロータリー・ワールド、ザ・ロータリアン）、規約、各種申請書が収録されるようになりました。同時に、デブリン会長のウェブ・サイト <http://www.frankdevlyn.org/>（現在も常に内容を更新しながら維持されています）を通じて、タスク・フォース情報やアクション・チーム最新情報、E-エクスプレス（ニュースレター）、会長動静等が発表されました。

全く新しい情報伝達手段として、E-メールが登場し、タスク・フォース、DICO、CICO、クラブ会長その他アドレス登録者に直接とどけられるようになりました。

2000 年 12 月、東京でロータリー研究会が開催されたとき、私は「インターネットの活用について」と題するスピーチを行いました。それを聞いたデブリン会長は非常に喜んで、昼食会のとき、自分のテーブルに招いてくれ、パワーポイントを使って「ロータリーの広報」のバネリストを勤めた黒田 PDG の二人を、テクノロジーのコーディネーターに任命していただき、日本の全ゾーンを担当するように依頼されました。

2001 年 2 月 23 日、言語別ウェブ・コミュニティが実働を開始し、多国語によるウェブ・サイトが RI ウェブ・サイトとリンクされました。

私はこのときにロータリー囲碁国際大会のために韓国の釜山に滞在中で、たまたま会場で開いた RI のウェブ・ページがフラッシュ付きの素晴らしいものになったのを見て驚くとともに、RI ウェブのトップ・ページから RJW や Rotary Korea に直接リンクできることに気づいて、皆で祝いあったことを記憶しています。

2001 年 4 月、シカゴで規定審議会が開催され、IT に関する提案がほとんど採択されました。最初の提案は私が行った「RI および言語別ウェブ・サイトに機関雑誌と同等な権限を与える」であり、RI 細則 21 条の新設という形でめでたく採択されました。私の提案に対して、Tom Todd テクノロジーTF 委員長や黒田 PDG が応援演説をしていただきました。

その後は、韓国からの提案された RI およびクラブの IT 化に関する RI 定款変更、再度私が提案した RI 事務処理の IT 化等、IT に関連した提案が軒並み採択されるという事態になりました。コーヒー・ブレイクの際、デブリン会長はわざわざ私の所まできて、Takeshi, you did great jobs! と言ってくれました。

ただ残念なことは、この時同時に提案された「ウェブ・サイトの購読義務」が時期尚早ということで否決されたことです。これが通らなかったばかりに、財政措置が与えられず、ボランティアの善意に頼らざるを得ない状態が続いているので、次回の規定審議会では、せめて言語別ウェブ・サイトとして承認を受け、現実に稼動しているウェブ・サイトの費用だけでも、受益者が負担するように改正されることを期待しています。

2001 年 6 月、ブエノスアイレス大会では、独立した広い Communication のブースが作られ、私も連日、Technology ブースお手伝いをしました。Rotary Fellowship の全ブースを回るスタンプ・ラリーが行われ、全ブースのスタンプを集めた人には、2002 年国際大会の招待券が当たるということで、大勢の人が押し寄せました。Technology ブースでは Rotary leaning Center のどれか一つのプログラムを見るこ

とが条件になっていたため、操作説明に大忙しでした。

1998 年 6 月、日本語課のベテランだった高橋氏が退職後、大規模な日本語課の組織替えが行われました。清川由美子氏が新しくスーパー・バイザーに就任し、その後まもなく、翻訳権が日本サービス・センターから、RI 本部の日本語課に移り、その時点から、重要な情報は、RI で翻訳されて、RJW に送られるようになりました。

キング会長自身は IT に関心が強いとはいえず、折角作った DICO、CICO も廃止になり、会長自身のホームページも殆ど更新無しに終わりましたが、RI 事務局の IT 化は積極的に進められ、RI ウェブの Business Portal を通じて、クラブ会長幹事は会員の入退会状況を報告することができるようになったり、ウェブ上からクレジット・カードを使って、会費や財団寄付が行えるようになりました。現在はアメリカだけが対象ですが、2002 年 10 月からは、日本でも RI が発行したオリコ・カードを使って、ウェブ上からの決済が可能になる予定です。

2002 年 1 月にワン・ロータリー・センターを訪問した際、RI のウェブの現況を Communication 部門の責任者である Sherry Bondi から聞くことができました。ハード面はレンタル・サーバーによる外部委託で、保守や管理も全て業者に一任しています。ソフト面も html 化の作業は外部委託で、内部でやっているのは文書作成と画像処理を含めたレイアウトの作成までで、そのために数名のスタッフが常勤しています。

RI ウェブ・サイトの総ページ数は約 7500 ページです。RJW が 4500 ページあり、それをすべてロータリアンのボランティア活動によって維持していると話すと、びっくりしていました。

RI の Communication 部門は、ほぼ Windows で統一されていますが、デザイン課だけは Mac を使っています。ロータリー財団関係のグラフィックスの多い文献類は、デザイン課で作ることが多く、文書全体を Mac で画像として取り込んだものを PDF 化しているために、アクロバット 5.0 を使っても、リッチ・テキスト化することができないという不都合

が生じます。

先般、標準ロータリークラブ定款・推奨細則の邦訳が RI から提供された際、日本語課が手続要覧の翻訳作業で忙しかったため、せっかくワードで作ったファイルがデザイン課に回ってしまい、Mac で画像処理化したファイルが PDF 化され、転換不能となったことがありました。ワードかテキストで提供してほしいという要望が多かったので、私がスキャナーにかけて読み取り、それをワードに転換して、RJW を通じて提供したのですが、ミス・プリントが多いとお叱りを受けて、憤懣のはけ口に困りました。

定款や細則のような加工や引用が必要な文書は、絶対に画像を PDF 化したものを送らないようにという、私の申し入れに対して、Mac 派は Mac に対する思い入れが強いので、OS の統一が RI Communication 部門の最大の問題点だと語っていました。

ウェブ・コミュニティとして承認されている 9 ケ国のうち、現在、実際に稼働しているのは、英語(RI)を除いては、日本語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語(ブラジル)だけで、日本語のサイトは量、質ともに群を抜いた存在です。

RI は、ウェブ・コミュニティに参加しているのに、ウェブ・サイトを開設できない国にも、必要最小限の情報を提供するために、2002 年 8 月 15 日より、RI のサイト内に、RI が作った言語別サイトが新設されました。

RI ウェブ・サイトの右上にあるウェブ・コミュニティのリンクで、たとえば「日本語」をクリックすると、今までは RJW にリンクしていましたが、現在は、RI の作った日本語のページにアクセスします。ただし、内容は、すでに RJW に掲載されているものばかりですから、日本のロータリアンにはあまり関係はありません。しかし、情報量の少ない国にとっては、大きなプラスになるでしょう。なお、この RI の日本語ページの最上段には RJW へのリンクが貼られています。

RI の事務局の情報提供体制もまだ混乱しているようです。翻訳権が RI にあるわけですから、すべての情報は日本語に集約の上、翻訳されて、RJW に提供されるはずですが、現実には、それぞれの部門から、英語で直接 RI 日本事務局に送られ、そのことを日本語課の職員が知らないという事態が、再三起こっています。それでも日本語はまだいい方で、他の言語では、ウェブ・サイトにほとんど情報が届かないケースも多いそうです。

なお、RI のウェブ・サイト上で提供される情報は、RI が特に重要だと判断した情報だけが、日本語課で翻訳されて RJW に送られてくるわけで、大部分は、英語のみで提供されている現状です。同じ人頭分担金を払っているのに、RI のウェブ・サイトのみその分担金を使って製作され、英語圏以外の国は、ボランティアで自国語のウェブ・サイトを作らなければならないことに、不公平感を感じます。

2002 年 8 月 23 日

ロータリーと IT (日本編)

日本ではかなり早い時期から、個々のロータリアンが個人の趣味としてパソコンに対応していましたが、1998 年 9 月にインターネットやメールに関心を持つロータリアンが集まって、Japan Rotary Internet Conference JRIC という非公認同好会組織ができました。始めは、メーリングリストを通じて単にメールをやり取りするだけでしたが、JRIC の会員が、だんだん、クラブや地区のホームページを作るための中心的役割を担うようになってきました。

クラブや地区のホームページが徐々に増えてきた 1999 年の春頃から、いろいろな問題が起こってきました。IT に堪能な会員は会員歴の浅い若い会員が圧倒的に多く、従って、ロータリーのことを完全に理解しているとは限りません。その一方でロータリーを深く理解している古い会員は、IT の知識を持ち合わせていません。現在もこの傾向は続いていますが、IT 化の波に乗り遅れまいとかなりの数の古い会員が、この技術をマスターしたために、その差はかなり縮まっています。

そういう新しい会員が、クラブのホームページをつくることを任されたわけですから、かなり苦勞したと思います。従って当時のクラブのホームページは、「会長挨拶」と「クラブ概況」「四つのテスト」と「ロータリーの綱領」が記載されているだけというものが多かったようです。

ロータリーの理念や歴史、また定款や細則についての正しい情報がほしいという要望が寄せられました。そこで私が「ロータリーの源流」という個人的なホームページを作り、これを通じて各種のロータリーの情報を提供しました。

その後、R I のホームページの内容も急激に充実すると共に、デブリン会長エレクトのホームページもできたので、その内容を地区やクラブのホームページに載せたいので、これを何とか日本語に訳してもらえないだろうかという要望が強まってきました。

JRIC にしろ「ロータリーの源流」にしろ、公式なウェブサイトではありませんから、RI からの情報を正式に伝える権限はありません。そこで、日本のロータリアンに公式な情報を発信する組織を作るべきであるという提案を、1999 年 12 月に京都で開催されたロータリー研究会でガバナー会に提案し、それが認められました。

2000 年 2 月に私が委員長に任命されて、急遽 Rotary Japan Web (RJW) の組織作りにとりかかりました。公式情報を提供するという責任上、委員は経験豊富でなおかつ IT に関心があるパストガバナー、ガバナーにお願いし、実務的な作業をしていただくために、IT に堪能な会員を部会員としてお願いしました。RJW という名称は将来の国際化を予測した私の命名で、<http://rotary.or.jp> のドメインは、1997 年に、2750 地区の有志が先行取得してロータリーの友に預けておいたものを無償で譲り受けることができました。

当時は RI から直接提供される情報は僅かしかなかったもので、RI ウェブ上の情報を片っ端から翻訳したり、「ロータリーの源流」の中から、ロータリーの歴史や理念や規約等について、個人的解釈や意見を除外したものに作り直したりして、これを収録しました。その後文字通り突貫作業でホームページ作りに取り組んで、2000 年 5 月 1 日にウェブサイトを開示することができました。

さて、2000 年 7 月から、RJW を取り巻く状況は一変しました。デブリン会長からのメッセージはダイレクトのメールとウェブ・サイトを通じて毎週何回も押し寄せます。これらの情報は全て英文ですので、それを翻訳して RJW に収録しなければなりません。当初はすべて私が翻訳していましたが、現在は翻訳部会員にお願いしています。

デブリン会長は、この情報網の構築に際して、デブリン会長からの連絡事項を、メールを十分に使いこなせないガバナーに伝えるために District Internet Communication Officer DICO、地区インターネット連絡担当役員を任命しました。当初は DICO が交代で、デブリン会長か

らの情報を翻訳して、DICO のウェブサイトを通じて公開していた時期もありましたが、何時の間にか RJW に統一されたようです。

従って、当時の RJW には、ロータリーの歴史や奉仕理念といった日本独自の内容に加えて、RI やロータリー財団、RI ウェブサイトから寄せられる情報、デブリン会長から送られてくる、アクション・チーム・アップデート、デブリン・メモ、e エクスプレス等の膨大な情報が掲載されることになりました。

2000 年の秋ごろ、RI から言語別ウェブ・コミュニティへの参加要請が参りました。これは主要言語 9 ヶ国語の言語別ウェブサイトを公認し、RI から翻訳済みの情報を提供するというものでした。すでに他の言語別サイトより群を抜いて活躍している RJW がこれに加入することで、リーダーシップを発揮してほしいという添え書きがついていました。実は、翻訳作業で頭を悩ましている最中だったので、さっそくそれに応じました。2001 年 2 月 23 日を期して、このウェブ・コミュニティは実働し、RI のウェブサイト上から、直接多言語ウェブサイトへリンクするようになりました。

この年の RJW の活動のハイライトはなんと言っても規定審議会の情報提供でしょう。1,300 件という桁外れに多い提案があったため、RI における翻訳が大幅に遅れ、結局、最終の印刷資料は、シカゴにおいて現場渡しという結果になりました。ただしウェブサイトを通じての情報収集は可能だったので、RJW では、逐次、立法案の邦訳を発表したため、日本のほとんどの代表議員は、RJW によってその内容を熟知した上で、シカゴに行くことができました。事実、ウェブサイトを通じて規定審議会の全立法案を掲載したのは、英語と日本語だけでしたから、その他の国の人たちは、直前までその内容を知ることができませんでした。

また、RI 理事会が第二モットー *He profits most who serves best* を使用停止にした情報を、日本中にいち早く知らせたのも RJW です。これによって日本のロータリアンが一丸となって、この決定に反対表明をし、

結果として RI 理事会はこの決定を撤回しました。IT の効果の偉大さを楽しみじみと思い知らされた一連の出来事でした。

この年度、RJW の内容は加速度的に増え、総ページ数は 3,000 近くになりました。

2001 年 7 月、RJW は大幅にリニューアルされ、現在に引き継がれています。

規定審議会でロータリーの IT 化が決定されたことを受けて、RI はすべての情報をウェブやメール使って伝達し始めました。最も大きな変化は、RI の公式文献がウェブを通じて提供されるようになったことで、中にはウェブ・オンリーという文献すら現れました。RI 公式文献の大部分は pdf として提供されるため、メモリーの関係から、ウェブ上から直接開くと途中で止まってしまうというクレームが相次ぎました。今は当然となっている、一旦、どこかにダウンロードしてから開くという解決方法を見つけ出すまでに苦労を重ねました。また、定款・細則のファイルが、Mac で作られたものを画像として取り込み、それを pdf 化したものが送られてきたために、テキストへの転換ができず、手作業でワードに転換したこともありました。

その頃から、毎晩のように RI から私の下に情報が届けられ、邦文のものはそのまま、英文のものは翻訳部会員の作業を経た上で、制作部会員に届けられ、翌朝には RJW で公開されるという日課が始まり、その状態は現在も続いています。私が心配しているのは、この作業に当たっている者がもし一人でも倒れたら、たちどころに RJW が止まってしまうことです。

インターネットが好きな者同士が集まって、ホームページ作りを楽しんでいる時代はとっくの昔に過ぎたわけであり、RJW が RI の提供する情報をウェブサイト上で伝達する権限を持たされている以上(RI 細則 21 条)、もはや、我々が善意で、暇を見つけてボランティア作業をする限界を大きく超えてしまったのです。

私たちは同じ人頭分担金を払ってロータリーに参加しています。その分担金の中から英語の RI ウェブサイトだけを作っていることは、実に不公平なことだと思います。すべての言語で情報を発信する責任は、当然、RI にあるわけで、そのために RI 日本語課なり RI 日本支局があるのではないのでしょうか。

多言語のウェブサイトをつくる費用がないのなら、The Rotarian やロータリーの友がそれぞれ購読料を徴収しているように、ウェブサイトにも受益者負担の原則を適用するべきだと思います。

2001 年 12 月のロータリー研究会で、ロータリーの IT 化および RJW に関する現況を報告する機会を与えられました。その中で、RJW をボランティア活動のみで維持することは困難なので、ロータリーの友の購読料に 15 円か 20 円上乗せして、受益者負担にして RJW を運営すべきであると申し上げ、かなり多くの参加者からの拍手をいただきました。具体的な費用を積算した RJW の要望書を、板橋理事とガバナー会に提出しておりますので、抜本的な対策が採られることと期待しております。

RI からの情報収集ルートはほぼ出来上がっています。後は費用捻出の問題だけであり、それも、受益者負担として 1 ケ月当たり 20 円(ロータリーの友の 1/10)程度を負担していただければ十分運営可能です。そうなれば RJW 委員会の役割は、RI から得た情報を取捨選択して適切な文章にまとめることと、ウェブページのレイアウトを考えるという作業をすればいいことになり、この作業は 100%ボランティア作業の範疇に入ることが可能です。そして、サーバーの管理運営や html 化作業といった技術的な作業は専門業者に外注すべきでしょう。

私は委員長として、この組織を立ち上げた責任上、財政的基盤が確定するまでは、その任を放棄したくてもできない立場にいます。一日も早く、この任から開放されて、一ロータリアンとしての生活を取り戻す日を待ち焦がれているのですが・・・。

2002 年 6 月の RJW の内容は 4,500 ページを越えています。

ビチャイ会長からは、現時点では IT 化に関する特別な要望は寄せられていませんが、RI 事務局サイドの IT 化は着々と進行中です。RJW もそれに対応していきたいと考えています。

RJW の今年度の最重要目標は、DICO と CICO のネットワーク化です。デブリン会長時代の ICO はデブリン会長のメッセージをガバナーやクラブ会長に伝えるための役職でしたが、私たちの考えている DICO は、RI の情報すなわち RJW の情報をメーリングリストを通じて DICO に伝えることです。DICO は RJW からの情報をガバナーやパストガバナーや CICO に伝えます。地区は各クラブに CICO を任命すると同時に、地区内全クラブのメーリングリストを作ります。クラブはクラブ内に同じようなメーリングリストを作ります。このネットワークが完成すれば、RI の情報は RJW、DICO、CICO に瞬時に伝えられ、全てのロータリアンが情報を共有できることになります。

もし近い将来、RJW に予算措置がつけば、大容量のサーバーを置き、日本全体の地区やクラブのホームページ、eメール、メーリングリストの一元管理をすることも可能です。そうなれば、年度が替わるごとに、地区やクラブのドメインや eメールアドレスが変わるなどという、やっかいな問題は即座に解決します。

我々は rotary.or.jp というサーバー本体を管理していますから、全地区に、例えば www.rotary.or.jp/2680 といった統一ドメインを発行することも可能ですし、2680@rotary.or.jp といったアドレスを作ることも可能です。同様にクラブに www.rotary.or.jp/2680/kobe や 2680-kobe@rotary.or.jp のような統一ドメインやメールアドレスを作ることもできます。

RJW では、近々、全国の DICO の方々に集まっていただき、委員共々、日本のロータリーの IT 化促進のための会議を開きたいと考えております。地区レベルでもガバナー月信やクラブ週報のインターネット化や事務処理の IT 化などの諸問題を抱えていると思います。こういったこと

を全国レベルで協議するまたとない機会だと思います。

ただし再三の要請にも関わらず、まだ DICO の届出のない地区が幾つかあります。この拙文を読まれた方は是非、自分の地区の DICO をご確認いただき、もし選任されていないようならば、その必要性をガバナーに説得していただければ幸甚です。

2002 年 8 月 29 日

ロータリーと IT (私自身編)

自分のホームページでありながら、自分自身のことを書き込む機会があまりなかったのも、私自身と IT との関りについて書いてみたいと思います。

終戦直後、満州で父親を亡くし、小学校 6 年の夏に、広島県福山市近郊の町に引き揚げてきました。当時から「初歩のラジオ」やら「無線と実験」を読み漁り、知り合いに頼まれては、配線図を頼りに、並四やら高一を組むというアルバイトに精を出していました。

中学、高校時代は毎月一度は夜行列車に乗って、秋葉原や日本橋に行き、注文されたラジオの部品を揃えたり、進駐軍の放出品の GT 管や当時はまだ珍しかった MT 管を買い込みました。6D6、6C6、6ZP1、12F 全盛のころでしたから、6V6 メタル管など見つけたら、鬼の首でも取ったような喜びでした。その後まもなくスーパー・ヘテロダイン方式が盛んになり、その分離度の素晴らしさにびっくりしものです。今思い起こせば、私の住んでいた町のかなりの家には、私が作ったラジオが使われていたのではないかと思います。

高校時代は、やっとアマチュア無線が解禁になったので、終段 807 の無線機を作ってはアン・カバーで波を出して遊んでいました。

大学時代の教養課程のころ(1955-)は、当時はやった HI-FI セットを幾つか作った記憶があります。姫路のある音楽喫茶に依頼をうけて、2A3 パラ・プッシュという当時としては大出力のシステムを作ったこともありました。

医学部にはいつてからは、勉強に追われたことと、真空管からトランジスタや IC に変わったこともあって、約 20 年の空白時代に入ります。

1970 年代に入ってから、アマチュア無線を再開しました。庭の 20 メーターの鉄塔に、HF から 2GHz までのあらゆるアンテナをつけて、日夜交信に励んでいました。無線の部品を買いに日本橋にいったときに、

たまたまみつけた TK-80 というコンピューターの入門キットを買ったことを機会に、コンピューターに病み付きになり、その後買った L-Kit 16 で、完全にはまり込みました。当時は機械語しかありませんでしたが、やがて Basic Board が発売になり、ますます病が重くなっていきました。

たまたま私がカウンセラーを勤めた台湾からの米山奨学生がコンピューターを専攻していたこともあって、1980 年ごろから、診療所に併設していた眼鏡・コンタクトレンズ会社の二階を開放して、留学生専用のソフト製作部門を設立しました。

某一流コンピューター会社の営業部長だった私の友人が、窓口になって、その会社では扱わない小口の仕事を回してくれました。当時は、日本人が全員プログラマーになってもまだ足りないと言われた時期だったので、仕事が殺到しました。私は主に Basic や C のプログラムやゲーム・ソフトを開発し、留学生はそれぞれの能力に応じて担当分野を決めて、コボル・フォートランのプログラム作成や多機種へのコンバートを受け持ってもらいました。当初、実務ができるのは数人で、大部分の者にはコンピューターの勉強をしてもらいましたが、半年も経たないうちに実務に携われるようになりました。

この会社の存在はいつの間にか口コミで知れ渡り、関西の留学生の溜まり場と化し、コンピューターのできる人は機械に向かい、これから大学を受験する人は受験勉強を、来日したての人は、日本語の勉強をするために集まり、毎日 30 人ぐらいの東南アジアの若者がたむろする日が、阪神大震災で建物が全壊する日まで続きました。

このことを、新聞各紙が記事にしたため、大騒ぎになったこともあります。当 2680 地区の多胡 PDG がこの記事を読まれて、ロータリーの友に 1 ページの記事を寄稿されたこともありました。これがきっかけになって、国際奉仕関係の地区委員が毎年のように回ってくるようになりました。

この間、私が作ったゲーム・ソフト(当時としては珍しいフル・グラフ

イックのものです)の代金代わりに、PC8801 のフル・セットを貰ったり、PC9801 のフル・セットに 100 万円も払ったり、清水の舞台から飛び降りる覚悟で 10M のハード・ディスクを買ったり、IBM から J シリーズの PC2 台を無償提供してもらったり、銀行システムのコンバートのため筆筭ほどもあるオフコンをリースしたり、8086 をメイン・プロセッサにしたいコンピューターを手作りしたり、思い出は尽きません。

せっかく日本に勉強をしに来たのだから、中華料理屋の皿洗いやスナックのホステスなどではなく、最新技術であるコンピューターを使ってアルバイトをしてほしいという発想から始めた会社なので、総収入の 80% は給料として留学生に配分し、残りの 20% を経費として使ったため、結局 15 年間でかなりの額が私個人の持ち出しになりましたが、いい経験をしたという大きな喜びが残りました。

この間、私の会社に入出入りした留学生は 300 名を越え、今は日本国籍を取得した人、日本の会社に勤めている人、故国に帰って政府の高官になっている人と様々ですが、今も彼らとの交流は続いています。

1990 年ころから、鉄道模型にこり始め、3 階の屋根部屋一杯に、町や田舎や、トンネルや鉄橋などのジオラマを組んで、コンピューター制御で列車を走らせました。始めは N ゲージだったのですが、ジオラマのシーナリーがどうしてもオーバー・スケールになるので、思い切って全部 HO ゲージに組みなおしました。娘二人がニューヨークとハワイに住んでいるので、娘を尋ねることを口実に渡米しては、模型屋回りをしていました。

1995 年の正月もハワイの長女の家で迎えました。シーナリーに使うプラモデルの駅舎や家をトランク一杯買い込んで帰国し、連日半徹夜で出組み立て終わった 1 月 17 日に、阪神大震災に見舞われ、見事に全部壊れてしまいました。

診療所が全壊したことを口実に、死体検案、災害本部詰、巡回診療所、避難船の船医と毎日飛び回っている姿を、見るに見かねた友人が、自分

のビルの一室を仮診療所として提供してくれて、やっと落ち着いたと思った直後の 1995 年 5 月、晴天の霹靂とでもいうべきガバナーの指名を受けました。

ガバナー・ノミニーとして諸準備に追われていたころ、RI がウェブサイトを開設したという情報を聞いたので、何かの参考になるかもしれないと考えて、今までは子供の遊びと頑なに拒んでいた、インターネットにアクセスすることを決意して、1996 年 2 月、プロバイダー契約をしました。

ガバナー在任中は、今と違ってインターネットやメールを使う環境はあまりありませんでしたから、Pentium 搭載の 90MHz の PC は、ワープロ専用でした。しかし、私のガバナー年度の月信は、全部フロッピー渡しにしましたから、植字や校正の手間が省けて印刷経費はかなり安く済みました。先日、ほんの偶然から、私が地区委員会の委員を決めるために作ったエクセルを開いて、7 年前のことを懐かしく回想しました。

1992 年ごろから、ホームクラブの会員を対象にして「ロータリー研究会」と銘打った勉強会を月 1-2 回行っており、その講義用の原稿や、ガバナー時代のスピーチ原稿がかなりの量たまっていましたので、それをウェブサイトに掲載することにしました。最初はその原稿をクラブに提供して、クラブのウェブサイトの一部として発表するつもりだったのですが、クラブ理事会がウェブサイト開設そのものに難色を示したので、しびれを切らした私が、1999 年 5 月 24 日に、個人サイトとして「ロータリーの源流」を立ち上げたというのが真相です。

その後は RJW のお世話をしたり、各種の RI の役職が回ってきたりして、多忙な毎日が続いています。しかし、「ロータリーの源流」を公開した関係で、日本各地、更には台湾や韓国やアメリカにもウェブを通じた友人が大勢できて、喜んでいます。特にデブリン会長から、ロータリー界の IT 化を進めるための同士として、公私を通じていろいろな場面で応援していただいたことは、私にとって大きな励みになりました。

新しいトピックスをとりあげた「炉辺談話」は可能な限り毎週更新するように心がけているのですが、時には遅れたり抜けたりすることもあります。こんなときには必ずと言っていいほど、催促のメールが入ります。それも、多くの方が読んで頂いている証拠だと感謝しつつ、私独特のかな文字入力、人差し指打法で、毎日キーボードと格闘しています。

2002年9月4日

ロータリーの綱領

ロータリーの綱領の第一項には「奉仕の機会として、知り合いを広めること」と書かれています。これを、第一項はクラブ奉仕について書かれており、ロータリーにおいて一番大切なことは、会員同士の親睦を深めることだと、説く人がいますが、これは間違いです。なぜ、「親睦を深めること **promotion of fellowship** 」ではなくて、「知り合いを広めること **development of acquaintance** 」と書かれているのかを考えなければなりません。

実は 1906 年に、シカゴクラブで最初に制定された定款には「親睦を深めること **The promotion of good fellowship** 」とはっきり書かれています。

ロータリークラブは誰も信用できる人のいない、過酷な自由競争の中で、心から打ち解けあって、何でも相談できるような親しい仲間を作ろうという発想から出発したグループです。1935 年にポール・ハリスが日本を訪れた際、誰かが「なぜ、ロータリークラブを作ったのですか」と訪ねたところ、ポールは「寂しかったから」と答えたという逸話が残っています。

会員同士の親睦を第一義に考えましたから、それを阻害する要因を除くために、一人一業種の職業分類制度を採用しました。親しくなった余禄として、お互いの事業を利用して、それを発展させようという物質的相互扶助の考えが浮かんできました。会員同士はお互いに原価で商品やサービスを融通することが奨励されて、「統計係 **statistician** 」という役職を設けて、毎例会で、その成果を報告しました。

実業家はお互いにライバルであり、誰も信用できなかった時代です。ミネアポリスの果物仲買人が、カルフォルニアのオレンジを買い付けた場合を想像してください。ミネアポリスの買い手は、果たして、注文どおりの質と量のオレンジが届くのか、カリフォルニアの売り手は代金が

無事に回収できるのか、その保証はまったくありませんでした。しかし相手がロータリアンならば、何の心配もなく取引ができたのです。

必要なものはすべてロータリアンの事業所から調達しなければならないという、なかば強制的に行われていた慣習をやめて、取引の対象をロータリアン以外の人にも広げていくことを提言したのがフランク・コリンズであり、それを端的に表したフレーズが、1911 年に発表された *Service, not self* です。

1911 年に発行された全米ロータリークラブ連合会の会員名簿は、ロータリークラブ名、会長・幹事の名前と住所が書かれている以外は、そのロータリークラブが所在する町にある主要な事業所名と所在地と電話番号が書かれている広告帳のようなものです。従って、この会員名簿が会員の事業上の取引のために使われていたことを窺い知ることができます。

1910 年、1911 年の全米ロータリークラブ連合会委員会構成には、*local trading committee*、*inter-city trading committee*、*national trading committee* があります。その役割は、クラブのテリトリー内、近隣都市間、全国レベルの相互取引を盛んにするための委員会です。

この物質的相互扶助のおかげで、ロータリアンの事業は大いに発展しましたが、会員の内外から大きな批判をあびて、1912-13 年にはこの制度は禁止されます。

1913 年からその作業を始め、1915 年に採択された「ロータリー道徳律」には、ロータリアンとロータリアン以外の人取引の差をつけてはならないことが明文化されています。

1912 年、ドゥルース大会で採択されたロータリーの綱領に、従来の *fellowship* に代わって *acquaintance* という言葉が始めて登場し、その言葉が現在も引き続き綱領の中で使われています。

「*acquaintance* 知り合い」とは、「*stranger* 見知らぬ人」と「*friend* 親友」との中間の間柄の人、町で見かけて、軽く会釈する程度の人のこ

とを意味します。

クラブ内の親睦を深めすぎて、過度な会員間の相互取引によって、一般の人たちからのひんしゆくを買うよりも、顔見知りの人たちにどんどん入会してもらい、結果として、奉仕の機会を広げることによって、ロータリーの存在価値を高めようという先人の知恵を窺い知ることができます。

ロータリーでは「親睦」と「奉仕」という言葉が頻繁に使われます。「奉仕」という文字は随所にでてきますが、「親睦」という文字は、定款・細則、手続要覧のどこを見てもまったく見当たりません。好むと好まざるに係わらず、現在のロータリーの正式なドキュメントから、「親睦」という言葉が消えていることは、間違いのない事実です。

ロータリーの綱領第二項は、ロータリーが提唱する職業奉仕の理念について次のように定めています。「事業及び専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。」

1906年に最初に制定されたシカゴ・クラブの定款では「本クラブ会員の事業上の利益の増大」と定められており、会員同士の物質的相互扶助によって儲けることが目的とされ、職業奉仕の概念はまったくありません。

1910年に全米ロータリークラブ連合会が発足し、そこで採択された最初の綱領では「進歩的で尊敬すべき商取引の方法を推進すること」と改正され、かすかに職業奉仕の片鱗が顔を覗かせ、1912年には、「すべての合法的職業は尊重されるべきであるという認識を深め、各会員の職業を社会に対する奉仕の機会を提供するものとして品位あらしめること」

「事業および専門職務の道徳的水準を高めるよう奨励すること」「構想や事業運営方法の交換によって各会員の能率を増進すること」と変更

されて、現在の綱領の職業奉仕に関する原型が出来上がりました。

ロータリーでは、世間の人たちに有用な職業を正式な職業と認めて、それを **Vocation** と呼び、人々に悪影響を及ぼす職業と区別していました。イギリスのビビアン・カーター著の **The meaning of Rotary** では、世に有用ではない職業の例として、高利貸し、いかさま医者、武器商人、偽ブランド商人、悪徳弁護士、ポルノ業者、酒密売業者、のみ屋、売春業者などをあげておりますし、禁酒法施行下では、非合法的な職業として入会が認められなかったアルコール醸造業も、禁酒法の解除と同時に、職正式な職業分類として認められるようになったという経緯があります。

現在でも、パチンコ屋は市の条例で禁止されているからという理由で、職業分類の開放(入会)を拒む一方で、世間が職業態度に疑念を抱いている職業にこそ、ロータリーの影響を与えて、職業倫理の高揚を図るべきだという意見もあります。

職業奉仕理念の提唱者アーサー・シェルドンは、ロータリアンの職業は利益を得るための手段ではなく、その職業を通じて社会に奉仕するために存在すると、次のような例えを述べています。

「今、仮に全世界の靴屋の会合が開かれて、靴に関連する職業を持っている全世界の人が集まったと仮定します。

その人たちに、なぜ靴屋をしているのかと質問すれば、殆どの人は、儲けるためと答えるに違いありません。5%くらいの方は、自分の仕事が他の人のためになるから（職業を通じて他人に奉仕するため）と答えるかも知れません。

仮に、その場所に天変地異が起こって、集まった人たちが全員死んでしまったらどうなるでしょうか。当分の間は、何の影響もないかも知れませんが、やがて全世界の人たちは、靴を履くことができなくなってしまうことは確実です。そこで、初めて、5%の人たちが答えた、職業を通じて奉仕するという言葉の真意が理解できるのです。」

世に有用と認められる職業ならば、ロータリーではその職業に貴賤を

つけません。大企業であろうと零細企業であろうと、親会社であろうと子会社であろうと、ロータリアンの身分上の平等性が守られます。クラブ内における管理上の役職はあっても、ロータリアンとしての上下関係はないのです。

自らの職業に誇りをもって、その道徳的水準を高めていかなければなりません。先ず自分の職場の職業モラルを向上させ、それを業界全体に波及させなければなりません。高い職業倫理を確立することが目的である以上、職業道徳上疑義を抱かせるような行為をした会員は、ロータリーの会員資格を失うことは当然のことです。

ラタクル会長は、すべての職業における高い倫理基準の遵奉を重点目標の一つとして掲げています。テッド・コプル氏の言葉を引用して「品位の良さを目指し、互いに礼儀を尽くし、倫理的な行いを見つければ、これを尊んで熱心に見習いなさい。あなたの生活に厳格な倫理基準を適用し、もし時々これに外れることがあれば、（そういうことは必ずありますから、）基準ではなくてあなたの生活を調整しなさい。」と語っています。

ロータリーの職業奉仕の理念を自らの事業に適用し、その結果高い職業倫理を持ちながら事業が継続的に発展する状態を他の同業者がみれば、必ず、その職業態度を見習うに違いありません。そうすれば、その業界全体の職業倫理が向上していきます。これがロータリーの説く職業奉仕であり、それを端的に表したのがロータリーの綱領第二項です。

ロータリーの綱領第三項には「ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に、常に奉仕の理想を適用すること」と定められています。

ロータリアンの奉仕活動実践に関する項目であり、この項目が最初に制定されたのは、1922年のロスアンゼルス大会です。当時は、奉仕理念の研鑽は例会を通じて行い、奉仕の実践は例会場をでて行うという考え

方が強く、それを端的に表したのが、「Enter to learn, go forth to serve 入りて学び、出でて奉仕せよ」という言葉です。

「奉仕の理想を適用すること」とは、ロータリーの奉仕哲学である「Service above self」の精神を適用して、個々の奉仕活動の実践に対処し、その実践活動に根底にある考え方が「He profits most who serves best」であるということを意味します。

実践活動の対象は例会場の外の世界、すなわち Community 全体ということになります。ロータリーにおける奉仕活動の実践は個人が原則ですから、奉仕理念の適用はまず個人生活から始め、それを家庭生活に広げていかなければなりません。ロータリーでは配偶者の協力を特に要望しますが、それは Community の最小単位を家庭だと考えているからです。それを職業生活に適用したものを職業奉仕、地域社会に適用したものを社会奉仕、国際社会に適用したものを国際奉仕と表現しています。

奉仕活動の実践に当たっては、奉仕の理想をこれらすべての社会に浸透させると共に、ロータリアン以外の人をも取り込んだ形で奉仕の実践が行われなければなりません。

ロータリーの綱領や定款では、どのような奉仕活動の実践をすべきかについては定義されていません。奉仕活動実践はロータリアン個人やクラブの自由裁量権の範疇に入りますから、綱領では「奉仕の理念を適用する」と、抽象的に述べるに留め、個人奉仕はまったく個人の裁量権に委ね、クラブ・レベルのものはその大枠をクラブ細則で規定しているのです。

「決議 23-34」には次のように記載されています。「奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことを言うのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。」

いかにロータリーの歴史や奉仕理念を深く知っていたとしても、理念に基づいた実践活動を行わなければ、ロータリアンとしての存在価値はありません。ロータリー運動は実践哲学の運動であることを忘れてはなりません。

初期のロータリーの思考の中には国際奉仕という概念はありませんでした。しかし、第一次世界大戦の影響を受けて、世界中のロータリアンの親睦によって世界の平和を保つことができないだろうかという発想が生まれ、1917年にアーチ・克蘭フの提唱によってアーチ・克蘭フ基金(後のロータリー財団)が創立されました。

1921年、アメリカ本土を離れて始めてスコットランドのエジンバラで国際大会が開催されたことを記念して、「奉仕の理想に結ばれた、事業と専門業務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること」という国際奉仕に関する声明が発表されました。これをロータリーの綱領に加えようという提案が出されましたが、この大会では採択に至らず、翌1922年に開かれたロスアンゼルス大会において、当時のロータリーの綱領の第六項として正式承認を受け、更に1935年のメキシコ・シティ大会で、第四項となって現在に至っています。

第三項に「ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること」という記述があり、この「社会生活」の中に国際社会も含まれているので、ことさら国際奉仕だけを詳細に説明する必要はないのですが、エジンバラ大会で採択されたこの文章が、あまりにも印象的であったため、敢えて綱領の第四項として残されたものと考えられます。

人道主義に基づく援助活動が国際奉仕活動の主流を占めているのが最近の傾向ですが、国際奉仕活動の根底にある考え方は、国家という概念に捕らわれず、ロータリアン同士の信頼ある友情に基づいた国際理解と善意と平和によって、現実の一つではない世界の一つにして、恒久の

世界の平和を達成することを意図したもののなのです。

その意味から、ロータリーが大きく関与した国連憲章の制定、世界友情交換、ロータリー親睦活動 RF、国際青少年交換 YEP、国際親善奨学金制度、姉妹地区や姉妹クラブ締結などは、綱領第四項に直接結びついた活動と言えます。2002 年度から開始された世界平和奨学金制度は、まさしく世界平和を専門的に研究する人材を養成する活動であり、ロータリーの国際奉仕の目的に添った活動だということです。

1962 年に世界社会奉仕 WCS が提唱され、現在ではこの活動が国際奉仕活動の主力を占めるようになってきました。これに関して直木太郎パストガバナーと松本兼次郎パストガバナーが、「ロータリーの友」を通じて激論を戦わした「杞憂論争」があります。直木氏は「WCS は国際問題の解決には役立つが、ロータリーの綱領に基づいた国際奉仕とは言えない。これは国家が考える問題であって、ロータリーがこれに安易に取り組めば、将来に禍根を残す恐れがある。」と語り、これに対して松本氏は「WCS は結果的に世界平和に繋がるから、国際奉仕である。」と反論しました。

貧困、飢餓が原因となって地域的な紛争が起こり、これが拡大して国家間の戦争に拡大します。これを未然に防ぐために、ロータリー財団の資金を有効に使って、飢餓、貧困、識字率向上、失明救済、エイズ予防などの WCS 活動をすることは、結果的に世界平和に寄与することになるというのが、現在の RI の考え方です。

資金とマンパワーを無限に要求する、人道的国際ボランティア活動が主流となった現状を見るにつけ、これらの活動の必要性を痛感しつつも、直木氏の「杞憂」がまさに的中した感があります。

2002 年 10 月 4 日

ロータリーに入会した著名人

ロータリー運動に熱心であったか否かは別にして、多数の著名人がロータリー運動に参加しています。今回は過去の資料の中から何人かの名前を拾い出して見ました。

科学者

- 初めて無線機を作り通信に成功して、1909年にノーベル賞を受賞した **Marconi** マルコーニは、イタリア・ボローニア RC の会員でした
- アフリカにおける診療に一生を捧げ、1952年ノーベル賞を受賞した **アルベルト・シュバイツァー Albert Schweitzer** 博士は、ドイツ・コルメルフロナ RC の名誉会員でした。

作家

- ドイツを代表する作家トーマス・マン **Thomas Mann** は、ドイツ・ミュンヘン RC の正会員でした。

国家元首

- スウェーデン国王グスタフ・アドルフ 6 世 **Gustaf VI Adolf** は、スウェーデン・ストックホルム RC の名誉会員でした。
- モナコ国王レーニエ大皇 **King Ranier** は、モナコ RC の会員でした。

軍人

- アメリカ極東軍司令官ダグラス・マッカーサー **General Douglas Macarthur** は、フィリッピン・マニラ RC の会員でした。

政治家

- 31 代アメリカ大統領ハーバート・フーバー **Herbert Hoover** は、ア

ーカンソー州ブルッフ RC の会員でした

- イギリス首相であり、1953 年ノーベル賞受賞者ウインストン・チャーチル Sir Winston Churchill は、ロンドン RC の会員でした。
- 33 代アメリカ大統領ハリー・トルーマン Harry Truman は、ミズリ州インディペンデンス RC の会員でした。
- 34 代アメリカ大統領アイゼンハワー Dwight Eisenhower は、カンサス州アビレンス RC の会員でした。
- 35 代アメリカ大統領ジョン・ケネディ John Kennedy は、マサチューセッツ州ハネス RC の会員でした。
- アメリカ大統領ジョージ・ブッシュ大統領(父親)は、現在もテキサス州ヒューストン RC の会員です。

ヨーロッパの君主国の国王や王族がロータリーに入会している例は多いようです。最近はロータリーのイメージを高めるために、王族や国家元首をはじめ、社会的に著名な人を入会させようという動きが盛んなようです。一昨年名誉会員としてロータリーに入会したビル・ゲイツ・シニアはその一例でしょう。

上記の著名人たちは超多忙であり、毎週の例会には参加不可能だと思われるので、多分名誉会員として入会しているものと推察されます。

2002 年 10 月 17 日

profit 考

アーサー・フレデリック・シェルドンはビジネスをサービス学という科学として捉え、それを具体的に説明するために「**He profits most who serves best**」というモットーを提唱し、ロータリーはそのモットーを職業奉仕の理念として採択しました。

チャンスをつかんで一攫千金を夢見たり、顧客や同業者を欺いた不正取引によって儲けるのではなく、論理的な方法で永続的な利益をあげることを選択したわけです。

当時の人たちは「ロータリーが提唱した職業奉仕を実践すれば、必ず自分の事業は発展する。」と信じてロータリー運動に参加したわけですから、シェルドンが使った「**profit**」という言葉はまさしく「利益」ないしは「儲け」を指しているものと思われます。

日本人には、東洋哲学とか儒教に基づいた考え方が、深く DNA に刻み込まれているらしく、この「**profit**」を精神的なものと考えたいという願望が強いようです。

果たして、「**profit**」には金銭的な利益以外に、精神的な満足感が含まれるのかどうかについては、ポール・ハリスを始めいろいろな人がいろいろな説明をしていますが、それはその人の解釈であって、必ずしもシェルドンの考え方とは言えません。

そこで、シェルドン自身の言葉の中から「**profit**」とは何を意味するかを探ってみたいと思います。

1910 年スピーチ原稿抜粋

- 19 世紀における実利主義の特筆すべき点は競争であり、毎日毎日が食うか食われるかという人間の本能をむきだしにした状態が最高潮に達した。
- 20 世紀の実利主義の特徴は協力することであり、他人に利益をもた

らすことこそが正しい経営学だということを理解し、販売学が人間に対するサービス学であることを理解し、同僚に対して最も奉仕した者が最も報われる **He profits most who serves his fellows best** ことを理解するのである。

1911 年スピーチ原稿抜粋

- 我々は商業の時代に生きており、商業や事業は科学である。経営学は、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる **He profits most who serves best**」に基づくサービス学である。
- 広い意味で、すべての人はセールスマンである。それぞれの人は、それがサービスか商品かにかかわらず、売べきものを持っている。
- 商売上における人生の成功は、末永く **profit** をもたらす顧客を確保する技術を持って、事業を営むことによって決まる。
- 血の通った事業を築いていくのは、**profit** を得るために、品物を買うように人々を説得する原動力、すなわち販売術である。血の通った販売術の源となる心こそサービスであり、最終的に、買手と売手の双方に **profit** と満足を与える原動力である。
- 広い意味における人生の成功は、幸運とか機会というものではなく、心理的、道徳的、物質的な自然の法則によって支配されている。これらの自然の法則のすべてを調和させる活動こそ、最高の成功を意味する。
- サービスをしたいという願望は、利己主義や自らを意識するという段階から、宇宙を認識するという英知に向かう段階に至る人間のたどる道として発展したものである。言いかえれば、我々が利他の心を持って他人の成功を願うことは、自らが成功への道を歩んでいることである。
- すべての人は、事業上および専門職務上で、もっと多く、もっと良くサービスするための潜在能力を持っている。サービスの見返りは、

必ずや、あなた方にもたらされるのである。

1913 年スピーチ原稿抜粋

- 自らの事業において成功を収めようと思えば、自然の法則に従わなければならない。商取引で **profit** を得ることは決して汚いことではない。
- 「すべて人にせられんと思うことは、他人にもその通りにせよ」の教えを、ロータリーは、取引において、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」と表現している。
- **profit** を得るためには奉仕をしなければならない。それは自分が他人からして貰いたいことを他人にすることである。**profit** を得たいと思えば、社会において奉仕をするのが、人生の法則である
- 奉仕を行った人が、現世において受け取る見返りが、**profits** である
- ビジネスの世界は、原因によって結果が得られる。小さな奉仕には僅かな **profit** しか得られないが、大きな奉仕には結果として、多くの **profit** が得られる。

1921 年スピーチ原稿抜粋

- 幸福という概念は、「他人からの愛情や尊敬」と「良心・自尊心」と「お金」によって成り立っている。他の人々からの愛情や尊敬、曇りのない良心、仲間との毎日の取引の結果として得られる物質的な富は、少なくとも程よい幸福と言うべきであろう。
- 奉仕哲学における **profit** という言葉には、お金とお金をもたらす恩恵が含まれている。物質的な富だけでなく「他人からの愛情」と「自尊心」といった、精神的な価値をも含んでいるのである。

1910 年、1911 年、1913 年のスピーチは、**profit** を明らかに物質的な利益、すなわち儲けと考えています。ロータリーの奉仕哲学に基づいて

利益をあげよう、別な言い方をすればロータリーの奉仕哲学に基づいた経営をすれば、必ず利益が得られるということです。

1921年のスピーチでは、**profit**を「お金」と「お金によってもたらされる恩恵」と若干広義な解釈をしています。具体的に述べられている「他人からの愛情」と「自尊心」といった、精神的な価値も、「お金によってもたらされる恩恵」という前提条件をつけていますから、「清貧」とか「利益を度外視した満足感」とは別次元のものです。先ず利益を確保し、その利益の中から精神的な恩恵を受けるという考え方ようです。

2002年10月24日

なぜロータリーに入会するのか (1963 年版)

ラルフ・コリンズ(ロチェスター・ロータリークラブ)

ロータリアン誌 1963 年 9 月号

1. 集団の一員となるニーズ

ある人が「バイソンと象だけが、より強い群れを作る本能を持っている。」と皮肉ったが、ロータリアンはそれ以上である。分別のある人はいつも強い群を作る本能を持っている。それは自己保存と食物と性に次ぐ四番目の本能として知られている。群を作る本能は、個人の行動が、共同社会の全体の行動と調和していることを保証するものである。男も女も、人間を磨く教養でも、グループに加わろうとする傾向がある。分別のある人は、仲間外れになるまいとして、身内の者になろうとする。どうしてだろうか？ 何故なら、人は根本的に、一生を通じて、人間のすべてを改善するために尽力しようと欲しているからである。

2. やりがいがある運動に自らの最善を尽くすニーズ

私は、多くの人々が、毎日毎日、自分の専門分野で、問題に対する返答を模索しながら活動しているのを見ている。私は、彼らに言っている「あなたの最善を尽くしなさい。地域社会や教会のプロジェクトに熱中するか、または、しばらくの間徹底的に、ニーズのために個人を捧げなさい。この献身の結果として、あなたはすぐ豊かな心になるでしょう。その豊かさとは、再び人類の一員になったような気持ちを、その人に抱かせるような満足感に満ちた豊かさなのです。それを行うことによって、あなたや我々みんなは、自分以外の人たちのことや、いろいろな事に夢中になってしまった余り、自分の身の上の些細な出来事や悩みを忘れてしまうのです。このことは、我々の生活のバランスを取るのに限りなく役に立ちます。ロータリーは、社会奉仕を見つけだすまでは、どこにも行きようがありませんでした。まったく利己的な目的のために、長い時

間人々を団結させておくことはできないのです。組織に対する忠誠心は、為すべきやりがいがある事に正比例します。あなた自身に与えられたボランティア活動は、すべての偉大なる活動の一部なのです。」

3. 心を通わせるニーズ

我々は基本的に、実業や専門職種の世界で、自分たちの仲間と語り合うことが好きである。ロータリーの昼食、委員会、ファイアサイド・ミーティング、地区大会、国際大会は、この機会を我々にもたらす。しかし、我々はどれだけ多くのことを、聞くことができよう。たまたま、我々はいろいろなことを学ぶことができるように、二つの大きい耳と一つの小さい口を持っている。次のロータリーの例会で、彼にとって問題となり、興味をひき、報われることは何であり、それをどのようにするのかを、近くの人に聞いてみるがよい。

あなたが旅行する時には、あなたが訪問するロータリークラブでも同じことをしなさい。あなたが会った人から学ぶべきことと、隠れた報酬の多さに、あなたは驚かされるに違いない。

4. 人々の福祉に関係する組織と我々自身とが共に行動するニーズ

我々は、人々の福祉に関係する組織と我々自身が共に行動し、事業と社会の道德の改善をはかる必要がある。我々のほとんどは、幸せに恵まれない人たちを助けるように教えてきた、社会的、宗教的な環境の中でしつけられてきた。我々が成人になっても、まだその影響をうけている。他人のニーズに対して気を配るように、我々の教師や両親やその他の人たちが行ってきた、すばらしい仕事を証明しようとして、我々の良心が痛むのである。

5. 世界の問題を解決するのに役立つニーズ

あらゆる世界中の人々は、ボランティアの精神の虜にならなければならない。我々は現実の問題に、我々の時間、考え方、エネルギーを傾注しなければならない。これらの問題のほとんどは、人々を対象としたものであり、人々に対する奉仕は、我々にとって終わりのない事業である。

一人の力では、ほとんど成し遂げることが不可能なので、共に行動することが多い。ロータリーは、我々が多くのことを成し遂げる道を提供する。

6. はけ口としてのニーズ

職場や家庭や社会生活の中では、満足することのできないエネルギーが存在する。ある者はスポーツを好み、ある者は、やりがいがある活動に、自分のエネルギーを発散できる多くの活動を抱えているロータリーのような奉仕のはけ口を好む。これは、その三本の脚を、職業、余技、レクリエーションに、そして4本目は、家族や宗教や芸術や音楽や文学を含めたものとして例えられる、人生という椅子のバランスを保つようなものである。

7. 成長し、円熟し、学び、改善するためのニーズ

一緒になって昼食をとりながら、他の人たちの話を聞いたり、彼らの興味のあることや、家族や仕事や失敗談や成功談や旅行の話を語り合うことによって、その人は学んでゆく。夫、父親、雇い主、従業員、市民、ボランティアなど、すべての人は、自分果たすべき多くの役割を、自分自身で進歩させることができる。世界に広がるロータリーは、教師に満ち溢れており、すべての人はお互いから学び合う。

8. 心暖まる親睦へのニーズ

自らが社会経済の専門家であり、知性があり、地域社会へ関心度が高い人たちによる心暖まる友情は、我々みんなが必要性を認める強い思いである。共に歌いたいという願望は、原始的な本能ではない。しかし人々は、未だに歌や物語を愛し、時には子どもたちと遊び、スポーツに興じ、すばらしい時を過ごす。それは精神にも、健康にも、身体にも良いことである。

9. 世界中のあなたの仲間を知るニーズ

国際ロータリーにおけるロータリークラブの組織は、他のロータリアンの心や家庭や職場に通じる多くのドアを開け放っている。従って、

我々はお互いの伝統や歴史や宗教や文化や習慣や望みや恐れまでも、より充分により明確に理解することができる。我々が旅行する時、もし学んだり聞いたりするために入りたいと思えば、ブルーと金色の歯車のボタンは、多くのドアを開けてくれる。このようにして、世界的な兄弟愛は強められていく。

10. ボランティア活動にリーダーシップを発揮するニーズ

我々の中のある者は、リーダーシップの能力と技量を持っている。これらの技量は、ベールを取って開発される環境が整うまでは、無意識のうちに、隠れて存在しているのかもしれない。我々は他人が見ることができても、自分自身の技量を見ることができない。ロータリー運動におけるリーダーシップは、数多くの人たちに、10倍もの報酬をもたらしている。

2002年10月30日

なぜロータリーに入会するのか(2001 年版)

リチャード・キング

1. 友情。ますます複雑化する世界で、ロータリーは、最も基本的な人間のニーズの一つである友人と親睦を提供します。これは 1905 年にロータリーが創設された二つの理由の一つです。
2. ビジネス上の発展。ロータリーが創設されたもう一つの元々の理由です。誰でもネットワークが必要です。ロータリーは全てのビジネス社会を網羅する横断的な組織です。会員は、あらゆる職業の人々が参加しています。ロータリアンはお互いに助け合い、団体として他者を助けます。
3. 個人的成長と発展。ロータリーの会員は、人間関係を発展させ、自身を切磋琢磨するために、教育を受け、個人的に成長し続けます。
4. リーダーシップ開発。ロータリーは、指導者や成功者から成る組織です。ロータリーで役職に就いて奉仕することは、いかにしてリーダーたちを奮起させ、影響を与え、導くかという、リーダーシップの大学教育のようなものです。
5. 地域社会の市民たること。ロータリー・クラブの会員となることは、より良い地域社会の構成員となることです。一般に、ロータリー・クラブは地域社会の最も活動的な市民から構成されます。
6. 教育の継続。ロータリーでは、毎週、地域社会、国、世界で何が起っているのかという情報を与えるプログラムが用意されています。さまざまな講演者が各人各様な議題について話します。
7. 楽しみ。ロータリーは楽しい所です。大変楽しい所です。どの会合も楽しく、クラブ・プロジェクトも楽しく、社交活動も楽しく、奉仕も楽しいのです。
8. 人前で話す術の養成。ロータリーに入会する人々の多くは、人前で話すのを怖がります。ロータリーは人前で講演するための自信やコツを

身に付けさせ、その機会を与えます。

9. 世界の市民たること。どのロータリアンも「国際ロータリー」と書かれたピンを身につけます。そして、その誰もが 194 カ国・地域にある 29,000 のクラブへの出席を歓迎され、奨励さえされています。地球上で、ロータリー・クラブのない所はほとんどありません。各自の地域社会で、世界の地域社会で、直ちに友人を持つことになります。

10. 旅行中の援助。ロータリー・クラブは至る所にあるため、これまでに多くのロータリアンが、旅先で、医師、弁護士、ホテル、歯科医、助言など必要なものをロータリーを通して即座に得ています。

11. 余興。どのロータリー。クラブや地区にもパーティーや活動があり、会員の職業人生に気分転換をもたらしています。ロータリーの開催する学術会議、大会、協議会、研究会では、ロータリー情報、教育、奉仕の他に余興を提供しています。

12. 社交術の養成。毎週、そして様々な行事や活動の場で、ロータリーは各自の対人、社交術を養成します。ロータリーは人が好きな人々、あるいは人を好きになりたい人々のための場です。

13. 家族のためのプログラム。ロータリーは、世界屈指の青少年交換プログラムを提供しています。即ち、将来のロータリアン候補者のための高校や大学のクラブ、配偶者のためのクラブやプログラム、家族が家族であることの価値を高め、発展させるための活動。

14. 職業技能。各ロータリアンは、各自の職業や専門職務の発展に貢献すること、すなわち、委員会で奉仕することや、各自の仕事や職業について青少年を指導することが期待されています。ロータリーは、会員ひとり一人がより良い医師、弁護士、教師など(何であれ生計を立てている職業)になるよう援助します。

15. 倫理感の醸成。ロータリアンは各自の倫理基準である 4 つのテストを実行します。ロータリアンは、職業上および個人的関係において倫理的であることが期待されています。

16. 文化的意識。世界中で、実際ロータリーにはほとんど全ての宗教、国家、文化、人種、信条、政治的信条、言語、皮膚の色、民族性が存在します。あらゆる背景を有する最も著名な世界市民の断面図です。ロータリアンは他の文化について理解し、至る所で人々を愛し、人々と共に働くことを学びます。その過程において、自国のより良い国民となります。

17. 名声。ロータリーの会員は卓越した人々です。実業界、専門職務、芸術、政府、スポーツ、軍事、宗教、その他あらゆる部門の指導者です。ロータリーは世界最古の最も信望の厚い奉仕クラブです。会員は、管理職、経営者、専門職者、すなわち、意思決定を行い、方針に影響を与える人々です。誰もがロータリーへの入会を勧誘されるわけではありません。

18. 好人物との交際。何にもまして、ロータリアンは好人物です。地上で最も好ましい人々です。彼らは、重要人物であることは好ましいが、好人物であることの方がもっと大事だという方針を堅守する重要人物です。

19. 「公式信条」のないこと。ロータリーには密かな握手も、秘密の方針も、公式信条も、秘密の会合や儀式ありません。ただ他者を助けることの重要性を信じる男女のための開かれたクラブです。

20. 奉仕する機会。ロータリーは奉仕クラブです。その事業は人、その製品は奉仕です。ロータリアンは社会、すなわち地元地域社会と国際地域社会の両方に奉仕します。このことは、おそらくロータリアンになる第一の理由でしょう。すなわち、誰か他者のために何かをする機会、そして、その過程での自己実現。そして、自己の人生への報い。ロータリアンは超我の奉仕を信じます。これは大変やりがいのあることです。「最もよく奉仕する者は、最も報いが大きい」のです。

2002年11月8日

新しいロータリー財団補助金制度

2003 年 7 月より、人道主義的活動に対するロータリー財団補助金制度が大幅に変更されます。

1. 従来の国際財団活動資金(WF)と地区財団活動資金(DDF)との配分は 40%:60%でしたが、これが 50%:50%になります。
2. 3-H 補助金、3-H 計画準備助成金は、現在一時停止中です。
3. マッチング・グラント(旧同額補助金の名称変更)
 - 他の国のロータリアンと共に行う人道的奉仕プロジェクトに対する補助金制度です。一般の世界社会奉仕プロジェクト(WCS)や識字率向上、失明救済等のプロジェクトがこれに相当します。
 - DDF に対しては寄付額の同額が、クラブ・個人の寄付に対しては寄付額の半額が WF から補助されます。例えば DDF から 5,000 ドル拠出すれば、RI から 5,000 ドルの補助金がでるので、合計 10,000 ドルのプロジェクトが実施できます。
 - 25,000 ドル未満の申請は 2003 年 7 月 1 日から 2004 年 3 月 31 日まで受理されます
 - 25,000 ドル以上の申請は 2003 年 8 月 1 日から 2004 年 1 月 1 日まで受理されます
 - プロジェクト実施国におけるパートナー地区またはパートナー・クラブが必要です。
 - 申請書は 141-JA です。
4. 地区補助金
 - 従来のヘルピング・グラント、CAP、輸送補助金、新人道的補助金がまとめられて、地区補助金となりました。
 - 従来、ヘルピング・グラント(パートナー地区またはクラブがない人道的奉仕プロジェクト)には半額が WF から補助されていましたが、この補助がなくなるものと思われます。

- DDF の 20%までを地区補助金に当てることができます。
- 申請は 2003 年 7 月 31 日(7 月 1 日の間違いだと思います)から 2004 年 3 月 31 日までとなっていますが、資金が使用可能になる直前のロータリー年度に提出するという但し書きがついています。(表現に矛盾があります)
- 個々のプログラムに対する詳細は、現時点では不明です。
- 申請書 153-JA は現時点では出来上がっていません。

5. 個人向け補助金

- 奉仕プロジェクトを計画または実施するロータリアン個人の旅費がまとめられて、個人向け補助金となりました。
- 従来の、ロータリー・ボランティア補助金、世界社会奉仕補助金、カール・ミラー助成金がこれに含まれます。
- 個々のプログラムに対する詳細は、現時点では不明です。
- 申請書 136-JA は現時点では出来上がっていません。

2002 年 11 月 14 日

2004 年規定審議会の傾向と対策

2004 年にシカゴで規定審議会が開催されることは皆さまご承知だと思います。これに参加する地区から 1 名の代表議員は、すでに昨年の地区大会で決定され、今年度の地区大会では、これに提案する立法案の審議が行われます。地区やクラブからの提案は、地区大会において審議されたものでなければなりません。地区大会で承認されれば、ガバナーの責任として、その立法案を RI に提出することになりますが、もし、地区大会で否決された場合は、一旦、提案クラブに差し戻されて、クラブ側の判断に委ねられます。すなわち、クラブ理事会がどうしても提案したいと希望した場合は、「地区大会で非承認」と記載された別の書式で提案することができます。前回までは、同じ申請書に「地区大会で承認」「地区大会で非承認」の何れかにチェックを入れて出せばよかったのですが、今回からは申請書が別になりました。

日本のロータリアンからは、出席規定が緩和されたのはけしからん。ロータリーの根幹である職業奉仕はどこにいった。ロータリーのタガが緩んでいる。昨今の RI の動き方はボランティア団体化している。といろいろな不満がでています。

その一方で、欧米のロータリアンからは、もっと出席規定を緩めよ。例会出席するよりもボランティア活動の方を優先すべきだ。という声が出ています。

いずれの意見が正しいのかは、あえて申し上げませんが、こういったロータリーの理念や活動のバックボーンとなるのが、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款であり、それを改正する唯一の場が規定審議会です。

規定審議会に提出する提案を総称して立法案といいます。立法案は制定案と決議案に分かれ、制定案は RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款の改正を意味し、決議案は考え方や活動の方向付けを RI 理事

会に提案する性格を持っています。そして、提案者は、RI 理事会、地区、クラブ、規定審議会そのものがまったく対等な立場で提案することができます。なお、規定審議会や理事会提案は、書式さえ整っていれば、規定審議会終了の時点まで提案することが可能です。

投票は全世界の 530 地区から選ばれた代表議員のみで行われ、RI 理事会のメンバーや特別議員には投票権は与えられておりません。採決は多数決で決められ、RI 定款変更と立法案に対する修正動議は 2/3、その他の案件については単純過半数となっています。

ロータリー運動を理念としてとらえるか、実践としてとらえるか、理念と実践の双方としてとらえるかについても国様々、人様々です。ロータリー運動に関する研鑽の度合いについても人様々です。こういった様々な考え方をもち、様々なレベルの人たちの過半数の賛成によって、ほとんどのことが決まるというのが現実の姿です。

さて、ここで 2001 年規定審議会に提案されて、僅かな差で否決された立法案をご紹介します。

1. クラブ例会への出席義務 30%を廃止する (214:269 で否決)
 2. メークアップを含めて出席義務 60%を廃止する (214:277 で否決)
 3. クラブ会員資格に元財団学友を加える (219:273 で否決)
 4. クラブ会員の条件を「事業および専門職業の重要な地位」に変更する (267:224 で否決。RI 定款改正なので 2/3 の賛成が必要)
 5. 会員資格に公職の人を加える (209:222 で否決)
 6. He profits most who serves best を They profits most who serves best に改正する (220:259 で否決)
 7. 規定審議会代表議員を投票によって決定する (206:294 で否決)
- こういった提案が僅かな差で否決されており、例年の傾向をみると、同じものが再提案されて、承認される可能性も否定できません。

さらに、最近の規定審議会に毎回提案されているものとして

1. 青少年、環境保全部門を加えて四大奉仕から五大奉仕に変更する

2. 例会開催を 2 週間に 1 回とする

といった提案がまたまた出ることが予想されます。

また RI から、

1. 2005 年のポリオ・プラス終了後の新しいプロジェクト

2. 現在はパイロット・プログラムとして認められている、ニューモデル・クラブ制度の正式採用

等の提案があるかも知れません。

2002 年 11 月 20 日

ロータリー研究会

一般のロータリアンには馴染みが薄いかもしれませんが、国際ロータリー役員、元役員を対象にして開催される会合にロータリー研究会があります。この研究会は「ロータリー国際研究会 Rotary International Institutes」と「ロータリー・ゾーン研究会 Rotary Zone Institutes」に大別されます。

国際研究会は、国際協議会および国際大会と平行して、通常はこれらの会合の直前に開かれます。

国際協議会はガバナー・エレクトに対する研修が主な目的であり、国際大会は多分にお祭りに近い会合であるに対して、このロータリー研究会は、ロータリーの国際的なシニア・リーダーが一堂に会して、ロータリーのプログラムや考え方に関して討議する、意義深い会合です。

参加できるのは原則として RI 会長・理事・ガバナーをはじめとする現役員と元理事・パストガバナーですが、それ以外の方も参加者のゲストとして登録すれば、出席が可能ですし、会場における発言も許されます。

国際協議会前のロータリー研究会は、わざわざ研究会に参加するだけでなくアナハイムまで出かけるのは大変ですので、参加者は国際協議会参加者が中心になりますが、国際大会前の研究会(プレ・コンベンション)は、大会参加の日程を 2 日ほど早めれば誰でも参加することができます。・・・と申し上げる私も、ブエノス・アイレス国際大会の前に開かれたロータリー研究会のオープン・フォーラムに参加したのが最初ですが、会場からの質疑が次々に出されて議論伯仲し、非常にインパクトの強い会合でした。

次回のブリスベン国際大会では大会の前々日 5 月 30-31 日に開催される予定です。ブリスベン国際研究会の副委員長をされる小谷元理事のお話によれば、例年、日本からの参加が 3-4 名と少ないため、この研究会

では 100 名の参加者を募って、日本語のセッションを設け、同時通訳もつけるということです。ぜひ参加してみてください。ただし、一般のロータリアンの方は参加できる権利を持っているロータリアンのゲストとして登録する必要がありますし、国際大会とは別に登録料がいります。

もう一つのロータリー研究会は、もともとゾーン研究会と呼ばれていたものがロータリー研究会となり、さらに 2001 年 7 月の理事会で再びゾーン研究会と呼ばれるようになりました。

ゾーン研究会は、ゾーンを単位に、原則として年 1 回開かれますが、日本の場合は第 1、第 2、第 3、第 4(a)ゾーンが合同して開催されます。年度によっては第 4(b)も合同で開かれることもありますので、その場合は台湾や香港のロータリアンも参加してにぎやかな会合になります。

理事が選出されているゾーンがホストを引き受けて開催されるのが普通で、今年のゾーン研究会は、ビチャイ・ラタクル会長とグレン・キンロス財団管理委員長をお迎えして、11 月 29 日・12 月 1 日に大阪で開催しました。

主催は RI 理事で、参加者は元・現 RI 理事、役員、役員エレクトですが、一般のロータリアンも参加者のゲストとして出席することができます。基本となるテーマは RI 理事会から要請されますが、地元ゾーンのニーズに基づいた議題を選ぶことができます。

ちなみに今回の研究会は、次のテーマについて討議されました。

1. クラブ組織、会員教育、職業倫理の遵守
2. 会員増強と退会防止
3. ポリオ撲滅
4. 平和と紛争解決に関する国際問題研究のためのロータリー・センター
5. 識字率向上
6. 米山記念奨学会

2002 年 12 月 1 日

One profits most who serves best

2002 年 11 月の RI 理事会は、我々ロータリアンがこよなく愛し慣れ親しんできたロータリー・モットーである He profits most who serves best の使用を停止し、その代わりに One profits most who serves best を使うことを決定しました。

ロータリー・モットーの採択や変更は規定審議会において採択を受ける必要がありますから、2004 年規定審議会で正式に決定するまで、暫定的にこのモットーを使うということだと思います。

従って次の規定審議会では、このモットーの廃止するか、原文のまま継続使用するか、He を One に変更して使用するか、さらに前回否決された He を They に変える案を含めて、激論が戦わされるものと予想されます。

この問題の伏線として、2001 年規定審議会において 01-678「全てのロータリー用語から性に関する表現を削除する件」が採択されたことを受けて、2001 年 6 月に開催された RI 理事会は、このモットーに He という性限定用語が使われているという理由で、モットーそのものを使用停止にしました。しかし、日本からの反対によって 2001 年 11 月 RI 理事会はその決定を撤回したという経過があります。

しかしながら、日本のロータリアンから見れば異常とも思える女性ロータリアンからのクレームに攻しきれず、さりとて、2001 年規定審議会において He を They に変える提案 01-391 は 220 対 259 で否決されているので、They を使うわけにもいかず、苦肉の策として He を One に変更したものとされます。

このモットーはロータリーに職業奉仕という概念を導入したアーサー・フレデリック・シェルドンによって作られ、1911 年のポートランド大会で「ロータリー宣言」の結語として使うことが満場一致で採択され、1950 年の国際大会で、Service above self と共に正式なロータリー・モ

ットーとして採用された、ロータリーの歴史と理念の上で重要な意味を持つドキュメントです。

しかし、職業奉仕理念の衰退と共に、このモットーの存在が疎んじられ、1989年の規定審議会では 89-145 によって第二モットーに格下げとなった上、アメリカ国内法によって女性の入会が認められたことによって、性限定用語だという理屈にならない理屈で、この職業奉仕の原理とも言える名文が改変されることに激しい怒りを感じるのは私だけでしょうか。

女性が入会した後に作られる文章に関しては、性限定用語を使わないように配慮することは当然としても、それ以前に作られ、かつ歴史的、理論的な意義を持つ文書にまで、これを適用する必要があるのでしょうか。

昨年のテーマに使われた **mankind is our business** はディッケンスのクリスマス・キャロルから引用した文章ですが、この **mankind** という単語を巡ってかなりの論議があったと聞いていますが、キング元会長は、古典からの引用であるとおつぱねたそうです。なぜ、**mankind is our business** が許されて、**He profits most who serves best** が許されないのでしょうか。ロータリーの世界におけるシェルドンの存在は、文壇におけるディッケンスの存在以上に重要なことは、ロータリー歴史を少しでも勉強した人なら判るはずです。従ってこの一連の経緯は、性限定用語が含まれていることを表向きの理由にした、ロータリーのシェルドン離れ、すなわち職業奉仕の軽視ではないかと勘ぐらざるを得ないのです。

私は今までに数多くの外国のパスト・ガバナーとロータリー談義をしました。流石にパスト・ガバナーだけあって全員が、**He profits most who serves best** というモットーを知っていましたが、台湾、韓国以外の殆どの人は、このモットーを作ったのがシェルドンであることも、シェルドンが提唱した職業奉仕理念がどういうものであるのかを知りませんでした。1/3 位の人は、その話に関心を示しましたが、残り的人たちは「そ

んなことを議論している暇があったら、ボランティア活動に精出したら
どうだい」と言い出しかねない雰囲気でした。

ビチャイ・ラタクル会長は 11 月 29－12 月 1 日に開かれたゾーン研究会のスピーチの中で、職業倫理高揚について語った際、あえて **One** を使わずに、終始 **He** を使ったのが印象的でした。

2002 年 12 月 6 日